

刑 政

第 一 號	第 一 月 號	第 四 十 九 卷
雜 報	海 外 時 報	イタリヤの新行刑制度(一)
60	55	キヤンタ 1 46
		最近四年間小菅刑務所 釋放者の再犯状態
		富井隆信 36
		犯罪教育學と意志の問題(二)
		吉益脩夫 24
		教育刑の原理の再認識
		木村龜二 4
		民業壓迫とその調節(卷頭言)
		正木亮 2
財團法人 刑務協會 發行		

ヴイス、ウイルシヤア「精神状態と刑法」 □松本「最
 新工場経営法」 □安平「團體主義の刑法理論」
 十月號(五十一五) □ギリシヤ政府「一九三三年ギリシ
 ヤ行刑統計」 □ヴァン・デル・アー「刑法並行刑事情
 彙報」 □エルスター、リンゲルマン「犯罪學辭典合本
 第一卷」 □ブルヒヤルト「都市並に地方に於ける犯罪
 の状態」 □カイン「ベルギー行刑制度と社會防衛法」
 □グリツク「犯罪豫防」 □ダリユエ「犯罪に對する
 國家社會主義鬭争」 □輔成會「輔成會叢書一―六輯」
 □杉田「社會病理學」
 十一月號(五十八〇) □カナダ政府「一九三三年度行刑
 統計」 □ヴァン・デル・アー「ベルリン會議議事録」
 □ザーム「十九世紀中期迄のドイツ監獄學史」 □司法
 省調査課「ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度の
 改正について」 □法と自由のための會「第三帝國の行
 刑」 □カイン「シン・シンの犯罪者達」 □安平「刑法
 學の基本理論」 □ランゲン「系統的犯罪學要綱」

十二月號(五十九六) □ゲゼール「タルドと犯罪學」 □ル
 エール「フランス及びベルギーに於ける犯罪少年保護に
 關する民間の役割」 □メツゲル「獨逸刑法綱要」 □シ
 ヨーンフェルド「犯罪と犯罪者」 □草間「不良兒」
 □フォックス「犯罪と性的發達」 □中、左座「犯罪性
 變質者及拘禁性精神病の研究」 □安平「保安處分法の
 理論」

謹賀新年

昭和十一年一月一日

刑務協會

中尾文策	清原邦一	大竹武七郎	芥川信	森山武市郎	正木亮	東邦彦	谷内庄太郎	岡部常	椎名通藏	吉田律	岡五郎	岩松玄十
------	------	-------	-----	-------	-----	-----	-------	-----	------	-----	-----	------

平居三郎	大森日榮	野口幸喜	平野宗一郎	阿部清衛	大石武	能勢弘忍	野尻艾六	大原虎夫	伊藤忠次郎
------	------	------	-------	------	-----	------	------	------	-------

刑政

別業



第四十九卷 第一號

民業壓迫とその調節

またやかましい帝國議會が開會されようとして居る。恐らく今年も亦民業壓迫に關して二、三代議士が行刑當局に肉迫することであらうが、しかし、それは肉迫せんとする理論も無理ではなく、又、行刑當局の作業發展の努力も無理ではない。

刑法上懲役と勞働とを不可分の關係に置き、その勞役と囚人釋放後の生計問題とが不可分の關係に置かれて居る以上、行刑當局は永久に作業に努めるであらうし、民間は永久に陳情することであらう。その意味に於て民業壓迫問題は議會に於ける年中行事として數へ上げ得ることになるのである。

しかし、この問題も結局に於ては何等かの解決を與へねばならぬと思ふが、その解決方法としてわたくしは二つのものに想到するのである。即ち、その一は之を單なる行刑問題より切り離して所謂勞働分配の點より解決せねばならぬのである。勞働分配の問題よりすれば、國家が途にルンペンを放置することなきことに努めると同じく監獄に失業なきことに意を用ひねばならぬことになるのである。現に五萬有餘の囚人が同時に世の中に自活すると假定して、それらが自活するが爲めには總計幾何の生産が期待されねばならぬかといふその總計額が、囚人に、否監獄作業そのものに、許される勞働量でなければならぬのである。今日まで往々にして陳情される民業壓迫問題には時に理由なきにあらざるものをも見出すが、中には自己の壟斷せる生産牙城を侵害するその腹立たしさから爲すものが尠くない。かくの如き貪婪あくなき非難者に對しては政府としてはむしろそのものを取締つてこそ政策の十全を期し得ることになるのではあるまいか。

次に、わたくしはこの問題を行刑政策上如何にすればよいかに付いて論じて見たい。行刑當局としてはかかる非難を怖るべきではないが、しかし、又、その非難を打開し得るものとすればそこに意を拂はねば

ならぬこともちろんである。

近著のペンシルヴェニア刑務協會の發刊にかかる「監獄雜誌」Prison Journal 第十五卷第三、四號の報するところによれば、今回同州に於ける監獄作業局長より作業委員五名が選任されたさうであるが、その中の一人としてかの有名な刑事學者ルイス・エヌ・ロビンソン博士が加はつて居られるさうである。

ロビンソン博士が刑事問題の總てに對して深遠な知識を持つて居られることはわたくしが今更説明するまでもないが、博士は其中に於ても特に監獄作業に就ては天下の權威者であると同誌は推賞して居るほどである。その監獄作業の權威者を州政府が作業委員として選任したことは政府が博士をして受負作業の廢止を支持せしめ且最も困難なるかの民業との競業問題を防止せしめようとするに外ならなかつたのである。

このロビンソン博士の起用に對して右監獄雜誌は最も秀逸なる人事であるとほめたたへて居るが、之に付てわたくしは尠からず示教されるものがあつたのである。即ち行刑當局としてはかくの如く民業と關係の深いものである以上その經營に關して社會の權威者を糾合し一面には監獄内の作業合理化に關與せしめ、他面に於ては監獄作業擴張の故ある所以を外間に認識せしめる必要のあることを之によつて學び得るのである。

わたくしは既に久しく刑務委員會制度の必要なる所以を主張し續けて居るが就中今日の如く作業發展の時期に於ては特にこの種の作業委員を任命することが最も時宜に適するものであることを信じて疑はないのである。

昭和十年十二月八日夜

正木亮

教育刑の原理の再認識

— 行刑學の回顧と展望 —

木村 龜 二

- 一 教育刑の原理の再認識
- 二 教育刑の文化國理念と技術化
- 三 ナチス刑罰理論の批判と反省
- 四 國際刑法並刑務會議の二問題
- 五 ケトレ百年と刑事學への要請

昭和十年は、我が國の行刑史上劃期的意義を有するところの『行刑累進處遇令』の實施第二年であつた。その形態に於ては甚だささやかなる一司法省令に依つて、この國の行刑は世界に誇示し得るところの文化的意義を持つて居るのである。然し、又、この世界的に最も高い水準を持つたところの累進處遇令の精神、即ち教育行刑の精神は、これを實現する爲めには多くの試練と實驗とを必要とするのであり、わけても、その原理に對する強い確信を持たねばならぬのである。

昭和十年の秋に、一つの事件が我が教育刑原理に對する試練として與へられた。それは横濱刑務所に於ける逃走事件である。この事件は偶々、逃走受刑者が帝都に潛入したことに因つて、不幸にして、世の注意を必要以上に刺戟した。それと同時に、かねて教育刑の原理について根本的な理解を持つて居ない人々、又は、古い應報刑思想に對して無批判に執着して居る人々の間には、この事件に依つて、教育刑思想の實際的價値が批判せられたと速斷する者がなほなかつた。然し、正當に教育刑の理論を理解して居る者の間では、この事件は、累進處遇令の運用に關して一の貴重なる教訓を與へたに過ぎず、その原理そのものに對しては何等の特別の意義を持つものではないことを確信して居る。そのことを示すについては、この事件に對して與へた日本犯罪學會統制委員の宣言(日本犯罪學會雜誌第一卷第八號卷頭言)は特に注目すべき價値がある。それに、曰く、

『刑務所脱走者が帝都に潛入した事件はいろいろの意味に於て重大性を有することは言ふまでもない事であるが、就中一般國民をして行刑に對する懷疑と犯罪者といふものについての極度の憎惡を感じるに至らしめたことは免かれないことである。世人の多くは犯罪者に對して憎惡の感情を有することは已むを得ないことであらうが、吾々は一歩進んで何人も犯罪者を憐む心を持たることが最も望ましい事である。此事は言ふまでもなく宗教的感情を要求する意味ではなく、行刑といふものの基本觀念であつて、獨り刑務官のみに要求するのみならず、吾々國民として必ず持たなければならぬ感情であると信ずる。犯罪者を憎む限り此世の中から犯

罪者は影を没しないであらう。全國數萬を數へる受刑者の中から、極めて僅かの脱走者を出したからといふて行刑原理が革まる理由などあるべき筈なく、即ち吾が累進處遇令の精神は微動だもせざること言ふまでもない。行刑史の示すところの苛刑重罰によつて犯罪人を教化し、犯罪を豫防した例は無い。世人動もすれば反坐的感情を醸成し、報復的手段の強化に陥り易いのであるが、吾々はかかる非文化的傾向は極度に之を排斥して切に當局の善處を翹望する」と。

教育刑の運用上、一の失敗があつたが故に、その原理を疑ふといふことそれ自體が既に意味の無い論理の飛躍であるが、更に進んで、それを以て應報刑を採らねばならぬ理由であると考へる者があるとしたならば、もはや我々はそこに論理を前提したところの理論上の討議を爲すことを止めるより外ないであらう。

然るに、かかる論理の飛躍を敢て爲し、教育刑から應報刑へ轉換せんと試みつつあるのがナチスドイツの行刑である。ナチスの刑法學者は、この原理の轉換を正當化せんとしてあらゆる主張を試みんとして居る。そして、ナチスの人々は、昨年の秋ベルリンに於て開催せられたところの第十一回國際刑法並刑務會議に於て、一舉に、自己の立場を世界の學者並に實務家に向つて承認させようと試みた。即ち、この會議に於ける議題の第二部第一問はその爲めに提出せられたと見てもよいであらう。その議題に曰く「行刑に於て、犯罪人の教育及び改善の目的を以て適用せらるる諸種の方法(刑の執行の強き人道化、寛大なる特典、累進行刑に於ける強制の著しき緩和)は希望せられたる効果を擧げるのに適當なりや、而して其の諸種の努力の基礎となれる考へ

方は本來妥當なるものなりや」と。

この議題に對して、會議に参加せられたところの我が委員が如何なる具體的主張を爲されたかについては未だ詳ではないが、我が司法當局の意見は次の如くであつた。曰く「本問に付ては我國は積極的見解を採る。事實、我當局は昭和九年一月一日より全國的に累進制度を實施し、執行の教育化、改善者に對する處遇の寛大化を擴大し、殊に最上級者に對しては釋放準備の爲に強制を緩和しつつあり。尤も我國に於て試みたる累進制度は從來諸國に於て行はれたる累進制度の墮し易き點を考慮して上級に上進する毎に各人の責任を加大し、以て累進制度上往々にして陥り易き囚人の利己主義を避くることに留意せり。而して、本制度が實施せられてより茲に僅かに一年有半に過ぎざるも囚人の希望向上心は強化せられ現に作業能率の向上假釋放人員の増加を來したるは一面本制度と最も深き關係を有するものと見るを得べし」『第十一回國際刑法並監獄會議議題に對する司法省の意見』刑政四八卷第一〇號と。

又、この問題に關するベルリン會議の模様については、スイスのヘーベルリン判事の報告に基いて、大塚郷二氏が報告せられて居る『教育刑と國際刑務及刑法會議』法律時報第七卷第一二號。それに依ると、會議に於て、我が當局と同じ見地を明らかにしたのが十箇國で、反對が九箇國であつた。そして、人數の點では十箇國の意見を代表したものが四十七人で九箇國の意見に賛成したものが百三十七人であつたことである。それで、決議の結果は國の數に依るべきか人の數に依るべきかが問題となり、議事規則の解釋が争はれ、結局、解決は事務局に一任せられたとせら

れて居る。特に注目すべき點は累進行刑の肯定を意味する意見を發表したのは、この制度及び教育刑の思想を長年に亘つて實行して來て居るところのイギリス、ベルヂック、北アメリカ合衆國等であつたらしいことである。それで、實質的には、又、ドイツ、イタリアの比較的短い経験と右の諸國の甚だ永い経験とのいづれに信頼を置くべきかが考へられるべき點であると謂はねばならぬであらう。

第十一回國際刑法並刑務會議の議題に關し、リストの刑法雜誌は特別號を出し、各國の學者の意見を徴して居る。右に述べたところの議題第二部第一問に關して我が牧野博士とシャッフスタインがその主張を述べられて居る。牧野博士はその主張を要約して次の如く述べられて居る (Makino, La réforme de l'exécution de la peine au Japon, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, 55. Jahrg. 1935, S. 265 ff.)。曰く――

『罪刑法定主義の原則は、その從來の意義に於ては第十九世紀の法の基礎であつたのであつて、それが第二十世紀の教育刑の原理とせられる爲めには、その意味を變更しその社會的機能を進めることが必要であると考へる。リープマンは罪刑法定主義と教育刑の原理とを以つて刑法に於ける「二箇の極」であると爲し、この二箇の原則の間には二律背反が存在すると爲した。然し、この二律背反といふことは矛盾を意味するものではない。第十九世紀から第二十世紀への過

程に於てはこの兩原理の一から他への進化がなければならぬのである。何となれば第一に、罪刑法定主義の原則は、單に國家の活動が法律に因つて控制せられねばならぬと考へられるに過ぎぬが故に、消極的な意味しか持つものではない。それは、第十九世紀の「法治國」の理念を表したものに過ぎない。然し、我々の考へでは、國家は積極的文化的な使命を果さねばならぬのである。且つその活動は法律に依つて指導せられねばならぬのである。「控制する」といふことは、適當に指導する」といふことであつて、指導の第一歩に過ぎない。

『第二に、かく國家が一般に政策に於て、且つ、従つて、刑事司法に於ても亦、積極的機能を營まねばならぬとすると、ここに、將來の國家はその刑罰的機能に於て何を持たねばならぬかが明白ならしめられねばならない。即ち、國家の刑罰的機能は將來に於ては文化的、倫理的、且つ社會的でないければならぬのである。從來は、人々は刑罰の倫理的性質を個人主義的見地から解したに過ぎなかつた。然し、我々はこの態度を改めて刑罰を社會的見地から理解せねばならぬ。刑罰は犯罪人の社會的同化の一手段とならねばならぬ。そして、かかる機能を全うすることに因つて、刑罰は單純なる應報的反動よりも一層倫理的なものとなり且つ一層文化的なものとなり得るであらう。

『第三に、刑罰の人道化は應報的刑罰の緩和といふことから實現せられ初めたのである。そして、今や、かかる考へを教育刑の理念にまで發展せしめねばならぬ。この教育刑の制度の下に於ては、もはや國家と犯罪人との間の闘争といふことは存在しない。これに反し、そこでは、國家は、その權力を、個人(犯罪人)の利益と同時に自己の利益の爲めに行使することとなる。かく考へる

ことに因つて、不定刑期制度は、古制の威嚇主義への退化ではなくして、犯罪人の社會教育の一段となる。刑期の不定といふことは、その教育的內容に依つて補充せられ、本質的には、刑罰の緩和を意味することとなるのである。

『最後に、第四に、罪刑法定主義の原則は、個人の國家に對する地位を保障したが、教育刑の原理は、この罪刑法定主義といふ第十九世紀の初めに確立せられたところの原則の精神の適用を高めると同時に擴充せんとするものである。それで、第二十世紀の初頭に至つて修正せられたところの罪刑法定主義の原則は、もはや、單に、個人に對する國家の權力を制限せんと欲するものではなくして、寧ろ、國家がその權力を合理化してこれを犯罪人自身の利益に適用することさへ要求することとなつて居る。かくして、若し「法治國」の理念が指定とするならば、教育刑の原理は、反措定であり、「文化國」の理念は綜合となると謂ひ得るであらう。

『文化國』の理念に於て、人々は、犯罪人も亦結局に於て教育可能なものであるとの信念に因つてその仕事を始めることとなるのである。かかる意味に於て、我々は、犯罪人は單に法律に對して保護せられねばならぬのみならず、實に、又、法律に因つて保護せられねばならぬと主張するのである』と。

右の思想は、牧野博士の年來の主張を最も端的に要約したものであつて、同様の見地は『行刑の國家理論的思想的意義』刑政第四八卷第一號)の中にも發表せられて居る。又、『刑罰における社會的機能の進化』刑政第四八卷第三號)に在つても、同様の見地から論が進められて居る。ここでは、

博士は、特に、自由刑の技術的性質を明白にし、且つ、その技術的性質が教育刑に於て倫理的意義を發揮することになるの論理を説明せられ、更に、進んで、この倫理性といふ見地から應報刑論と教育刑論とを比較し、次の如く論定せられて居る。曰く、『人格主義の倫理觀の立場から論ずるならば、應報刑論よりも教育刑論の方が、むしろその精神を、より高度において強調しつつあるものといはねばならぬ。抑も一の人格は他の人格に對してその道具たるべきでないといふことが、人格主義の倫理觀においてその基本たるものである。さて、應報刑主義は、應報の名において犯罪人の人格を無視乃至輕視するものであるが、これは、決して、人格主義の倫理感を徹底したものと云ふことを得ない』と。

牧野博士の所論と相對せしめて興味あるのは、シャッフスタインの主張である(Schaffstein, Erziehungsgedanke im neuen Strafvollzug, Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, 55. Bd. 1935, S. 276 ff.)。シャッフスタインは、ドイツに於けるナチス以前の自由主義的刑罰理論に依つては原則として『總てが教育可能』であるといふ假定から出發されたが、ナチスでは『總てが教育不能』であるといふ假定から出發すると爲して居る。そして、曰く、『私は自分自身の體驗によつて、經驗を有する人によつてすら失望せられた場合に於ても屢々不斷に教育的努力を繰返すことに因つて成果が擧げられることの在り得ることを知つては居る。それで、總ての人が教育可能であるとの假定は教育家に採つては一の必然的なる格率であるといふことは實際正しいことであり得る。然し、それは教育家に對してだけである。これに反し、刑事政策家は、先づ、第一に社會

共同態の爲めに責任を負ひ、第二段に於て初めて、個々の犯罪人に對して責任を負ふのである。それであるから、刑事政策家は、恐らくは治療可能であるところの病的成員に對しても、若し社會の全有機體に對する危険が一定の最小限を超えると見える場合には、右の成員を犠牲に供するだけの勇氣を持たねばならぬのである」と。

然し、シャッフスタインのかかる思想の根柢には、社會乃至國家に關する一箇の特殊な思想のあることを認めねばならぬ。即ち、その思想に於ては、個人と社會乃至國家、部分と全體とが離れ離れのものとして考へられて居るのである。そこに、我々は、一の重要な思想的飛躍があることを看過し得ない。何となれば、個人は社會とは別個の單位であるが社會に於て始めて個人としての意義を持ち得るのであり、又、逆に、社會は個人とは別個の意義を持つ存在ではあるが個人を通してのみ可能となり得るのであつて、個人を抽象したところの社會もなければ、又社會を抽象したところの個人も存在しないのである。従つて、刑事政策家が、社會に對して第一に責任を負ふといふことは同時に個人に對して責任を負ふこととなるのであり、個人に對して責任を負ふことは同時に社會に對して責任を負ふこととなるのであり、その結論として、社會を防衛維持することは、徒らに個人を犠牲とすることではなくして、逆に、個人を改善維持することを意味せねばならぬのである。そこに、教育刑に於ては、社會の利益と個人の利益とが同時に調和せらるべき原理が與へられて居るのである。

勿論、シャッフスタインも教育刑を否定するものではない。彼も、『行刑に於ける教育思想を以

つて直ちに個人主義的であるとして否定することは誤つて居る。唯だ、この教育思想を極端化すること及び過去に於ける教育の方法及び目標が個人主義的態度から來た』ものだとして居る。そして、この見地から、累進行刑制度も肯定するのである。私は、この教育といふ要素とナチスの根本思想とせられるところの威嚇乃至應報といふ要素の間に、如何なる調和が成り立つのかに付き疑ひを持つものであり、且つ、この二つの要素は、決してその一部分づつを適度に混合して新しい何物かを作り得るが如きものではないと考へて居る。このことは、フッシスト行刑の研究者もこれを指摘して居るのである (Dybwad, Theorie und Praxis des faschistischen Strafvollzugs, 1934, S. 15 f.)。

II

シャッフスタインの右の論文は、最近、異口同音を以つて主張せられつつあるところのナチスの刑罰理論の代表的なものに過ぎなく、今日では、ナチスの學者は總てが同じことを繰返して居る。嘗ての教育刑の善い理論家であつたところのハウプトフォーゲルの『將來の行刑に於ては如何なる目標が置かるべきであるか』(Hauptvogel, Welche Zielrichtung ist dem künftigen Strafvollzug zu setzen? Deutsches Strafrecht, Neue Folge, 2. Bd., 1935, S. 321 ff.) の中にも、又、累進制を論じたレッシュの論文(Resch, Der Strafvollzug, Rückblick und Ausblick, Deutsches Strafrecht, 1935, S. 334 ff.) の中にも、又、法律と行政と教育との三箇の見地から論ぜられたところの『クリミノロギーの辭典』の『行

刑』(Handwörterbuch der Kriminologie, 15. Jief. 1935, S. 692 ff.)の中にも何等新しいものが示されて居ない。我々はそこに、ドイツ特有だとせられた批判的精神がもはや聲をひそめられ、自由なる科學的論議ではなくして、一種の強制せられたところの主張が強要せられて居るのを見得るに過ぎない。この意味に於て、將來の我が行刑の研究もドイツを眼中に置く以上にその他の諸國の理論と實際とを考慮し、比較し、我が國に吸収することを希望せねばならぬ。又、ドイツの學說主張については最も批判的であらねばならぬ。そして、このことが昭和十年の行刑學界に於ても重要な課題とせられたのを悦びたい。

ナチスの行刑思想を批判したものとしては、先づ、正木學士の『ナチスの刑罰制度と現代刑事學』(刑政第四八卷第二・三號)を挙げねばならぬであらう。正木學士は、ここで、ナチスの刑法改正政府委員會の報告『將來のドイツ刑法』の中に示されたところの刑罰制度を批判して、『ナチス政府に於ける新刑罰制度は現代刑事學の要求と相容れるところは甚だ尠い、否、むしろ現代刑事學への反抗とも見るべきである。しかし、その傾向は急激に社會形態を變更し、民意よりも權力を、經驗よりも感情を、そして將來よりも現在を尙ぶ急造社會に於ては息むを得ない現象である。恰も戰時に於て銃殺と絶對權力とが最も力強いものであると同じやうに。戰爭が済んで平和が再來するとき、かやうな威嚇と力とが、むしろ、平和の妨げであることを總ての人々が意識し始めると同じやうにナチス政府が落ちついたとき今日の刑罰制度は、おそらく、再び現代世界を一貫して居る特別豫防を基本とする刑事政策に歸るであらうことをわたくしは信じて疑はない』とせられ

て居る。

吉益醫學士は、その専門とせられるところの精神病學の見地から、最近に現はれたナチスの刑法並に行刑に關する諸種の主張を批判せられて居る『ナチス刑法と精神病學』(日本犯罪學會雜誌第一卷第八號)。吉益學士の主張に依ると、ナチスの理論家の主張の基礎となつて居る自然科學的理論の中には現代の一般的に承認せられて居るところの學說から見て謬論が多いとのことである。又、ザウエルの如きは、その主張するところの新古典學派の任務を以つて、『醫學的或は社會學的立場をとつて居る刑事學者による國民的文化を危くする謬説を永久に征服することにあり』となしたが、ナチスの刑法改正に於て意義のあるのは、むしろ、『嘗て自然科學者達が辛苦の結果育て上げて來たところの收穫』を自己の中に採り入れたところに在るのであつて、『自然科學的教養のないナチス刑法學者達の考へばかりからなる刑法が出來上つたとしたら、それはどんなものであつたらう？ 恐らく、只フリードリッヒ一世やピスマルクよりも遙かに素朴粗雑な權威國家觀を有する以外に何等特質のないものになつただらう』とせられて居る。然し、學士は、ナチスにもメツガーの如く、『自然科學的素養の豊かな人』があるから、『恐らく出來上る刑法は非科學的なものにはなり得ないと考へられる』と結ばれて居る。

同時に、我々はナチス理論の批判の中から何ものかを拾ひ上げることが忘れてはならぬ。牧野博士は『教育刑の矛盾』(警察研究第六卷第一二號)に於て、教育刑論に於ける人道化といふことと行刑の嚴肅性といふこととの意義を説明して次の如く謂はれて居る。曰く、『教育刑主義といふ

ことは往々にして人の誤解を招き、この原理の下に行刑を不當に弛緩せしめる虞がある。現に國際刑務及刑法會議の議題がしかくベルリンにおいて討議せられるところになつたのはドイツに於ける若干の監獄が、あまりにも弛緩した態度に出でるといふところから來てゐるといふことである。わたくしは、その議題において用ひられた「人道化」といふ語が、むしろ曖昧にして誤解を生じ易きものたることを信ずる。わが國において應報刑論害惡刑論を主張する論者の中に、も、行刑はできるだけ人道的でなければならぬ、といふやうな語を用ひてゐられるのがある。しかし、これは、單に中世の慘虐主義を避けるといふだけの意義のものである。されば、ヨーロッパの學者の間には、センチメンタリズムと人道主義とは明に區別せられねばならぬとしてゐるのである。兎にかく、分量的に刑罰の害惡性を軽減せしむとするのと性質的に刑罰の機能を轉回せむとするのとの區別は特に高調されねばならぬところに屬する。さうして、われわれの意義における刑罰の人道化においては、やはり、行刑の嚴肅性といふことが重要視されるのであると、これはいふまでもないことである。ただ、それは威嚇性ではなくて嚴肅性であることを明かにすることはらねばならぬ。教育は嚴肅でなければならぬこと、これは、餘りにも自明なことである」と。

これと關聯して、私は、正木學士が『教育學的に觀察したる集團散步』刑政第四八卷第八號を興味深く讀んだ。これは、我が國の行刑累進處遇令第五十九條の集團散步の眞精神を誤解して、我が國の『冷寒地方の監獄の囚人が町中を列をそろへて宮詣をした』り又『北海道では見學につれて歩いた』り『中國では海水浴につれて行つて寫眞をうつした』りした事實を批判せられたものである。

それに對して、正木學士は『教育學上に於ては國家國民のための責任感犠牲心の養成をなすことが今日の教育の基調であると考へられるやうになつたのに對して行刑教育の上に於ては各人の責任感意思の鞏固を要求されるに至つたが、前者は公民教育社會教育の基礎觀念、後者は人格的教育學の基礎觀念、その二者の統合されたのが具體化して集團散步その他の形となつてあらはれて居るのであるから、その運用は能ふ限り常に諸々の條件を對照考覈して行はれねばならぬと思ふ』とせられ、『濫用の叫びを受けないやうにすることが累進處遇の教化的大原則であるといふことを刑務官は忘れてはならない』と警告せられて居る。

私は、國際刑法並刑務會議の議題とシャッフスタインの主張とを批判して『刑罰理論と世界觀』刑政第四八卷第一號、教育刑理論と應報刑理論との背景となつて居るところの人間學と合理主義と目的觀との相違を若干明白にすることを試みて置いた。そして、結論として、『教育刑理論の立つて居るのは現代の産業組織の中から生産せられ、社會的生物學的に決定せられ、常に國家の援助を必要とするところの一種の人間型を基礎とした團體主義的合理主義的世界觀である。これに對するものは、啓蒙的理性的人間型を基礎としたところの個人主義的合理主義的世界觀の上に立てられたところの應報刑論である。勿論、この二箇の刑法理論が今日存在するところの唯一のものではない。……然し、今日我が國に於て特に重要なる意義を持つて居るのは應報刑論と教育刑論とである。そして、我々が、應報刑論を採ることなく、教育刑論を採らねばならぬとするのは、前者の世界觀的内容たる理性的人間型もその個人主義もその應報的合理主義も今日

の文化及び社會の一般的傾向及び要求には妥當し能はぬと考へるからである。現代は團體主義合理主義的時代であり、現代は社會的人間型の時代である。そこに、かかる新しい人間學を基礎としたところの教育刑論が現代文化に最も妥當なものと考へ得る基礎があると私は考へて居る』と述べて置いた。

四

國際刑法並刑務會議に於ては更に二つの重要な議題を持つて居つた。その一は、受刑者の生活標準の問題であり、その他は裁判官の行刑に對する地位の問題であつた。これに對して、牧野博士と中尾書記官とが注目すべき貴重なる研究を發表せられた。

牧野博士は『行刑における生活標準問題』刑政第四八卷第七號と題せられて居る。この受刑者の生活標準に關しては、ドイツの千九百二十七年の行刑法案第七十三條に規定が設けられ、『食料は受刑者が健康と勞働能力とを保持するやうに給與されねばならぬ』とせられて居つた。そして、この草案の規定の影響を多分に受けたと見られるところの國際刑務委員會の所謂『受刑者處遇規程』一九二九年制定、一九三〇年修正にも次の如き規定が設けられて居つた。曰く、『刑務所は通常の健康と體力とを保持するに適當なる分量と性質との食物を受刑者に供與すべし。各受刑者は何時にても飲料水の供給を受くべし。受刑者の食料は刑務所の醫師の監督を受くべし』と。然るに、これ等の規定の精神と全然異つたものが千九百三十三年八月一日のブロイセン行

刑法に導入せられ、その第十七條には、『給養は、自己の責に歸するべからざる事由に因りて勞働及び生業より離れたる収入なき同胞のそれより下位に在るものたるべし。故に、それは最も簡單なるものたるべし』とせられるに至つた。それで、刑務會議では第二部第二問の二として、『受刑者の生活標準を定むるにつき一般民衆の生活標準を考慮することを要するか』とせられたのである。この問題の背後には、現代社會の一般的經濟的危機に因つて善良なる普通人の生活が貧窮と失業とのどん底に押し沈められ、その生活が刑務所に在る受刑者よりも悲惨なる水準に在るといふ事實が横はつて居るのである。それで、或る人々は、善良なる社會人の生活の標準が受刑者のそれよりも低いといふ事實に不公平と不正義とを感じ、受刑者の生活標準を社會人のそれより低下せしむべしと考へ、他の人々は、社會人の生活標準をして受刑者のそれと比較して劣らぬ程度にまで引き上げるだけの社會政策を徹底せしむべきであると爲して來たのである。

それで、この問題に對して、牧野博士は次の如く論ぜられて居る。曰く、『現在の問題として、われわれは、今、世界を通じて危機に當面して居るのである。國家は法律上の概念として無限の權力を行使するものであるけれども、生活上の事實として、受刑者に對してまで十分の保護處分を盡すことが出來ないことになつてゐる。されば、理論として、われわれは教育刑主義をいかに理解しようとも、實際において、多數の正直なる貧民より以上に受刑者を處遇することは出來ないのである。しかし、かやうな事實は、それだけでその事實を正當化するものではない。何となれば、刑罰に依つて、受刑者を正直なる貧民以下に處遇することは、その受刑者がそれに因つて毫も人

として向上するゆゑのものにならないし、従つて、國家がそれに因つて少しも保全されることにならないし、さうして、それがあるが故に、正直なる貧民が決して救はれるといふことにもならないからである。——應報の道義的意義といふが如き純正に觀念的な境地に安住するに非ざる限り、われわれの國家理論は、かくの如き消極主義に堪へ得るものでない。國家が正直なる貧民と受刑者の兩者に對してその一を擇ばねばならぬほどの危機に當面してゐるならば……國家の應急策として別に考へねばならぬものがあらう。しかし、われわれは、今、さほどの危機に當面してゐるのでない。われわれの刑事政策は、社會政策の一面として考へられてゐるのであり、従つて、社會政策の他の部門と相並行して事を經營せむとしてゐるのである。……社會政策を單なる人道論から離れしめ、これを統制政策として考へるとき、刑事政策の領域においても、國家は消極主義に墮してはならぬはずである。社會政策は積極主義である」と。

中尾書記官の論策は、『行刑に對する裁判官の地位』刑政第四八卷第九一〇—一一號と題せられて居る。中尾書記官のこの論文は、ベルリン會議の第一部第一問『行刑に於て裁判官は如何なる權限を有するか』を採り上げ、裁判官の行刑關與に關する問題の最近の傾向を一瞥し、その法理的根據と政策的根據とを論定し、更に、裁判官の行刑關與の範圍と方法とについて詳述し、諸國特にイタリヤの立法を考察して、我が國に於ける實施方法に論及せられて居るのである。

中尾書記官は、裁判官の行刑關與の問題は我が國については、『刑務委員會の制度として考慮すべきものであらうと思ふ』とせられて居る。そして、曰く、『たしかに裁判官の任務は、犯罪人との關

係に於て、其の判決の終了を以て斷絶すべきものではない。けれ共、其のことは、當然無條件なる行刑への支配と干渉とを結果す可きものに非ざること、而して、それは、賢明に考慮し、細心に組織せられたる刑務委員會の方法に依る行刑關與を通して最も満足に遂行せられ得るものである……。今後、行刑は此の問題に依つて新生面を拓いて行くのではあるまいか」と。それで、我々は、中尾書記官に依つて右の問題の中心として考へられたところの刑務委員會の制度について、既に開拓せられたところの諸問題が再び全面的に考慮し直されることの必要を新に感ずるわけである。そして、それと同時に、裁判官の行刑關與の先決問題として、裁判官の刑事學的教育の問題が我が國に於ても今少し世界的標準に於て考へらるべきであると思ふ。刑事學にも刑事政策的にも所謂『司法的』刑罰理論の上に立つて居るところの多くの應報刑論的裁判官がある限り、裁判官の行刑關與は豫期せられた効果をもち得ないであらうから。

五

昭和十年は、統計學の始祖アドルフ・ケトレの主著『社會物理學』の初版が發表せられて丁度百年目であつて、外國ではこのケトレの爲めの記念の年に彼を追憶するの若干の企が爲された。然し、我が國では、私の知る範圍では、ケトレを論じたものが何等公にせられなかつた。ただ一つ、小川太郎學士が、ケトレ百年を記念して、『學問としての刑事統計』日本犯罪學會雜誌第一卷第六號を發表せられたのは特筆すべきことであつたと爲したい。小川學士は、『社會統計』道德統計の一部

として研究されて来た刑事統計と、刑事學の一部として研究されて来た刑事統計とは既に多くのことを成し遂げて居る。しかし「社會物理學」出でて既に百年、いまだに「基本的學問でなく種々なる科學の混血兒である」といはれてゐる刑事學の現況に顧みて刑事統計法を明確に刑事學の方法として規定し、刑事學を専門科學として定立することは學問的立場からは強く主張さるべきではあるまいか」として、その大なる抱負の一端を示されて居る。刑事統計については、我が國では嘗て高野岩三郎博士に依つて一つの貴重なる研究が提供せられ、その他社會學者に依る若干の研究もあるが、これを除いては殆んど學問らしいものがない。それにつけても、嘗てフランスの刑事司法統計の要職に在つて重要な貢獻を爲したガブリエル・タルドの仕事を思ひ合せ、小川學士からこの方面の研究を特に期待したく思ふ。我が國の司法統計や刑事統計が採つて居る方法については、根本的に改められるべきものが相當多分に存在して居ることは少し注意を拂つて居る者にとつては誰にでも氣がつかれるところである。

ケトレの百年とともに、我々が眼を向けるべきは我が國に於ける今日の刑事學の領域である。この領域は、一般に甚だ怠られ、犯罪原因論に關する實驗的研究も殆んど正確なるものが缺けて居る状態である。我が國の刑罰理論は、幸にして、世界の最高標準を持つことを得て居る。然し、この刑罰理念論を實現する爲めには、尙ほ、多くの刑事學的研究が要求せられて居る。幸にして、そこにも我々は、若干の確實なる歩みを感じる。少くとも、今までの、間接的な直接翻譯的なものは段々と影を潜めるに至つて居る。特に、吉益醫學士の『拘禁性精神病に就て』刑政

第四八卷第五號が示唆多きものであつた。私も、右の如き動機から若干のものを書いた。曰く、『模倣と犯罪』刑政第四八卷第四號、曰く、『犯罪の動機』刑政第四八卷第九號。

刑事學的問題と特に密接に關聯した問題は、斷種立法の問題であつて、我が國でもこの問題について醫學者の間に多くが論ぜられつつある。私の『斷種立法に關する法律上の諸問題』國家學會雜誌第四九卷第五號はこの問題に對して刑法及び刑事政策的見地から論じたものであつて、それは内務省の保健衛生調査會(昭和十年三月四日)に於ける報告である。尙ほ、その他、刑事政策的特殊問題に關しては、牧野博士は『心神耗弱者と刑事政策』警察研究第六卷第一〇號を論ぜられ、私は『罰金刑の諸問題』刑政第四八卷第六號を考へて見た。

最後に、一言、新しく昭和十一年を迎へるに當つて、我々は、教育刑論の科學的基礎となるべき刑事學的研究が心理學、精神病學、社會學等の諸種の方面から一層盛ならしめられることを、特に期待したい。

犯罪教育學の意志の問題

吉益 龍夫

犯罪教育學と意志の問題(二)

吉 益 脩 夫

一 犯罪教育學の使命

二 現代心理學に於ける意志學說の發展(以上前號)

三 意志薄弱とその現象様式

四 意志教育の方法

三

意志薄弱は人間に廣く見られる現象であつて、尋常者にも見られる軽度なものから、病的なものに至るまで種々な程度と種々な形式がある。

ケルシエンシュタイナー⁽¹⁾ (Kerschsteinier) は内向性の人間 (Introvertierte) に於ては一般に外界による被影響性が少くて、意志の粘着性を恵まれて居るから、外向性の人間 (Extravertierte) よりも意志の強い人が多いと云つて居る。樂天的な外向性者は悲觀的な傾向のある内向性者よりも容易に行爲に移るけれども持久力に乏しい。我々は屢々尋常者と見らるべき外向性者或はクレッツチヌメル⁽²⁾の所謂環情型者 (Zyklothymen) に意志薄弱の現象を見ることが少くない。

然し、我々にとつて重大な意義のあるものは殊に病的な意志薄弱である。

意志薄弱と呼ばれる現象はビルンバウム⁽¹¹⁾ (Birnbaum) の云つて居る如く大體之を三つの形式に區別することが出来る。

(一) 單純な意志薄弱であつて、文字通りの意味に最も近いものである。即ち、單純な意志作用に於て形式的な障礙として生ずる意欲のあらゆる薄弱と不能である。その時々⁽¹²⁾の状態に應じて意欲の力、持続力、恒常性、固定性などの缺陷として現はれる。

(二) 自制力 (Selbstbeherrschung) の缺陷であつて、内的過程、即ち情緒、衝動、氣分などを自由に抑制することが出来ない。

(三) 意志の獨立性の缺陷、即ち外界の影響に對して抵抗力がなく、異常に影響され易く轉動され易い。

尤も此三つは本質的に差異あるものではなく、又屢々各々の混合と移行状態が見られる。先づ此等病的現象の一般的起生に就いて考察しよう。意志薄弱には意志自體の原發性の缺陷が考へられ、尙之に次いで内部から起る衝動が人格的な意志素質に優越する場合が考へられる。

之に反して二次的と考へられる場合がある。それは主として感情の影響によるものである。尤も二次的と云ふよりは同時に存在すると見られ得ることもある。先づ活動に關係のある内

容と過程に情緒充填の不充分な場合とか、殊に自我の表象複合體の感情の強調の不充分な場合に意志活動の缺陷が見られる。次は感情の易變性によつて意志が不安定な場合である。持続的な沈鬱性の気分状態は持続的に意志を麻痺させ制止する力を持つて居ることは一般によく知られて居ることである。殊に自己の人格複合體の強度な不快調は意志の薄弱に對して重大な意義がある。斷えざる卑下の感情、自己の價値、能力、成功、幸福に對する斷えざる疑惑、不安は彼を引き込ませ、意志を麻痺する力を有する。

次には意志過程に關與する諸成素間の不調和によつて意志の不安定が生ずることがある。其他異常に強い空想が意識を完全に支配し、意志の發動を奪つてしまふことも稀ではない。以上極めて簡単に述べたところからも明かなる如く、意志薄弱の現象様式は甚だ多種多様である。

次に一定の病型に關係せしめて病的意志薄弱の現象を少し述べて見ようと思ふ。

勿論意志薄弱の徵候が副次的で重要でない領域には觸れないし、又強度な精神障礙によつて起る意志薄弱も省くこととする。斯かる重篤な精神的荒廢、強度な興奮、錯亂などの際に全般の精神生活が著しく障礙されたときに意志も強度に損害を受けることは云ふまでもないことである。彼等は勿論精神病院へ收容されて現實の生活から遮斷されるべきものであるから我が治療教育學の對象とはならない。

我々に重要な意義のあるのは一層尋常に近い人間に見られる意志薄弱の現象様式である。

先づ意志薄弱の純粹培養とも云はれるものは「意志不定者」(Hallose) ⁽ⁱⁱⁱ⁾ 或は「意志薄弱者」と稱する病的人格變質者の一類型である。彼等は多くの場合表面的にして變轉し易く影響され易い感情の所有者であつて之が意志薄弱の發現に好適な條件を提供して居る。彼等は意志薄弱の一般的な特徴、即ちエネルギーの缺乏、個々の意志作用に於ける持続性と固定性の缺陷、統一性、一様性、確實な目的追求性、全體的意欲に於ける内的聯調と貫徹の缺陷、最後に自己制御及び内外の影響に對する意志の獨立の缺陷、此等が彼の全人格像の建設に必要な礎石をなして居る。それだから此等病的人格者はあらゆるものを欲し、直ぐ再び之を忘れ去り眞面目に考へることなく決心し、又種々試みては之を成就することをしなす。「彼の生活には繼續のない開始と開始のない繼續があるのみである」と云ふステイフェル(Steiffel)の句は一般によく引用せられる。種々な願望、計畫、意圖、決心などが目まぐるしい程に交迭するが行爲の完結を見ない。確固たる内的固定と一定の原則と云ふものが缺けて居るので、重大な瞬間に於て彼の生活の舟を操縦するものは只偶然と機會に過ぎない。此類型は極めて數多く一方に浮浪者、乞食あり、他方に慣習性犯人あり又賣春婦がある。此等を一々詳述することは許されない。彼等は刑務所の如き嚴格な監督の下に於ては無難に刑期を終了し、時には一見社會復歸に成功するが如く見えることがあるが、其後再び職業を轉々し、終に刑務所を幾度も出入して居るものが少くない。彼等は往々にしてアルコール、モルヒネ、コカインなど麻睡劑に耽溺し、一層衰れた状態に墮ちて行く。次は同じく遺傳的負因に基く病的人格であつてヒステリー性々格と呼ばれるものであるが、之も感情素因に同じ缺陷を有し、それが意志薄弱の根柢をなして居ると云はれる。彼等は氣紛

れで意志は常に動搖し、無力であり、精神の平衡は断えず障礙される。彼等は非常に被暗示性が強い。そののみならず、空想が強いために一層意志薄弱の現象を強める。空想者 (Phantasten) 病的虚言者と稱する生來性に意志の缺陷を有する病的な人格類型と此ヒステリー性人格との限界は勿論明かでない。

病的發揚性或は沈鬱性の顯著な根本氣分を有する個體の上に生ずる意志薄弱は前述の諸型とは全く異つた種類に屬するものである。即ち躁病性體質者と鬱病性體質者たる病的な人格に見る意志薄弱がそれである。前者は意志の方向が断えず變化し、落ち着きなく、無暗にあれやこれやの仕事に着手し、秩序統一、一様性がなく、何等目的と終結を見ないところの人間である。後者は氣力と自信を欠き、何等自覺のある斷乎たる意欲をなす勇氣のない人間である。此等二つの類型が一層強度に現はれたものが躁病 (Manie) と鬱病 (Melancholie) である。

智的缺陷を主要な特徴とする意志薄弱の大群は精神薄弱である。茲で問題となるのは軽度と中等度のもの即ち魯鈍 (Debilität) と癡愚 (Imbecillität) である。彼等には智力の發達制止のみならず、感情生活にも缺陷があることが多いから、此等が合して意志薄弱を惹起する。

獲得性の疾患の中で最も多いものは神経衰弱症である。此疾患に見る意志薄弱、即ち刺戟性の神経薄弱 (reizbare Nervenschwäche) は多くの點に於て鬱病性體質者に似て居る。實際彼等には神経系統の機能薄弱が存在する。そして之が疲勞性、疲憊性の亢進、精神 II 身體的作業の困難に導く。此状態が實際よりは遙に重く感ぜられ、終にはあらゆる活動を怖れるやうになる。自信を失ひ、自己の身體精神の状態に對してあらゆる心配をなし、結局あらゆる意志の發動を麻痺せしめる。散歩や一寸した手紙を書いたり着換へさへも億劫にする。

最後に残つた意志薄弱はアルコール、モルヒネ、コカイン等慢性中毒の影響によつて生ずるも

のである。各毒素の種類によつてその病状は異なるけれども、意志薄弱は何れにも共通な症状である。斯かる中毒者は生來性の意志薄弱に基いて此等毒素に耽溺することが多いが、該毒素が意志薄弱を惹起することは明かな事實である。彼等の感情は之がために鈍麻し、高等な感情の動き(名譽、羞恥、義務の感情)と此上に築かれた人格素質、人生觀などが失はれる。そして之によつて患者は目的を意識した確固たる意欲を失ひ、病的衝動の恐るべき奴隸となる。我々は病院を出たばかりの多くのアルコール中毒者が善良な意志と約束にも拘らず、幾度も一失敗を反覆することを知つて居る。又トーマス・ドクウインシーの「阿片吸飲者」の中には意志薄弱の狀況が如實に描かれて居る。

尙早發性癡呆症に見る意志薄弱に就いて一言述べて置くこととする。此病氣は多くは進行性の重い顯著な缺陷に導くものであるが、時として軽度の障礙に止まることもある。その場合には意志薄弱の如き比較的僅かな單調な變化しか認めないことがある。彼等は活動に對するイニシアティブを欠き、目的を意識した向上心と勞働や遊戯に對する興味に乏しい。放置して置くと浮浪者となつて街道に或は勞役場又は監獄で果てることが多い。以上に概述したところは我々が監獄に於て屢々見るところの病的意志薄弱の現象様式であつて、同じ意志薄弱と云つても各類型に従つてその處遇を異にしなければならぬものである。

I) Kerschenscheiner, Charakterbildung und Charakterziehung, 4 Aufl., S. 115, 1929.

II) Birnbaum, Die krankhafte Willensschwäche und ihre Erscheinungsformen. S. 16, 1911.

III) Kramer, Halluzinöse Psychopathen, Bericht über die 4 Tagung über Psychopathenfürsorge, S. 35 ff. 1927.

四

我々の理想とする意志の健全(意志の自由と云ふ言葉は誤謬を招き易いから避ける)な人と云

ふのは欲することをなす人ではなく、なすべきことをなす人であり、彼の「當爲」(Sollen)を彼の「意欲」(Wollen)とする人である。尤もその極致に於ては欲するところに従つて矩を越えない人となる。

此意志の健全は如何にして害はれるか？意志薄弱は如何にして起るか？

その原因には先づ遺傳的素因がある。我々は此素因即ち原型を變化するとは出来ないが、その素因の現はれ方、即ち顯型は或る程度まで變化し得ることが少くない。又意志薄弱は内分泌腺の障礙によつて起ることがあるが、此場合にも時期によつてはホルモンの補償によつて或程度まで治療することが出来る。尙意志の薄弱は種々環境的影響から起る。軟弱化(Verweichlichung)即ち養育が過度に甘い場合にも又之と反對に過酷な取扱ひや威壓によつても起ることがある。後者の場合には卑下の感情(Minderwertigkeitsgefühl)を生じ彼の意志を萎縮し或は麻痺せしめることがある。斯くの如く遺傳的素因に環境が働いて出来上つたところの性格が意志薄弱の直接の影響と見られる場合に特に性格による意志薄弱(charakterogene Willensschwäche)と呼ぶ。環境の變化或は當人を他の環境に移すことの不可能なる場合には環境を征服するところの性格を作り上げることが意志教育の主要目的である。

ケルシエンシュタイネルは云つて居る。意志の強いと云ふことの根源の一つは個々の衝動或は精神物理學的機能の生來性の自己開發追求であつて、教育は此本源的な素因に恐らく或程度まで方向を與へることが出来る。第二の根源は表象と觀念による情緒の喚起であつて、之

も主として生來性の特性である。最後に第三の根源は自我集中(Johzentrierung)の強やこある。それは内向性素因として(外向性素因)の他に個體の精神構造の全體の中に存在して居る。之によつて意志の影響性が減少し、粘着性が充められる。兎に角意志の強さは斯かる素因の内部に於て教育と訓練によつて適度の増進を受けることが出来る。之を要するに我々は意志薄弱の現象型の探求に止まらず、進んで出来るだけ原因を究明し之によつて、適當な處置と教育を施さなければならぬ。

先にも述べた如く意志薄弱には種々な様式があつて、之に對する處遇は自ら異らなければならぬ。例へば、不快感殊に自己の不全に對する卑下の感情を抱いて居るものに對しては之を鼓舞するやうにしなければならぬ。中毒者に對しては麻睡劑の徹底的禁斷が絶対に必要である。又早發性癡呆者の意志薄弱に對しては作業療法が好ましく、ヒステリー性格者に對しては又特別な處遇を必要とする。(精神病醫の指示に従ふ)。空想者には空想に耽らせないやう日々の生活を統制しなければならぬ。衝動を抑制することの出来ない者に對しては所謂衝動の調節を圖らなければならぬ。特に努力すべきことは衝動の醇化或は所謂昇華(Sublimierung)によつて之を無害ならしめることである。即ち之は衝動の満足を放棄して、高尚な目的に向けることである。或はそれが不可能な場合は比較的無害な様式によつて満足せしめるやう工夫する。之を代償的充足(Ersatzbefriedigung)と呼ぶ。又外部の影響を受け易い意志薄弱者に對して特に注意しなければならぬことは、不良な囚人に近づけないやうにすることである。獨居の

不可能な者は特に作業の群別を教育的立場から周到に撰ぶことが必要であつて決して経済的立場に動かされてはならない。

次に直接意志教育に關係はないが、間接に重大な關係のある所謂危機の取扱ひを(三)少しく述べたいと思ふ。一般に刑務所に於て犯罪教育學上重要なことは終始受刑者の反應或は行動様式を觀察して眞の性格を把握することである。クルーグは次の様なことを云つて居る。刑務所の全體環境は受刑者をヒステリー化する作用を持つて居る(嚴密な精神病學的意味ならず)そして興奮者は一層興奮性を増し、沈鬱者は一層沈み、反抗者は一層強度な反抗に傾き原始的な人間や攻撃性の人間は一層速に爆發反應を惹起する。又潜在性ヒステリー者は明瞭なヒステリー性症狀を暴露し、偏執性素因者は妄想を生ずると。それだから度々觀察することが必要であると同時に最初の印象と云ふものが極めて重要である。斯くの如くして、受刑者本來の性格に還元されたものを獲得してそれによつて、其後の受刑者の生活をコントロールして行かなければならない。茲で先づ必要なことは種々な異常反應(Fehreaktion)を豫防することである。例へば興奮者、ヒステリー者、沈鬱者、過敏者などに、爆發性反應、短絡反應、懲役場爆發、ヒステリー性奸計、輕躁狀態、鬱狀態など呼ばれるものが起る。之を「急性危機」と云ふ。特に過勞と單調の生活に置かれて居る刑務官の言動が之を誘發することが多いから、適當に注意すれば之は可なり防ぐことが出来ると思ふ。之に對して「慢性の危機」と呼ばれるものは何れの受刑者も一度は通過するところのものであるが、特にそれは病的な人格者、就中躁鬱病素因者に顯著である。之に對しては

耐忍と理解を以て反應を正しい道に返さなければならぬ。時として適當な作業療法を行ひ、適當な本を讀ませ、又は教誨師や醫師と面談せしめることが必要である。

尙我々は受刑者に對し「消散反應」(Abreaktion)と稱するものを用ひて効を奏することがある。(四)情緒を充填された人間は此情緒を昇華するか或は抑壓するか或は終に抑壓された情緒の發散によつて禍を起さなければならぬ。それだから豫め受刑者の此不幸を防止するために急性の情緒を適當に消散する機會を作つてやらなければならぬ。そのためには教誨師、醫師其他の人々が屢々訪問し打明けて話をなす機會を與へ、或は手紙を書いたり讀ませたり、又は文章を書かせたりする。然し、之は各受刑者の個性に應じて行はなければならぬ。それが却つて害のある者さへある。

次にルンググワイツツ(Lungwitz)の提唱する精神=生物學的教育法(Psychobiologische Erziehung)

なるものを簡単に紹介しよう。之は洞察から意志を強めようとする方法と見ることが出来る。然し、氏は宗教的、道徳的説得は犯罪者の如き硬い感情の所有者には効果が少いと云ふ。フロイドの精神分析學は性慾を過重し、アドラーの個性心理學は人間を總て一樣に見るところに誤謬があると云ふ。氏の教育法は犯罪學的に應用された一つの精神療法であつて、一つの有効な認識療法(Psychagogik)である。之は暗示療法ではない。精神生物學の事實に基き受刑者の在來の思考の誤つて居たことを洞察せしめることが改善の第一歩である。症狀(犯罪)の生物學的構造を解明し、犯罪的な人格の部分と非犯罪的な尋常な部分との發達の差異を調節し、理性的な世

界觀に持ち來たさうとするものである。此際受刑者に遺傳生物學を始め必要な種々な事實を教へなければならぬ。氏は之が八週間で出來て極めて確實な教育の方法であると云つて居る。兎に角受刑者の種類によつては斯かる方法は効果がある。尙意志教育一般に就いて是非述べなければならぬことは品性の陶冶 (Charakterbildung) ^(六)である。

一人の人間の意志が教育されなければならぬときには、精神が一つの「指導意識」を以て充たされなければならぬ。クルーグは明瞭な覺醒意識のみが意志の活動性と反應性を誘導することが出來、而も價値ある指導思想のみが意志を善良な方向に向けることが出來ることを強調して居る。指導思想は個人的な人格理想の中に集中されなければならぬ。然し、求助者と援助者との情緒的結合を作ることには危険であつて現實に於ては効果がない。教誨師や醫師は受刑者に對して情緒的に中性 (neutral) でなければならぬ。然し、勿論それは無理解、冷淡を意味するものではない。教誨師や醫師は人格理想の仲介者に過ぎない。醫師は患者に健康規準、健康なる人間の人格像を示すべきである。教誨師や醫師が情緒的に反應すれば失敗することは一般に認められて居るところである。(例へば精神療法を参照)

最後に現代の行刑の制度と意志教育の關係を一言したいと思ふ。その最も重要なものは累進制度と不定期刑である。此等は共に主として受刑者を全般的に教育するものであると思ふ。

正木學士^(七)は「改善作用とは自由刑の期間中に惡より善に導く道程である。惡のときに用ふる矯正手段と善化された者に對する處遇とは必然に異らざるを得ないが、その二つの處遇法に異なるものありとすれば、既にそこに累進思想は當然に起るのである」と云つて居られる。斯くの如く累進制度は改善作用の根本的機能であつて、受刑者の意志を挫折した昔の行刑に對して受刑

者の意志を強めやうとする大きな力を持つものと云ふことが出来る。

又不定期刑の教育的意義に就いては正木學士は慣習犯人はその危險性極めて濃厚にして容易に改化せしめ得べきものではない。而も之に對して一定期間の保安處分を以て對抗するとき、彼等は徒に滿期の至るを俟つのみにして、そこに向上なく、希望なく不治の惡性を抱いて吾人の社會を攪亂するのみである」と書かれて居る。之によつて明かなる如く、此制度は受刑者の意志の沈滯麻痺を治せんとするものと見ることが出来る。

將來の行刑に於ては此有力な二つの一般的手段によつて受刑者の意志教育が施行せらるると思はれるが、之に併せて前記の如き個々の受刑者に對し夫々充分な教育的處置が講ぜられなければならぬ。斯くの如き一般的及び特殊の意志教育の有効且つ適確な遂行によつて始めて行刑の使命は果されることが出来る。

一 Kerschesteiner, a. a. O. S. 122-123.

二 Busemann, Pädagogische Psychologie, S. 73, 1934.

三 Klug, a. a. O. S. 127, S. 133.

四 Ibidem, S. 130.

五 Langwitz, Psychobiologische Erziehung der Strafgefangenen. Arch. für Krim. Bd. 84, S. 121, 1929.

六 Klug, Willensfreiheit-Willenshemmungen-Willensziehung. Degen, Stufenstrafvollzug, Bd. II. S. 133ff. 1928.

七 正木學士「自由刑に於ける累進制度法學協會雜誌、第五二卷八〇七頁

八 正木學士「行刑を基點として考察したる不定期刑法學志林第三六卷七一〇頁。

さて、しからは前刑の刑期と再入の刑期とを對照してみると

計	不 明	放 火	違 反	治 安 維 持 法	出 版 法 違 反	演 職	賭 場 開 張	贓 物 故 買 收 受	公 務 妨 害	強 盜 傷 害	業 務 妨 害	不 法 監 禁	常 習 特 殊 竊 盜	暴 力 行 爲	恐 喝	殺 人 預 備
2															1	
3														1		
1																
3		1														
1																
2						1										
1																
1			1													
1																
1															1	
2											2					
1					1											
1				1												
202	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	5	1	2	1		

再入 罪名	前刑 罪名	殺 人	傷 害 教 唆	傷 害	強 盜 殺 人 未 遂	強 盜 傷 人	強 盜 預 備	強 盜 竊 盜	強 盜	住 居 侵 入 竊 盜	住 居 侵 入	竊 盜 詐 欺 橫 領	竊 盜 逃 走	橫 領	詐 欺	竊 盜
害	傷													1		
害	傷	竊								1						1
唆	教	傷														
人	殺															
盜	強	人	殺													1
遂	未	傷														
死	致	傷														
爲	行	力	暴													1
爲	行	力	暴													
害	妨	務	公													
妨	務	公	走	逃												1
買	故	物	贓													1
受	收															
火	放															1
遂	未	人	殺													
喝	恐															
反	令	願	請													
反	法	學	選													
反	法	版	出													
唆	教															
計																
3	1	4	1	6	2	4	6	11	5	2	1	2	6	129		

第五表

再入 刑期	前刑 刑期	再入刑期												
		禁錮三月	懲役六月以下	〃一年	〃一年六月	〃二年	〃二年六月	〃三年	〃三年六月	〃四年	〃五年	〃六年	〃七年	〃八年
月二	鋼禁	一												
月三	〃	一												
下以月八	懲役		三											
〃年一	〃		九	〇										
〃月六年一	〃		二	一										
〃年二	〃		三											
〃月六年二	〃		一											
〃年三	〃		四											
〃月六年三	〃													
〃年四	〃		一											
〃年五	〃													
〃年六	〃		一											
〃年七	〃													
〃年八	〃													
〃年十	〃													
〃年二十	〃													
〃年三十	〃													
〃年五十	〃													
〃年六十	〃													
〃年七十	〃													
〃年八十	〃													
〃年十二	〃													
明	不													
計		2	11	16	23	34	2	3	4	14	3	11	13	

死 計	無 期	懲役十年以下				
		〃十五年	〃十三年	〃十二年	〃十年	〃以下
1						
1						
12						
20						
7						
8						
4						
8						
3						
3						
4						
4	一		一			
3						
6						一
14						三
28	一			二		一
17		一	一	一		一
48			二			一
2						
2						
1						
2						一
4						
202	1	2	3	2	2	8

前刑十年以下の者が九八、十年以上の者が一〇四となる。十年以上と以下と先づ半々であるが、再入者の第一位は前刑十五年の者で總數四分の一に當る。十五年もの長刑を受けたものは、釋放しても世間の事情はまるで變りて自立に困難であり、親族故舊は主人が代り、知らぬ人がその家族に加りて恃怙すべき縁は絶え、加ふるに釋放時年齢すでに更けて意氣體力すでに頹衰に傾くものも多かるべきを思はゞ、再犯率の多きことは寧ろ慙れむに堪ふるものがある。更に前刑十二年の再犯二八、十三

たる意趣ほとんど認めがたいものがある。しかしこれは前掲の表に於て明かなることく、再犯者の多分は前科も今犯も窃盜が大部分であるから、窃盜の長刑期者は職業的窃盜犯者たるがためでもあらう。

つぎに、前刑釋放時の作業賞與金高と、再犯に至る期間との關係を見れば、相當金額の作業賞與金を給與されながら、その利用方法に疎きか、或はそれあるがために反て荒怠遊蕩に陥るか、再犯に至る期間の上にはその効果は一向顯著でない。

The New Prison Program
in Italy
Dr. Nathaniel Cantor

イタリアの
新行刑制度 (一)

米國 ニュウヨーク州
バツファロー大學教授

ナサニエル・キヤンター

(一) 背景

イタリアの新行刑制度を理解するためには、是非とも、イタリアの行刑思想の二つの最も重要な學派の懐いてゐる概念を心に留めてをかなければならない。二つの學派とは、謂ふ所のクラシカル派(舊派)とポジティブリスト派(實證派)と即ち是れである。

イタリアに於ける行刑改良の歴史の上に卓立する二個の人物がある。ツェザレ・ベツカリア [Cesare Beccaria-Bonesana (1735—1794)] とエンリコ・フェリー [Enrico Ferri] (1856—1929) の二人である。行刑思想上一つのクラシックとなつたベツカリアの小論文「犯罪と刑罰に關する」(„Dei Delitti e Delle Pene”)は

「On Crimes and Punishments」(1764) とフェリーの一九二二年のイタリア新刑法草案 (‘Progetto Ferri di Codice Penale Italiano, 1921) とは、この二人のそれ

の時代の傳統とのきつぱりした斷絶を劃する思想の結晶の信號を掲げたものとも見えるのである。ベツカリアは、當時二十六歳の青年だつたが、其時代の殘忍野蠻な刑罰の非を鳴らし、判官の專斷横恣に委ねず、法を以て明かに犯罪に對する刑罰を定むべきを唱へ、拷問手續の見るに忍びざる殘虐の愚にして且つ妄なるを攻めたのである。彼のこの著は、刑法の發達に於ける近代的傾向の端を開いたものといへるのである。彼の行刑といふ觀

念の根柢には、威嚇によつて社會を防衛するといふ考案が横はつてゐたのである。此等の思想は、一七九一年及び一八一〇年のフランスの刑法に採り入れられ、次いで、人も知る如く、他の歐洲諸國並びにアメリカ合衆國の刑法のモデルとなつたものである。其當時の立法の原則となつたものは、刑罰は犯罪の輕重に應じて定めらるべきもので、同種の罪を犯した凡てのものは刑罰上同じ關係に置かれなければならないといふことであつたのである。かくして、犯罪を行刑處遇の出發點とすることによつて、司法權の濫用、氣まぐれな裁判官の横暴が防がれることになつたのである。

何人も、ピノロヂー(行刑學)の舊派クラシカル・スクールの創建者たるベツカリアに、先驅者として當然捧げらるべき讚辭を拒むわけにはいかないのである。彼は、當時の人のために、犯罪者と其刑を定むる刑法について極めて情味に富んだ常識のある見解を提唱したのであつた。しかし、彼の論著の現はれた一七六四年から十九世紀の末葉にかけて、人間の智識は非常な速度を以て進歩してゐたのであつて、一八八一年に、フェリーが彼の「刑事社會學」(‘Sociologia Criminale’) を公にした時には(ロムブ

ロゾーが「犯罪人」(‘L’Homme Criminel’) を公にし

た後五年で、ガロファローが其の「犯罪學」(‘Criminologia’) を公にする(四年前)、威嚇によりて犯罪の一般的防止をするといふベツカリアと其派の志した目的は根柢から革められたのであつた。フェリーのこの書一度出で、より、犯罪の原因の科學的研究と犯罪者の特殊の研究に俟つ所あつて初めて社會は防衛せらるべきものである、といふことになつたのである。

フェリー一派のポジティブリスト(實證派)に屬するものは人によりて多少見る所を異にしてゐるが、幾多の根本的な點では一致してゐるのである。其の根本的なといふのは、犯罪ではなく犯人が刑法の立案並びに犯人の處遇の中樞を占むべきものであつて、犯罪は單に犯人其人の素質の徵候たるに過ぎざるものであつて、犯人は治療せらるべく、又は、社會より隔離せらるべきものである、といふ點に存してゐるのであつて、防止手段に於ける教育的價値に重心が置かれたのである。

ベツカリア及び其一派の所謂舊派は、中世紀の刑罰の殘虐を除き去るといふ實際の成果並びに犯罪の意義を明かにし且つ之に相應する刑罰を定限するといふ抽象的な法の體系を組立てる理論上の成果とに興味を有つてゐたのであるが、フェリーは、之に反して、ポジティブ(實

證的)な方法、といふのは、観察と實驗の方法を犯罪學の分野に導き入れたのである。この方法はサイエンスの他の分野に適用せられて立派に成功したものであつて、フェリーは等しく之を犯罪の問題に適用し得べしとなしたのである。(1)

(一) フェリーの實證方法 (positive method) はノートル (Austre Comte (1798—1857)) のボチテイビズム (實證

哲學) に基くものであると主張して已まない學者があるが、自分は其何の故たるかを了解するに苦しむものである。殊にフェリーは、實證方法といふのはガリレオ式 (Galileo Galilei) (1564—1642) —— 有名なイタリアの天文學者で且つ物理學者でもあり、地動説を確證し唱道した) の方法のことであると幾度か繰返して言つてゐるのであつて、彼の方法をガリレオ式方法の名を以て呼びたいのであるとさへ言つてゐるのに、これをコムトのボチテイビズムに持つていかうとする人のあるのは不思議でならない。フェリーは、其著ソシオロギア・クリミナーレ (第五版) で、「自分は、我々が我々の學派を實證派と名づけるのは、多少コムトの哲學のシステム (體系) に似たるが故ではなくして——正に犯罪の問題の研究に適用せんとするメソッド (方法) のための故である、といふことを斷乎として宣

言するものである」と書いてゐるのである。以上、イタリアの現在の行刑制度の背景をなす所のものを了解するために、舊派並びに實證派の根本的とも見るべき思想については、十分紹介し得たと信するのである。

(二) 新刑法及び新行刑規則

The New Penal Code and Prison Regulations

イタリアは多年行刑制度の改良に志してゐたのであるが、ファツシスト・レヂーム (制) の興起成長は、更らに、この根強い要求を催進し、新しい政府の政治のイデオロギーに照し合せて、刑法の改正が必要已むべからざるものとなつてから、殊に切なるものあるを致したのである。一九二一年に、フェリーは前きに擧げた新刑法草案を起草すべき委員の長に任命されたが、其時出來上つた刑法草案が、實證派の主義原則を最初に系統立て、立法上宣言したものであつたのである。道徳上の責任の有無といふ觀念は全く排せられて、之に代つて、「法律上の責任」(Legal responsibility) の思想が採り入れられたのである。刑罰についての傳統的なクラシカルな概念との思想上の絶縁は眞に截然たるものがあつたのである。犯罪に對する刑罰ではなく、法律上の「制裁」(Legal

“sanctions”) であるといふのであるから、社會防衛の手段としての保安處分の適用は正當なことで、毫も矛盾不都合はなかつたのである。しかしながら、イタリアに於ける一般輿論は、かゝる急激な根本的改革を容るゝだけに十分熟してはゐなかつたのである。

とはいへ、しかし、當時の現行刑法 (一八八九年より一九三一年までのツアナルデリ法典) は何といつても不完全なものと思はれたので、次ぎ／＼に、幾度か他の起草委員は任命されて當時の司法大臣ロッコの指揮下に改正事業に従事したのである。かくして、二つの豫備草案が提出されたが (一九二五—一九三一年)、終に、一九三一年七月一日、新刑法 (並びに新刑事訴訟法) 及び新監獄規則が實施さるゝに至つたのである。

新刑法は新しい處遇並びに管理の制度、及び、舊刑法に比して更らに一層完備した諸の設備を採用したのである。しかし、此等は、司法大臣ロッコ氏の語を以てすれば、「イタリアの刑法の根本を爲す歴史的傳統と其精神たる科學的原則とは毫も變改を加へるものではない。かくして、意圖し欲望する人間個人の精神の能力並びに人間の行爲の認識と自由とに基く犯罪の法律上の責任は、過ぎし幾世紀の間我が國民の刑事立法を支配してきたよ

うに、依然として今日も支配していくことであらう。

以上、自分は、舊派と新派即ち實證派との別かるゝ分岐點を簡單に述べたつもりである。フェリーは道徳上の責任を排して、之に代ふるに法律上の責任を以てしたのである。彼の一九二一年の草案は、犯罪の生物學的にして且つ社會學的なる見解に基いてゐるもので、而して、刑罰は苦痛を加へるものでなければならぬといふ見解を排斥したのである。しかしロッコ及び其助力者達 (其内にはイタリアの最も有名な法律家がゐた) は、「意志の自由」並びに刑罰其者の自律性の主義の留保を固く執つて動かなかつたのである。イタリアの新刑法に到底相容るゝ能はざる二つの見地の對立するの難あるに至つたのは、實に、この兩者の差異に由る所最も多きに居るのである。自分はしかく主張して憚らないのである。この主張の誤つてゐないことを確證するために、先づ法典其者について検討してみよう。

刑法の第一篇 (Book I) は傳統的な道徳上の責任の原則を固持してゐる、従つて、刑罰は呵責其者であるといふ觀念が依然存してゐるのである。刑罰の加減、適用及び執行 (第一篇第五章) は、主として罪の輕重大小に従つて刑を比例させるといふ傳統的な舊派の主義に則つ

てゐるのである。之に反して、一方、保安處分を規定する第一篇の終りの四十一條は、最も重要視すべき實證派の奉ずる概念を具現せしめてゐるのである。

新しい行刑規則の名稱即ち、「行刑防止兩施設管理規則」(“Regolamento per gli istituti di prevenzione e di pena”——Regulations Governing Penal and Preventive Institutions) は、行刑處遇の兩様の性質を指示するものである。即ち、第一部(Part I)は刑罰の執行を規定してゐるのであるが、第二部(Part II)は、行政的保安處分のための施設」(“Institutions for the administrative measures of detentive security”)を取締るものなのである。

ロッコは刑法々典及び新「規則」は不可能なるものを可能ならしめんとする試みである。此等の法規は、法律上の責任の標準並びに證明として道徳上の責任の觀念を是認し、且つ同時に、主として犯人の素質性格に基いて立案されたフェリーの一九二一年の草案に提唱せられてゐる諸の案を含んでゐるのである。

イタリアの刑法に於ける刑罰(Pene)と保安處分(misure di sicurezza)との間の觀念の差異を解剖するに先ち、自分は、概括的に、新法典を支配する精神の特質に

して後者は國家に重きを置く點に存するのである。個人主義の原理に従へば、國家の刑罰權は、いや／＼ながら個人が國家に引渡した色々の權利から由來したものである、といふのである。——(ナチスのレヂームの下に近時のドイツの刑法並びに刑罰執行の改造は、ドイツの國家が現在振りかざしてゐる新しい主張の反映したものである)

ファツシスト・フィロソフヒーに従へば、刑罰權は國家と共に生れて、國家を保存し防衛する權利であつて、根本的にして必須欠くべからざる共同生活の條件を保證するものである。(II)

(II) Lavori preparatori del codice penale e del codice di procedura penale (23 vols) (刑法並びに刑事訴訟法草案

理由書) 第七卷九——一三頁

イタリアの新刑法は、一を容れ他を排するといふように舊派又は實證派のいづれの主義にも従はうとしなかつたもので、實際の必要を眼中に在いて、折衷の態度をとつたのである。「それは、種々の傾向を有つた科學上の理論を超越して、これ等の理論を一元的な至上機關即ち國家に歸一せしめんとするものである。眞個の行刑立法の本來の目的は、新刑法の指し示すように、犯罪に對する鎮壓的防衛であり、而して常に然らうあるべきものである」

ついで述べたいと思ふのである。一方では、ロッコの見

る所に従へば、保安處分なるものは、少年犯人に對すると同様、常習犯人、職業犯人並びに精神異常犯人に對する處置として採用されたもので、かゝる種類の犯人に對しては鎮壓手段の無益にして其効なきことが認められてゐるのである。是の故に、保安處分なるものは、性質上、防止的であつて處罰的のものではないのである。同様に、前掲の「規則」(“Regulations”)には、幾度も、保安處分の犯人其人(“individual”)を復活せしむるためのものであることが繰返し記されてゐるのである。然るに、吾人は、ロッコ氏が、口を極めて、イタリアの新しい立法事業に魂を吹き込むだ新しい法理はファツシズムの根本原理から派生したるに過ぎないものである、と説くのを面裡に見るのである。而して、彼は、この根本原理は、敢然として人權宣言(Declaration of the Rights of Man)の大旗を掲げた一七八九年のフランス革命を鼓吹し、且つ、一八八九—一九三一年までのイタリアの刑法のモデルとなつた一七九一年のフランス刑法を産むだ所のフィロソフヒー(根本原理)とは全く異つたフィロソフヒーである、と説くのである。一つのフィロソフヒーと他とを分つ根本的の差異は、前者は個人に重きを置くに反

とロッコは再三斷言してゐるのである。(III)

(三) 前掲理由書第七卷七頁以下

同様の心持で、行刑局長デオヴァンニ・ノヴェリー(Giovanni Novelli, Director General of the Penal and Preventive Institutions) は、刑法は呵責(castigo)の性質をなくさず具有してゐなければならぬもので且つ「道徳上の報復」(“moral retribution”)の觀念に基いてゐなければならぬこと、それは「威嚇」することを目的としなければならぬこと、而して、不定期刑は、刑罰による報復の目的に反するが故に、行刑制度のシステムの中に取り入れられなかつたことを繰返し述べてゐるのである。

刑罰の傳統的觀念を其本質とする刑法は、矛盾なしに、實證主義の原理を是認することはできないものである。茲處で、簡單に刑罰と保安處分との間に存する具體的な差異を検討してみたら、理論と實際のいづれにも伴つて避くべからざる混亂が、即坐に、明白にならうと思ふ。

(三) 保安處分

The Measures of Security

保安處分の根柢に横はる觀念は極めて單純である。此

等の處分は、刑罰それ自身で犯罪に對して社會を防衛するに不十分な場合に課せらるべきものとするのである。累犯より生ずる危險、精神異常の犯人の行動より生ずる危險に對して國家を防衛し、且つ、少年犯人の一人前の犯罪者に硬化していくのを豫防するために、この處分は設けられたのである。社會防衛の處分は將來に於ける犯罪を豫防することを目的とするものであつて、或る種類の犯罪に對しては、彼等を再び社會的に同化することによりて、社會は初めて善く防衛せらるといふべきである。

イタリアの刑法は、社會防衛處分の適用せられて可なべき二種の特種の犯人のグループを認めてゐるのである。即ち、一は、職業的であり常習なりと認定せられたるもの又は「性向により」犯人となつたもので、他は、重大なる精神上の疾患に苦しみ、又は、癡啞者であり、又は、慢性的アルコール中毒或はドラッグ（麻醉劑）の毒に犯されてゐるがために、刑の輕減せられたるものである。

特別保安處分といふものは、「社會的危險性」(“social dangerousness”)といふ共通のタイプを有つてゐる種々細別された別種の犯人に課せられてゐるものである。刑

期は、或る二三のケース（場合）にミニマム（最短）が規定せられてゐる以外には不定期で、豫防施設よりの釋放の不可は「社會的危險性」の存在しなくなつたかどうかといふことで決まるのである。

保安處分は二種に分たれてゐて、一は一身に關するもので、他は財産に關するものである。犯人の一身上に關する處分は、留置 (Detention) にするか又は留置せずして監視だけで個人の自由を制限するのである。留置の形式は、農場又は勞役場又は精神身體に疾患あるものには病舎或は病院へ又は感化院へ收容するのである。留置せざる處分の形式は、官公吏の監視、住居の制限及び或る所在地の禁止、並びに、外國人ならば、國外追放 (Deportation) である。財産に關する處分は、或る種の職業を禁止して、犯行を生ぜしめたる又は犯行へ導く虞のある商品又は物件の沒收、並びに、將來の謹慎を保證するに足る金額又は其匹敵物の供託との二つである。

(四) 刑罰

Punishment

以上述べ來つた保安處分は、特別の防止施設で執行さ

る、定めであつて、刑罰 (pena) は全く之とは異つた施設で執行さるゝのである。

新刑法に二重のシステムが採用された結果として、施設にも二つのシステムを創設する必要に迫られ、従つてまた、施設取締の規則にも兩様あることになるのである。プリズン（刑務所）の本來の公然の目的は、懲らし罰するに在るのであつて、受刑者の改善は單に第二次の役割を有つてゐるだけである。是に於てか、不定期刑の原則は、刑罰の峻嚴を損じ効果を弱めるといふ理由で、刑の執行には採用されなかつたのである。

行刑施設は、受刑者分類の目的を實行するがために、特殊化されてゐるのである。十八歳以上のものと以下のものはセクション（監區）が分たれ、斷えずプリズン・ルール（獄則）を違反するものには懲罰監があり、終身刑者、精神又は身體に缺陷あるものに向つてはそれ／＼特別の施設あり、更らにまた、農場、勞役場、並びに、「更生施設」(“institutions of social readaptation”) が設けられてゐる。

長期受刑者は、或る期間の刑期に服し且つ三年以上行狀「良」として等級づけられた後には、「更生施設」に移され得ることになつてゐる。長期の刑は受刑者をして再

び社會的活動を爲さしむるの資格を失はしむるに至るからといふのが其理由であるので、この施設に於ける規則並びに訓練は前のプリズンに於けるが如く峻嚴ならず、且つ、施設の長官は、社會適應性を助長するの効ある諸の特權に關して一般の規則に變更を加へることができるのである。以上、説く所によつても分明であるが、刑罰のシステムの中に在つてすら、受刑生活の及ぼす忌むべき結果を克服する工夫は運らされてゐるのである。

刑罰と保安處分との間に存する差異を指示し證明するに先ち、自分は、簡單に、この二つのシステムを管理するために新行刑立法によつて創設された新しい行政上の制度について述べてみたいと思ふのである。

(五) 監察判事

The Surveillance Judge

公安維持並びに刑罰執行の行政處分の新しい規定の下に在りて、監察判事 (giudice di sorveglianza - surveillance judge) は極めて重要な地位を占むるものである。

この判事の權限は、刑法、刑事訴訟法及び「かんごく規則」の特別の章で定められてゐる。この判事と行刑施設の長官との間に生ずべき衝突の危險が豫想されたので、

兩者の各自の権限の範囲及び内容は一々明かに定められてゐるのである。

簡單に言ふと、行刑施設の長官即ち典獄は其施設の内部の規律及び組織に責任を負ふのであるが、この判事は、刑罰並びに豫防處分の執行に於ける検査、決定並びに建議の権限を有する眞個に行刑裁判官 (penal magistrate) ともいふべき一つのタイプといふべきものである。一言に約すれば監察判事は課せられた刑の執行を法律上保證するものである (大部分の國々に於て行はれてゐるように、刑務官の専斷に委ねることなく)。

行刑並びに防止施設管理規則第四條は、刑罰の執行に關する監察判事の管轄権を規定してゐるのである。これによれば、彼は、法律上の規定が眞に實行されてゐるやいなやを確かめるために二ヶ月毎に行刑施設を巡閲しなければならぬ。巡閲の結果得たる觀察は司法省 (Ministry of Justice) に報告せらるゝのである。他の権限については、彼は、十八歳以上の少年の特別監區への收容の件につき、更らにまた、受刑者の集團生活への適不適、更生施設其他異常者の施設病院への編入、及び、農場への收容等に關して審議をなし、また、假釋放の申請に決定を下し受刑者側の情願を聽いてやるのである。規則第二百六十三條は、保安處分執行に於ける判事の権限を規定してゐる。この場合に於ては、監察判事は「し

ば、」(慣例上一ヶ月一回)豫防施設を巡閲することになつてゐる。一施設より他の施設への移監の権限も同じくこの判事に與へられてゐる、實際上、彼は保安處分の何たるを問はず之を加減變更し又は取消し得るのである。彼は、また、この施設に在る收容者に、優秀の成績を挙げた場合又は必要已むべからざる場合、一時自由の期間 (licenza) を許すの可否を決定するのである。この特權は行刑施設に受刑するものには許されない。

また、監察判事には、收容者の「社會的危險性」の已に存存しなくなつたかどうか、及び、釋放の可否について決定を下す重要な任務が委ねられてゐる。この審査は、通例、「社會的危險性」に關する保安處分として法律によつて規定されたミニマム・タイム (最短期) の終了したる場合に行はれるのである。審査の結果が收容者に不利であつた場合は、判事は次の審査の新しい日取を定めるのである。この日取りは通常六ヶ月後である。判事の決定は、少くも理論としては、施設のディレクター (所長)、教誨師 (chaplain) 及び醫務主任 (physician) の申告する所にかゝつてゐるのである。

國內は行刑管區 (prison district) に分たれてゐるが、大きな管區にはそれ／＼一人又は二人の監察判事が置かれてゐる。 (未完)
Journal of Criminal Law and Criminology, July, 1935

海外時報

第十一回國際刑法及監獄

會議と少年の問題

本文は、去る八月、ベルリンに於て開かれたる第十一回國際刑法及監獄會議に、アメリカ代表の一員として出席したる、アメリカ保護觀察協會々長チャールス・エル・チャート氏 Charles L. Chute, Executive Director, National Probation Association の報告である。同會議に、各方面の名士二十三名の代表を送り、進歩的、教育的思想のために闘つたアメリカ側の報告については、まだ之を入手するの機會を有しないのであるが、こゝには、その第四部會 (少年) の概況に併せて、歐洲に於ける保護觀察の状態のみにつき、同氏の記述を紹介するに止める。 (Probation, Vol. XIV, NO. 1)

X X X

去る八月ベルリンに開かれた第十一回國際刑法及監獄會議に、合衆國政府より任命せられた二十三名の代表の一人として、出席するの光榮を有した私は、こゝに、保護觀察協會會員のために、若干の報告をしておかねばならぬ。同會議に於ても、將又、諸國の視察に於ても、私は努めてヨーロッパに於ける保護觀察及び少年裁判所の状態について知らうとした。こゝには、その方面に關する同會議の決議及び數國に於ける視察の模様を述べようと思ふ。

當然私は先づ英國を訪問した。この國に於ける保護觀察は政府の強力なる支援を受けてをり、従つて、事業は着々改善され、擴大せられつゝあるのを見た。有給の保護司が、今や、全裁判所の爲めに要求せられてゐる。彼等は總て判事の保護觀察委員によつて任命されるのであるが、ロンドン市だけは別で、こゝでは内務大臣が任命権を有つてゐる。政府は、内務省を通じて、全國保護司の俸給の半額を支給し、内務大臣は、すべての専任保護司の任免に關する認可權を有つてゐる。ロンドン以外にはなほ多くの兼任保護司がある。専任保護司中の約半數はなほ各種宗教團體に屬し、そこから俸給の一部を受け

筆者は内務省の保護観察係官たるビー・ジュー・レーノルズ氏とも會つたが、政府は保護司の標準を高め、なるべく専任保護司を設け、現在七百五十ドル乃至千八百五十ドルに過ぎない俸給を増加しようと努めてゐるとの事である。又、政府は保護司の訓練に力をそそぎ、最近、練習生採用の計畫を樹てたといふ事である。練習生は練習期間中少額の俸給を受け、その大學に於ける聽講料は政府が之を負擔する。彼等は社會科學に關する卒業證書を得なければならぬし、又監督の下に、保護觀察に關する實地の練習をするのである。

保護司協會が、政府と密接な連絡を採つてをり、事實上すべての保護司が之に屬してゐる。エツチ・イー・ノーマン氏その他二名の經驗家が幹部として働いてをり、定期に會議を開くほか、毎月雜誌を發行したり、最近には立派な保護觀察のハンドブックを刊行してゐる。

西部ロンドン警察裁判所への訪問及び警察判事、保護司等との會談は、洵に愉快なものであつた。保護司は裁判所中で最も多忙のやうであり、我國と同様、餘りに事件が多過ぎて、充分調査したり、頻繁に訪問することの出来ないことを感してゐた。この裁判所に於ては、家庭關係の事件の大部分は、裁判所を待たず、保護司に

よつて調停せられてゐるのである。

ブラツセルでは、私は司法省のポール・コーニル氏に會つた。氏はベルギーに於ける保護觀察の状態について説明してくれたばかりでなく、少年裁判所の訪問の際にも通譯をつとめてくれた。ベルギーにはまだ、大部分のヨーロッパ諸國と同じく、成人のための保護觀察の制度がないのである。が、その要求は次第に高まりつゝある。少年裁判所の組織は極めてよく出来てゐるのであるが、保護觀察の事業は適當とは云へない。それは大きな裁判所と立派な判事を有してゐるブラツセルに於てさへ然りである。有給の保護司は僅かに四名、その俸給も極めて少い。事實上、保護觀察に關する仕事は特志家にまかされてゐるのであつて、そうした人々が百五十名以上も登録されてゐる。裁判所の仕事は大部分犯罪少年に關するもので、遺棄兒や未獨立の兒童は私設機關が之を取扱つてゐる。成人に對する直接の管轄といふものはない。手に負へない兒童は觀察所に委託され、そこで精神病學的、醫學的處置が講ぜられてゐる。

さて、國際會議には四十七ヶ國の代表が出席したが、ドイツよりの出席者が、その半數以上を占めた。全體會議などの演説はすべてドイツの高等官吏に依つてなされ、開かれるもので、従つて、實質的には別々の四つの會議が開かれるのと同じである。全會議は、三つの全體會議に於て顔を合はせ、その際、各部會でなされた決議が、大した討議もなく採決されるのが普通である。

筆者は少年部會のみに出席した。いろいろの議論がたゞかはされたし、各國の種々の手續及び意見に就て學ぶ處があつた。フランス語で印刷された書類が前以て配られた。それらは部會に於て rapporteur général に依つて略説され、彼はまた決議をも提案した。それに對しては活潑なる議論が行はれ、變更されたり、採擇されたりした。

問題となつたものは三。第一問は、少年裁判所は犯罪兒童ばかりでなく、不良傾向のある者(in moral danger)をも取扱ふ權限を有すべきではないか、又、兒童を兩親のもとより引離す權限を有すべきではないか、といふのであつた。多くのヨーロッパ諸國に於ては、少年裁判所は主として犯罪少年を取扱ふ處の、刑事裁判所の一種と見做されてゐる。討議の結果として採擇された決議は多くの國にとつて、明かに進展を劃するものであつた。それは次の如きものである。

「犯罪人ばかりではなく、不良傾向のある少年に對しても、採るべき手段に關しては、少年裁判所にその決定

れ、大部分、現行ナチス制度の原則の辯護又は説明に過ぎなかつた。政府の犯罪及び新刑法に關する理論が細々と説かれたのである。

新しきドイツ、殊に多くの政治的犯罪人の見られる主要刑務所への訪問については、多くの述べべきものがあるのであるが、茲に述べるのは保護觀察に關する事項のみである。ある退職少年裁判所判事と同道で、私はある少年裁判所を視察した。ドイツの少年裁判所は罪質の如何を問はず、十四歳乃至二十一歳の少年を取扱ふ。根本的にはそれはすべて刑事裁判所なのであるが、判事は刑事處分の代りに、「教育處分」(保護觀察 Schutzaufsicht)はその主たるものであるを以てするの權限を有つてゐる。保護司は、裁判に先立つて事件を調査し常に裁判所に出頭してゐる。保護司は大部分婦人であるが、政府の少年保護部に依つて任命せられる。裁判も參觀したが、形式的ではあるが實に家庭的で、少年達とその家族の者が自由に話すことが許されてゐる。十四歳以下の少年はすべて後見裁判所で處分される。

國際監獄會議は監獄のみに關するものではない。一部は刑法及刑事訴訟法を、一部は行刑を、一部は豫防を、一部は少青年の處遇を取扱ふ。これらの四部は毎日同時

権を與ふることが望ましい。」「いかなる處に於ても、特殊なる福祉團體が少年裁判所と密接なる協力をなすべきである。これらの裁判所に對しては、不適當なる兩親又は保護者の管理より少年を引離す権限を與へることが望ましい。」

第二問は、「少年の未決拘禁に關し、手續の必要と、拘禁の危険に對する少年の道德的保護とは、如何に調和せしむべきか？」といふのであり、ベルギー選出の *rapporteur général* は「少年の勾留は出来るだけ避けるべきである」との宣言を主張した。もしこの原則が文字通り實行されたならば、アメリカに於ても、ヨーロッパ諸國に於ても、大なる進歩を劃することになつたであらう。しかし、ドイツ代表は、刑事裁判所の能率と國家の保護とを考慮して、次の如く制限することを主張したのであつた。

「少年の未決勾留は訊問の目的のために必要ならざる限り避けるべきである。」
而して、採擇されたその他の規定といふのは、
「重大なる反對の存せざる限り少年はその兩親又は保護者の保護に委託せらるべきである。」
「もし自由を剝奪することの避け難いときは少年は、少年犯罪人又は浮浪人 (*l'enfance coupable ou abandonnée*) の保護及び教育のために特に設けられたる、公立又は施設施設に拘禁せらるべきである。」

「右の施設は少年の肉體的、社會的、精神的検査をなすに必要な設備、装置及び職員を有すべきである。」
「右施設に滞留中、少年はそこが家であり、學校であり、工場であるとの感を抱くやうにせしむべきである。」
「かゝる施設の存せざる地方にあつては、少年をよりよき便宜の與へらるゝ中央に移送するため、適當の手段が講ぜらるべきである。」
「適當なる施設及び移送の不可能の場合に於て、はじめ少年の拘禁の問題が考へらるべきである。この場合、既決少年を成人より完全に分離し、その他孤獨に伴ふ處の不便を軽減し、殊に職業を與へることの出来るやうな特別の場處が與へらるべきである。」

第三問は、少青年に對する假釋放その他釋放後の保護に關するものであつた。次の如き進歩的宣言が採擇されたのであつた。
「釋放後の保護は、官民協力の努力に依つてはじめて成就せらるゝものである。それは少青年の在所中より既に準備せらるべきである。」
「出来ることならば、收容所の役人自身が右の保護に

當るべきである。それが出来ない場合には、特志家の奉仕を利用して、特殊の公の團體、その他の現存兒童保護團體が存すべきである。」

「假釋放免狀 (*dépreuve*) に期限を設けることは必要である。必要ある時は刑務所に復歸せしむる處の、一部の釋放の試験期間を設けることは望ましいことである。免許期間は何時なりとも終了し得べきものとすべきである。」

「保護事業家 (*l'agent de patronage*) は監視者といふよりは寧ろ援助者たるべきである。彼は積極的に行動すべく、決して相談を受けるのを待つてゐるやうはならぬ。特にその保護者の生活及び勤務状態については自ら視察すべきである。一時的援助を與へるに必要な基金は常に手もとに有すべきである。」

「一般社會福祉機關をなるべく利用すべきである。以上の全部は討論もなく全會議に依つて採擇された。」

この方面に關する興味ある決議は他の部會から出された。殊に、累犯性的犯罪人の去精の主張、健康又は優生的理由による強制的斷種は、醫師と法律家の委員會によつて支援された。この決議はルーマニア、オランダ、ブラジル、スペイン、その他の國の代表の反對を受けたが、遂にはドイツ代表の大多數の支援に依つて通過せし

められた。
その他部會に於て大きな議論を巻き起した問題は、囚人の改善的、教育的處遇を擴張することの可否に關するものであつた。サンフォード・ベーツ氏によつて率ゐられたアメリカ代表の進歩的、人道的原則は、他の英語國民の支援によつて、一般豫防的刑罰を強調する他の國の原則と猛烈なる議論となつたが、結局、何等の一致は得られなかつた。

昔の監獄と私の経験

伊藤 藤 痴 遊

十二月十四日の茶話會に於ける伊藤痴遊氏の講演です。間違ひがあつたらすべて記者の責任です。

(一)

私は監獄にはかなり因縁がある。自慢になることではないが昔は度々御世話になつたものである。昨今は年と共に血の氣もすくなくなり、猫のやうに音なしくなつてしまつたので、もうそんな経験を嘗める機會もない。私が御世話になつたといつても、それはずつと昔のことで、今の刑務所とはだいぶ趣きがちがふ。今の刑務所のこと、私自身には経験がないが、入所して来た人から聞いて、ハッキリ分つてゐる。無論隔世の感はあるが、しかし、今の刑務所に於て、いかなる組織を作らうか。とか又在所者に對しては

いかなる取扱ひをなすべきであるかといふやうなことを考へるについても、一應昔の監獄の内容を知つておくことも又何かの參考にならうかと思ふ。それで御相談を受けたときに快く御引きうけした次第であるが、一面私の氣持ちとしてはこんな御話をするにも、幾分昔御世話になつた謝恩の意味ともならうかといつた考もあるにはあるのである。四五日前私の件が小菅刑務所を參觀して来て、私に報告したことがある。私の件は社會局に勤務してゐるので、商賣柄刑務所關係のことも知つておきたいと思つたのであらう。元來私は家庭生活に於ても、自分の過去をかくさない。監獄にも度々行つ

たといふやうな話をいつもしてゐる。だから伴とても、昔の監獄の様子はおぼろげながら頭に描かれてゐたに相違ない。さうした頭で見て来たからでもあらうが伴は私にかういつた。いかにも立派でいかにもきれいなものです。建物といひ設備といひ、室内の備品といひ、實に驚くべき程立派で且つ整頓してゐます。あれでは囚人の方でももう一度行つて見たいといふやうな氣が起きます。まあ「かね」ともう一度行つて見たくなるかならなにかは別として、とにかく伴にさうした感想をいだかせる程に今の刑務所は、昔の監獄とは似ても似つかない位立派になつてゐるのである。これは行刑の進歩といふのであるか、囚人を優遇することになつたといふのであるか、何れにしてもその變化の激しいことは、實に想像の外であるといつてもよい。勿論刑務所の仕事も昔とちがつていろ／＼の苦心が要ることであらう。私共が経験した時代のやうにさう單純なものではなからう。人々

は年を追ふて増加するし、一方教育が普及して社會生活が漸次その複雑さを加へて行くのであるから、人々の生活はいやましに苦しくなつて行く。さうした社會に在つては、どうしても犯罪者が増加する。これは免れ得ない自然の趨向であらう。さうした時勢に、刑務所をあつかつてゐられる方々の御苦心は嘸かしく御察し出来る。相當悪質なものも多からうが、それ等の連中をどう取扱つて行くか、その手心には並々ならぬ苦心が要ることと思はれる。これはひとり刑務所のみではない、刑務所へ送るべき人を決める裁判所の裁きも昔とちがつて、大へん面倒となつてゐるのではないかと想像される。しかしその面倒さも刑務所のそれに較べると割合に少いと思ふ。といふのは、裁判所は大體に於て理屈一點張り、成文の法律の解釋によつて、罪あり若くは罪なしと決めるのであるから、その決めるまでの頭の中の苦心は相當にあるとしても、一定の基準があるのだからワリにや

りよいと思ふ。これに反して、刑務所は罪あり若くは罪ありと認められたる人を預つて、多少とも良くして世に出してやらうといふのであるから、素人には窺知し得ない想像以上の苦心が存することと思ふ。私共が入監した頃のことを思ひ、現在入所してゐる人々のことを思ふと、特にその感を深うするのである。建物や設備も自づからに違つて来なければならぬ道理である。

(二)

同時に私は、裁判所と刑務所とは、その表面的の取扱ひばかりでなく、その精神に於て一致しなければならぬことゝ考へる。勿論兩者は建物も別なれば、御役人も別、法律的にも別々の方面を受け持つてゐるのであるが、その精神心持には共通の點が多く、従つて互に歩調を揃へて行かなければならぬものと考へる。裁判所がいかにか裁きをよくしても、刑務所がその取扱ひを誤るやうなことでない結果は得られないし、又刑務所ばかり

がいかにかその取扱ひをよくしやうとしても、裁判所が裁きを誤るやうでも勿論良い結果の得られる筈がない。兩者は車の兩輪の如きもので、何れか片一方に故障があつては車は進まない。私は法律のことには素人であるが、まア物の道理がさうしたものであらうと思ふ。そこで私に一寸解しかねるのはこの刑務所といふ名前である。昔は監獄といつた。この監獄が刑務所と名が變つたときに、私は妙に思つた。果して名前を變へる必要があるのかしら、と疑問を有つたのである。字義の上からいつても、監獄と刑務所とで格別の相違があるとは思へない。意味は同じで、文字だけが新しくなつたにすぎない。又一般の觀念からいつても、世間では、監獄即刑務所、刑務所即監獄と心得てゐる。官廳の名が變つたからとて、中に收容されてゐるものに對する影響がどれ程ちがふか、疑問である。好結果をもたらずのならば別だが、さもない限りこれは文字の遊戲にすぎないではないか

とさへ當時思つたのである。さうした例は他にもある。東京に都制を布かうといふのでいろ／＼複雑な問題をおこしたことがある。東京市の範圍が大きくなつたので、東京都とせやうといふのであるが私は當時文句をつけた。市を都とする必要が何處にあるか。成程自治體が大きく複雑となるのであるから、法律の内容に相異が出来るのは當然であるが、今まで市で通つて来たものをわざ／＼都と呼びかへるには及ばない。それは徒らなる文字の遊戯にすぎない、と私は主張したことがある。かういへば偏屈なやうにも聞えるかもしれぬが、私の言ひたいのは、名よりも實である。名前をかへるよりも實質に改革を加へるのが本義であると思ふのである。實を後にして名を先きにするのがいけないといひたいのである。尤も名は實の賓なりといふ言葉もあるから、これは私のやうな老人の考へることで、御若い方には又夫々別のお考へがあることかもしれない。

(三) 憎まれ口は措くとして、さて明治の監獄、今の刑務所、これを徳川時代には牢屋と呼んだ。社會で罪を犯したものを收容しておく場所である。徳川時代の牢屋は日本橋の小傳馬町にあつた。當今では店舗がギツチリ立並んで、昔の面影を偲ぶすべもなく、唯寺院が建つてゐるにその跡を示すに止つてゐるが、あそこら一帶がその時分の牢屋敷たつたのである。文献によると、小傳馬町の牢屋には御座敷、揚屋、大牢、二軒牢等の區別があつた。女牢もあつた。御座敷といふのは諸侯方若くは諸侯方の家老等布衣以上のものを收容する場所で、上等の牢屋である。小傳馬町の牢屋は未決でもあつた、この御座敷の如きは、なか／＼優遇したもので、次の間附きであり、その次の間には又給仕がチャンと控えてゐて何かの小用を足すといふ制度である。次の揚屋は布衣以下の士人、諸家の家來、乃至旗本程度の二本差しを收容した場所で、御

座敷に較べると餘程待遇が落ちる。大牢、二軒牢には博徒、無宿者等を投り込んで置き、雜居である。普通に傳馬町の牢といへばこれを聯想させる。外に溜といふのがあつて、今の病監である。淺草と品川にあつた。その他には馬喰町の郡代屋敷の中に郡代牢といふのがあつた。これは俗に百姓牢ともいつて、地方の農民の犯罪者を收容してゐた。その後百姓牢は收容者が増え、満員々々となつたので、本所の方に一ヶ所出張りが出来た。小傳馬町には牢同心と呼ばれる八十人の同心がゐて支配してゐた。一番の大將即ち今の刑務所長は、世襲で代々石出帶刀といふ人が當つてゐた。石出帶刀は最初は徳川家康直屬の侍であつたが、牢屋を扱ふことになつたのである。死刑に當る重罪犯人等には、穢多非人を使つて取扱はせてゐた。その頃の制度で今日見ることの出来ないのは首斬役人である。今では絞首といふところを、昔はバツサリと斬首した。世間でいふ首斬儀右工門、こ

の男がその役目であつた。これも世襲で明治に入つてからもやつてゐた。

(四)

明治になつて、石川島即ち昔の佃島にあつた人足寄場が石川島監獄となり、既決囚を收容した。別に市谷に出張りを設け、一方未決は鍛冶橋監獄に收容してゐた。鍛冶橋の未決監は、警視廳の裏手、といはんよりもむしろ同じ圍ひ内にあつたのが、表門は別になつてをり、別個の構へを形作つてゐた。その頃は官權が非常に盛んで極端に民權を無視してゐた時代であつたから、警視などとても意張つたものであつた。一般國民は勿論、代言人でも乃至は相當の官吏でも、表門へ人力車や馬車を乗り入るゝことが出来な。表門の所で車を下りて門番の許しを得て、それから支關へさしかゝるといふ風であつた。支關に入つても下ばきといふものは禁ぜられてゐた。今日なら何處の役所にも草履が用意してあるが、當時は相當の紳士でも、草履もはかず足袋は

だしのまゝで奥へ通り、用事を足すといふ有様であつた。その頃は今日とちがつて和服の紳士が多かつた。警視廳の表門を車で通り、又支關に草履が備へつけられたのは、明治三十一年、憲政黨内閣の出来た時であつた。自由、改進黨の兩黨が合同して憲政黨が出来、内閣をつくつたのであるが、時の警視總監は西山志澄といふ人で自由黨の一人であり、私共の同志であつた。そこで私共は、日頃のうづ憤もあり、親しい間柄とて、西山君に向つて、一君、憲政黨内閣も出来たことであるから、警視廳の支關に草履位備へつけたらどんなものか、又表門を車で入れないなんて餘りに馬鹿々々しいではないか」と注意して、それから、車も自由に乗り入れゝば、草履も備へつけられるやうになつたのである。これがさしも盛んであつた官權の一角が崩れ始めるそも／＼の發端である。

警視廳がそんな調子であつたから、同じ構内に在る鍛冶橋監獄とても御多分に洩れずに、なか／＼官僚的なものであつた。普通の人民は、表門から入るなど望んでも出来ぬこと、わづかにく／＼門をしかも許可を得て入つていつたものである。そんな風だから獄中の有様とても推して知るべしで、大に面目を改めたといふものゝ、實は昔の牢屋と大差のない點が多々あつたのである。

私自身の經驗として、最初に入獄したのは名古屋監獄であつた。時は明治十八年、私が十九歳の時であつた。若氣にまかせて飛びまはつてゐたので、集會條令違反といふ廉で、數名の同志と共に入獄したのである。當時の名古屋監獄といふのは、尾州藩の牢屋をそのまま使用したもので、それは／＼お話の外にヒドイものだつた。それが又どうしたものか、數名の同志の中私だけが特に重罪犯人の取扱ひをうけて、舊監の方にぶち込まれた。ヒドイ中にも、新監の方は多少ましであつたが、舊監と來たら、何から何まで舊幕時代そのまゝだつた。例の五寸角

の牢格子が二重に取りまはしてあり、御頭、頭脇、客分、隠居、隅の隠居、詰番などいふ役づけも、昔のまゝだつた。話をするのも何でもみな符牒でやる。スツテン踊りなどいふのもあつた。私なども危くやらされるところであつた。それは免れたがしかし、私も年が若く、何かにつけて反抗氣分に充ちてゐたので、キメ板でドヤしつけられたことなど幾回あつたか分らない。それでも、ナニニ最後はノビてしまふまでだ、とちつと我慢し通した。する中、私に幸運が涌いて来た。といふのは、隣室に、これも名古屋の國事犯で、岡田といふ人が入つて来た。その岡田といふ人から、白川といふ私の部屋のお頭で、名うての竊盜犯のところへ電信がかゝつて来た。電信といふのは、仕切りの羽目板をコツ／＼叩いて合圖をすることである。ツメのサヤへ口をあてゝ岡田が「お隣りのお頭か、今度の新入りは誰れですか。どうも聲がらに聞き覚えがあるやうだが」といふと、白川が「神奈川の井上仁太郎といつて、

自由黨の演説使ひでござんす」と答へる。私は神奈川の生れで、その頃井上姓を名告つてゐた。それを聞いた岡田は「あゝさうですか、イヤ實はその井上といふ男は、私共の同志の一人ですから、宜しく御手アテを願ひます」といつた。これで私はノサれるのをやつと免れたのである。牢内でお頭といへば意張つたもので、鶴の一瞥で私の身が浮び上つたのである。牢内でツメといへば便所のことだが、このツメの突き出して、サヤを距てゝ隣りのものゝ顔が見えるわけで、だから隣りのものと一寸話をしやうと思へば、ツメに入るのである。昔の牢屋にはそんな抜けうらもあつたのだ。岡田の引き合せて、私は一躍隅の隠居に出世して大に羽ぶりを利かした。娑婆で下手な下宿などに轉かつてゐるより餘つぽどましだと思つた。私はこゝに四ヶ月ばかりゐて既決に下つたが、その頃の未決といへばざつとこんな調子のものでつた。私の入つてゐたのは寒中だつたので、多少骨

身にこたへたが、朝、顔を洗ふに水に有りつけのないのに弱つた。顔洗水は小杓子に水三ばいと定つてゐたが。その三ばいの水でみんなが顔を洗ふのだからたまらない。先づ役づきのものが洗ふ。それで三ばいの水は大半なくなつてしまふ。そのなけなしの餘り水で平の囚人が順々に顔を洗ふのだから、最後のものなど、ホンの一つたらしの水しかあてがはれない。最初の中、これには私も大きに弱つた。しかし既決へ移つてからはその點大に楽になつた。

その頃小説などによく出て来る松平長七郎といふ男が、やはりこの監獄へ入つた来た。松平長七といふのは、尾州藩主の弟と名告つて、豪商を欺いて五千圓の金を巻き上げたといふ、明治天一坊として有名な男だつた。ところでその時分は監獄の看守も多くは舊藩主の家來だつたので、松平が昔の殿様の弟など大それたことを言ひ出したのは實に怪しからんとて、看守達も松平に對しては實に残酷

な取扱ひをしたものである。打つ蹴る毆るで、有りつたけの虐待をした。私が見たときなど、全身まだらぶちに衝れ上つて、骨と皮ばかりになつて、ヒヨロ／＼と歩いてゐた。ある時湯殿で一緒になり松平が涙ながらに述懐するのを聞いて私もひどく氣の毒になり、年少氣鋭の折ではあり、それでなくとも言ひたいことで胸がムカ／＼してゐた矢先きであつたから、私は當時松平の待遇に關して一篇の意見書を認めて、典獄に差し出したものである。その時の典獄は良い人だつたと見えて、それはいかにも自分の目が届かなかつた、早速看守に言つておかう、しかし、君もかやうなことを演説の材料に使つてはならないよ、と口留されたことがある。それ以來松平の取扱ひは大さう寛大になつた。出所後、松平は私の許に挨拶に來たりなどしたが、しかし私の方は、おかげで憎まれものになつた。要らぬ差し出口をする奴だ、といふやうなわけ、看守達の氣受けが悪くなつた。一

寸した反則でもすぐ尻尾をつかまへられて御灸をすゑられる。お灸の中でも減食處分が私には一番辛かつた。私は五日の減食處分にあつた。減食とすると、一日一合三勺三才ときまつてゐる。これを三度に分けて食ふのだから、一回分は小さなむすび一つにも足りない。青年活氣のものにはやりきれたものではない。私は二度減食處分を受けたが、結局若氣の生意氣さがたゞつたのである。減食より重いのには暗室處分といふのがある。光線のチラともさゝぬ眞暗な室に押し込めておくのである。一週間も入つて外へ出ると、足はフラ／＼として目まひかする。しかし私にはどちらかといふと減食處分の方が恐ろしかつた。

(五)

私が二度目で入監したのは静岡事件に關係してゐた。檢舉されたのは百人の餘もあつたが、豫審に廻はされたのが二十七人、事件は國事犯であつたが、國名は強盜殺人罪といふのであつた。國

事犯には資金を得るために強盜類似のことをやるものがあつた。私は強盜も殺人もやつたわけでないので豫審免訴となつたが、ともかく一度は鍛冶橋監獄に收容された。鍛冶橋監獄は名古屋監獄に較べると大に緩和されてゐた。しかし獨房なので困つた。監獄から引き出されては、警視廳で取調べを受けるのであるが、いはゆる拷問などは尋常茶飯事であつた。私は重い鎖の附いた鐵の手錠をはめられたまゝ、十時間も天井に吊り下げられたこともあつた。手錠だけでも常人はその重量に堪えきれないのに、天井に吊されるのだから、その苦しさは言語に絶する。ひつぱたかれるなどは毎日のことでも何とも思はない。私達はそれを當然のことと思つてゐた。別に拷問とも思つてなかつた。かういふ場所に來る以上、これ位のことはある筈だ位に考へてゐた。それがイヤならこんな場所へ入つて來ないが、入つて來るやうなことを始めからしなないが、いゝとさう思つて觀念してゐ

たのである。それから見ると今の帝人事件で革手錠がどうかかうとかいふのは見戯に類する。私達はいかなる拷問を受けやうとも、言ふまいと思へば断じて口を開かなかつた。その頃警視廳に鬼武藤と呼ばれた猛者がゐて、先生には私共も随分いぢめられものである。その後先生築地の署長か何かになり、私が府會議員か何かで牛屋で時に一緒に飲みながら「イヤあの時のことは内緒々々」などと先生よく苦笑してゐたものである。それ位拷問にはよく堪えきつたが、しかし獨房の淋しさには閉口した。ポツンと一人置かれるのはやりきれない。三四ヶ月後に雑居房に移されたときはホツとしたやうなわけだが、同時に雑居生活の凄さには更に一驚を吃せしめられた。何でも七八人程ゐたが、何れも強竊盜、詐欺、ゆすりといふ札付きのものばかりで、かれ等の話を聞いてゐると、丸で犯罪學校の觀がある。刑法などはあらかた暗記してゐる。しかも自己流ではあるが、一通り

の解釋を有つてゐる。そして、どうしたら罪が軽くなるか、どうしたら無罪になるかといふやうな事について互に研究し合ひ、智識の交換をやつてゐる。素人でもその中に交つてゐれば、自然に犯罪學に通曉しやうに見える。下手なことでもいふと一野郎まだウブだな、さういふ時はかういふ、かうするものよ一なんて御教授にあづかる。これでは監獄がいくつあつても足りないかと、當時私はつくづく思つたことである。

私は更に明治三十二年、伊藤内閣の倒壊事件に連座して入獄した。主犯は星亨で、他にも岡山の辯護士の石黒瀧一郎とか、大阪の寺田とか、鳩居堂の主人の熊谷君とか、加藤平四郎とか、知名の士が多かつた。相被告がみなかうした名士達であるから、待遇も非常によく、私は別荘へ行つたやうな感じがした。それでも引き出されはいつもやられた。風呂の中で話をしたとてやられ、脱獄者があるのに事情を知つてゐながら黙つてゐる。

たとてやられた。やられたときは人間だから癪にもさはるが、部屋へ歸つて考へて見ると、これも自分が悪いからだ、諦めるより外にいたし方がないと潔よく觀念したものである。そんなわけだから私は既決として石川島へ送られたときは大に喜んだものだ。鍛冶橋にゐて調べられるときは、在監人は公然やられたものである。やる方もやられる方も格別問題にしない。裁判所に申告しても取上げてくれない。今日なら人權蹂躪で八ヶ間しからうが、その頃にはそんな問題は起きない。人權蹂躪など騒ぐのはこゝ、十年來の現象である。當時の入監仲間、井上敬次郎君もゐた。同君は今でこそ小田急の重役や、日本電氣協會の會長などをとめ、好々爺で納り返つてゐるが、當時はなか／＼の暴れものであつた。この井上君にヘンな癖がある。グイと顔を上げて、はすに人を見る、これが同君の癖だつたが、看守から見ると、それがいかにも人を馬鹿にしてゐるやうに見えたらし

い。床の上に四ツ這ひに這はされて、イヤといふ程やられたものである。しかし井上君は星の子分だつたので、これを聞いた星が納まらない。ある日、見廻りの看守が来たとき、星が看守の顔を見て笑つた。看守は怒つて星をやつつけた。相手が星だからそれで済んだのだ。それから一ヶ月程して、内務省から黒田參事官が視察にやつて来た。だん／＼見廻つてゐる中、一つの部屋の入口の掛札に「星亨」の名のあるのを見て黒田は急いでそこを駆け抜けやうとしたが、星に見つけられた。「オイ／＼黒田々々」と呼び止められて、黒田參事官は、仕方なく引き返して来て「ヤア、先生でしたか」と挨拶すると、星は例の凄顔をして、「君に一つ言ひ草があるのだがね、この間、看守がオレをいじめたが、あれは典獄の命令か、それとも看守一人の考へでか、そこんところを今すぐ調べて知らしてくれ、それによつて内務省に對するオレの態度を決めなくてはならない」といつ

た。相手が名にし負ふ星であつて見れば内務省とても黙殺してしまふわけに行かない。それから四五日すると、「いかなる事情あるも、又いかなる場合に於ても在監人を毆打してはならない」といふ意味の達しが内務省から出たのである。そんなことで、在監人に對する取扱ひはだん／＼改つて行つたのである。

(六)

そんなわけで、被告や囚人に對する昔の取扱ひは随分ひどいものであつた。それが良いことといへないが、考ふべき點はあると思へる。勿論人間が人間を取扱ふことであるから極端に残酷なことはいけない。そこには自ら程度があらう。しかし、一方からいふと、檢學され、入獄するやうなものも多くは事實悪い人間である。誤つて罪を犯したといふ氣の毒な人もあるにはあらうが、それは少數である。大多數は手にも負へないしたゝかものである。それらのものに對する取扱ひは大體看守長限り位にすませてよいので

はないかと考へる。中には裁判所の問題となるものもあらうがそれは極く稀な場合である。私の經歷は古い話で今時には通用せぬかもしれぬが、私の考では、大體監獄を一つの自治體と見て、大凡その取締りの權能は看守に與へてよくはないかと思ふ。私は今日でもなほさう思つてゐる。昔と今とは、在監人の心理状態も違へば役人の考もちがふ。近頃は何ぞといふと人權蹂躪といつてすぐ問題にする。或は理屈のタネをつくるために入所するのではないかと思はれるやうな節さへもある。監獄に入れば公權の停止さるゝのは當然である。未決とても同様であつていゝ。近頃はアメリカの眞似をして未決のものが選挙の投票などに飛び出してゐるが、私共の考ではすでに入所した以上、社會人とは截然區別しなければ刑の權威はないものと思ふ。昔の人間はさうした覺悟で入監した。入監した以上四の五の言はないことに決めてゐた。だから人權蹂躪などの問題は起きやう筈が

ない。

とはいつても、舊幕時代や明治初年の獄制がいゝといふわけではない。社會一般の文化が進歩しない時代であつたから獄制もあんなものであつたのだらう。明治の御代に、その獄制改革に力を盡した第二人物は小河滋次郎君である。そのため小河君は、私學出であるにも拘らず、監獄のことで最初の博士になつた。小河君は、獄制の改革については非常に熱心だつたもので、入獄の経験があるといふところから、私の許へも度々監獄の事情を訊きに來た。私は當時小河君に言つたことがある。「君、眞に獄制の改革をやらうとするなら、一度罪を犯して監獄に入つて來給へ。人から聞いたのではとても眞相はつかめない。體驗が第一である。しかし監獄に入つてアトに障つても困るから、アトに障らぬ程度の、手頃な犯罪で、入獄の経験を嘗めて來るのが一番だ」と。私は戯れにさう言つたのだがしかし小河君は私の言を用ひずに、不心

得にも監獄に入らずに死んでしまつた。が、何れにもせよ、わが國の獄制の改革は小河君の力だといつてもよい。刑法の改正が花井卓藏君の力に待つところ多いのと好一對である。私は兩君をえらい人と思ひ、兩君の功績に對しては、竊に敬意を表してゐる。舊刑法に官吏侮辱罪といふものがあつたが、それを除いたのは花井君の力である。私の注意によつて花井君が盡力してくれたのである。舊刑法には官吏侮辱罪といふものがあつて、私共はすぐこれでやられた。星が新潟で入獄したのもそのためである。四ヶ月、罰金四十圓、代言人の名簿から除くといふのだから随分ひどい。その上土を運んだり、水を汲んだり、星も苦勞をしたものである。私共は平生から、ブラツクリストに入つてゐるのだからすぐ引つばられる。警官はすぐ私共を擲檢騷弄する。「キサマのやうな小僧が國事に奔走するなんて生意氣千萬だ」とか何とかいふ。こつちも熱が高いから、「何をいふこの

木ッ葉役人め」と口答へする。「何？もう一べん言つて見ろ」と來る。さうすると男の意地で言はぬわけにも行かぬのもう一べん、「この木ッ葉役人め」といふ。それがすぐ官吏侮辱罪となつて懲役にやられるといつた工合である。こつちも悪いが法律も悪いと思つたので、私は刑法改正の委員に花井君と磯部君がなつてゐられるを聞き兩君に、私の経験を語つて、この法律の不都合なことを説いた。兩君もフムといつて聽いてゐたが結局兩君の働きで、官吏侮辱罪は刑法から除かれることになつたのである。右のやうなわけで、獄制の改革は小河君、刑法改正は花井君の力が大きに居ることを忘れたくない。私は今日こゝへ來る道すがら、小河君の在りし日のことを思ひ浮べて、感慨にふけつた次第である。

(七)

しかし獄制の改革については、徳川時代にすでに先覺者がある。例の安政大獄で捕へられた多くの志士の中で、橋本景

岳と吉田松陰、この二人が當時から獄制改革の意見を抱いてゐたのである。橋本景岳はその意見を、唯相監のものに語つたことがあるといふだけで、文書に残してはゐない。尤も最近發見された景岳の手紙に端つぽにその意見がちよいと載つてゐるといふことであるが私はまだ見てゐない。しかし吉田松陰のはチャンと文書になつて残つてゐる。それを見ると、自分がかつて橋本の名は聞いてはゐるがまづ會つたことはない。一度會つて意見を交はしたものである。といふ意味のことが書いてある。國政でもさうだが、獄制の改革意見についても兩者には共通の點が多かつたものらしい。橋本の意見は主として牢内の衛生設備の改良といふ點にあつたらしい。橋本は緒方洪庵の弟子で、本職が醫者だからさすがに眼のつけどころがちがふ。用水、換氣、食物、入浴等、今日で保健であるが、それ等の點について改良意見を有つてゐた。橋本は牢内でこれを相監者に話したのだが、

その相監者がその後轉監して吉田の部屋に來て、橋本の意見といふのを吉田に語つたのである。吉田はそれを聞いて、橋本は年こそ若いながらくえらい人物であると感心した。吉田は牢内で丹念に日記をつけてゐたが、その中に獄制改革のことを書いてゐる。それによると二人の意見は大體同じである。住ゞば都といふことがある。牢屋は都ともいへないが、しかしさうした氣持が出ないでもない。時によると、高野長英のやうに生涯を牢屋で送る人もある。だから牢屋とても出来るだけは改革しなければならぬ。罪を犯して入獄したもの、必ずしもすべてが悪人といふわけではない。かりに百人の中の九十九人までは悪人なりとしてもその中一人は本來の善人がある。善人にして誤つて罪に陥つたといふ實に氣の毒な人がある。入獄者であるからとてみな一樣に取扱つてはならない。健康にわるく、不衛生の室内に閉ぢ込めておくが如きは實に人道上的問題である。これは何

としても改めなくてはならない。松陰はさういふ意味のことを文書に書いて残してゐるのである。明治になつて、文化の發達と共に獄制改革の意見も出た。前述の小河君の如きは、斯道の先覺者として實行にまでいつた人である。けれども、明治の獄制改革の意見とても、重點は、結局、橋本、吉田兩先輩の説に落ちつくのではないかと思ふ。

獄制改革の先覺者である橋本、吉田の兩先輩も、安政の大獄で、小傳馬町の牢内で斬首の刑にあつた。それについて私は先日ラヂオでその事を放送したところ、各所から投書が來た。曰く、お前は誤解してゐるのではないか。橋本、吉田が刑せられたのは小傳馬町の牢内ではない、小塚原である。早速訂正するが、いと、投書した人の中には相當な人物もゐるのである。さういふ人こそ誤解してゐるのである。私は早速それ等の人に手紙を出して、その點なら貴君はもう一度よく取調べなされる必要ありませんやう、と返

事しておいたが、世間ではか、違ひしてゐるやうである。橋本、吉田の兩先輩は小傳馬町の牢で刑せられたのである。同牢内には斬首の場所が設けられてあつた。明治になり周圍の塀が取り除かれた際に、私は現にその場所を實見した。石疊が敷いてあつた。斬首には、役人（淺右衛門）が刀をかまへて立てば、非人が囚人の足の親指を後方から押へ、バツサリやるのと同時に、グイと親指を引く。それにやはり非人が胸を突くのと、この三つが、間髪を容れず同時にやらねばならぬのであるが、それが呼吸のものである。かやうに斬首刑は多くこの牢内で行つたものである。鈴ヶ森や小塚原の刑場は、磔刑、火焙刑に限られてゐた。斬首はやらなかつた。それは磔刑や火焙刑は狭い牢内では出来にくい點もあつたらうし又かやうな重罪犯人は、諸人の見せしめといふわけで、公開の場所で刑を執行したといふ關係もあつたであらう。何れにせよ、橋本、吉田は牢内で斬られた

のである。橋本は二十六歳、吉田は三十一歳であつた。兩先輩については今更私が語り出すまでもなく、何人も知つてゐる。獄制改革の先輩ばかりでなく、實に國政の先覺者である。橋本の如きは、明治時代の國家的標語であつた開國進取の主唱者で、開國通商論から日露同盟論まで唱つた。今日とても、日本の國際的立場について意見を立てる場合などに參考に資すべき點がある。橋本の意見に對して吉田はやゝ消極的である。頭の中は必ずしもさうでもなかつたらしいが、が大體に於て攘夷論であつた。従つて、開國進取をとる人は、橋本に學ぶべきであり、國事を憂ふる精神では吉田を師とすべきである。天下國家のことでは橋本、吉田を擔ぎ出す人は多いが、獄制改革に關聯して兩先輩を追憶する人は少いであらう。依つて私は、「昔の監獄と僕の經驗」を語るについて、一言その點に言及した次第である。漫談的の取りとめもない話で恐れ入るが、大體右で要領はつく

したと思ふ。

刑務所だより

■東北刑務所製作品 品評會並即賣會

十一月二十二日より二十四日まで三日間宮城刑務所主催の下に開催せられたる東北刑務所製作品品評會並に即賣會の狀況大略左の如し

一、品評會及即賣會開催に付當所構内男教誨堂を品評會會場又同女教誨堂を表彰式場に充て二十二日には宮城控訴院長、同檢事長、仙臺地方裁判所長、同檢事正、軍部、學校、市役所關係、官公衛長官、及新聞社長の招待日とし、二十三日二十四日には當所事務室前に假設のバラック建、及天幕張の即賣會場を一般に公開し、殊に二十二日招待の各關係官公衛購買主要職員、銀行、會社、醫師會、自治團體等の要職者を招待せり。尙招待者に

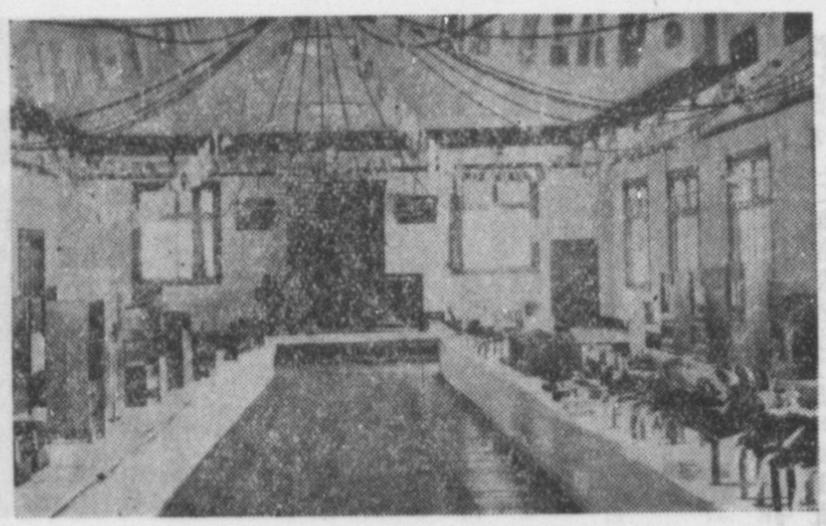
は審査目錄、出品目錄、刑務作業に就て、及刑務作業の現況等のパンフレットを贈呈せり。尙記念品を添付す。

一、前掲品評會及即賣會場の係員には、所長以下全職員分擔して之に従事し、尙販賣應援として盛岡少年刑務所、福島刑務支所、及仙臺刑務支所より職員數名來援せり。

一、今回の出品物は審査品、並即賣品共、製作準備期間短日月の爲、點數少なく中には豫報の出品を減少申込等ありしも關東及東北刑務所の外、中國、四國、九州、及沖繩等より各代表出品あり、刑務作業の堅實性ある進展活躍を一般に紹介宣傳する爲めには絶好の機會たると併せて製作技術上一段の進歩として欣快惜く能はざる所なり。

一、今回の品評會並に即賣會には凶作、及冷害地たる當地の中小工業者の影響を考慮し、新聞廣告等は之を避けたるも新聞社の厚意に依り記事として掲載せられ又市内數個所に立看板を掲示しポスター

及びピラは官公署學校等に依頼したるも其内容は何れも會場及日時を表示に止めたり。



一、製品の賣價に就ては審査員の意見を聞き當地に相應する市價を斟酌して彼

此均衡妥當と認むる價格を付したり。
 一、會場の設備に就ては經費の節約を圖り質素簡略を旨とし努めて所内の現在品を利用し、天幕及椅子等の如きも他より借用方法を採り仙臺地方裁判所、仙臺遞信局、及市内東西本願寺別院等の物品借用の便宜を受けたり。

一、十一月廿二日午前十時開場

イ 品評會審査表彰式

(1) 閉會午前十時より作業職員及其他關係者來集

(2) 品評會會長より優良出品刑務所に對し賞狀授與

(3) 優 三點、良 一四點、可 二七點、計 四四點、

(4) 審査員講評

審査員代表 仙臺商業學校長

蟠川行道氏

(5) 閉會

一、品評會並に即賣會入場者數及賣上高
 イ 品評會には前掲招待狀の外、入場券を發行し招待者、及其同行者職

員家族、及其同行者、來會者中刑務作業に理解ある者に入場券を交付し入場せしむ。

ロ 即賣會

十一月二十三日、二十四日各午前九時より午後四時迄、一般に公開して即賣す。

特殊製品の送致出品多かりしも賣上高總計九千圓餘。

一、午餐

二十二日招待したる宮城控訴院檢事長外市内官公衛長官、其他の主腦者、及審査員には品評會場案内後、午餐を饗し其席上に於て品評會長の挨拶に對し和田宮城控訴院檢事長は來賓を代表して答辭ありたり。

賞狀授與式に於ける

品評會々長の挨拶

今回當所に於て東北刑務所製作品々評會を開催することとなり、東京、宮城札幌各控訴院管内刑務所の御賛同を得多數製作品の御送附にあつかり、又



審査員の御方々にも御多用中特に御手數を煩はして御審査をして頂き本日品評會を開催することを得ましたことについては、出品刑務所の職員各位に對し厚く御禮申上くと共に審査員各位

の御勞苦に對し深く感謝の意を表する次第であります。

今回の品評會は之を計畫して夫々通知を發送してから出品までの期間が非常に短かかつたのと審査品、出品刑務所が二十四ヶ刑務所に局限されたために點數は餘り多からず、百三十七點と云ふ程度に過ぎなかつたのであります。この中、審査の結果入選致しましたのは優、良、可、の三に分けて優三點、良十四點、可二十七點、合計四十四點、といふことになつて居ります。

今回の催しは頗る短期間での製作でありましたのと且つ多數の刑務所が外部の注文に追はれて當時極めて多忙なりしとに依り點數に於て餘り多くなかつたのであります。出来榮は割合によく刑務所製作品が年々進歩の道程を辿りつゝあることを知ることが出来るのでその點御同慶に堪へぬ次第であります。

抑々今回當所に於て品評會を開催致

しました動機は兎角東北地方に於ける産業不振に影響せられて、東北諸刑務所の作業も亦他地方に於ける刑務作業の狀況に比して些か遺憾の點があるを



感じこれが一大轉換を圖る一方法とし

て、東北地方には前例なき廣範圍の刑務所製作品品評會を開催し併せて即賣會をも催して一面作業製品の向上進歩を期すると共に地方刑務作業の紹介宣傳に努力して一般の認識を深め以て刑務作業の大々の發展を期せんとするに外ならないのであります。

由來我が行刑當局の方針としては官司業に於ては官用主義を取つて居るのであります従つて私共刑務當局者は可成作業上の注文及製品の販路を諸官衙、及公共團體等に求めなければなりません。官廳所在地たる關係上當地に於て品評會を開催することになりましたことは獨り當所のみならず、亦東北全體の刑務作業の進展を促進する上に於ても多大の利益があると思ふのであります。今後東北地方に於ける刑務所の作業上に於ける連絡統制を緊密にすることは層一層益々必要を生じて來ることと存する次第であります。

どうか本省に於ても十分御認め下さいました、此度の品評會開催の主旨に鑑み各自所に於ける作業の向上進展を圖ると共に、東北各刑務所は手と手を繋ぎ合つて常に相互に援助を惜まず、共同の發展を期し度いと思ふのであります。この機會に於て特に此點を強調しお願ひする次第であります。

審査員各位に置かれましては公務御繁多の中を特に慎重審査の勞をお取り下さいましたので本回の品評會が滞りなく進行致し各位の審査概評は將來の刑務作業の發展に重大なる影響を與ふべきことも私が改めて申すまでもないと存じます。

各位の御勞苦に對し厚く御禮申し上げます。

尙前田技師には今回の品評會開催につき多大の御配慮を賜はり又本日は遙々東京より御臨席下さいましたことは感謝に堪へない所であります。どうか御歸任の上は本省御當局の御高配に對

する我々の厚き感謝の意と本會開催の狀況御報告とを然るべく御願ひ致す次第で御座います。簡單ながら之を以て式辭に代へます。

審査概評

審査員代表 蟻川行道氏

全國刑務所及少年刑務所の出陳にかゝる本品評會は參加各刑務所努力の結果其質と量に於て此種品評會中稀に見る優良なる成績を收め刑務作業の振興の一端を窺ひ知ると共に斯會目的の充分達成せられたるを慶ぶものなり。

今茲に出品を左の如く類別して概評せんとす。

第一類 木竹工品

木工品は小菅、新潟、宮城、秋田、山形の各刑務所より多數の出品あり、數量に於て總量の半ばを占め技術意匠共に相當見るべきものあり、殊に商品的價値上頗る洗練されたる跡を認む。その推賞すべき點を列挙すれば、

一、一般の需要に適切なる考慮を拂

ひたること。

- 二、製作技術殊に工作法に優りたるものあり堅實なる工作法の動もすれば輕視せられんとする現今に於て特に其の貴重なるを認めたること。
- 三、新材料の採用、廢材の活用に苦心の跡を認めたること等なり。
- 又注意すべき事項を擧ぐれば、
- 一、品種に於て箆筒類、棚類等出品効果を目標とするもの多く、小工藝品の乏しきを遺憾とす、品種の撰擇に於ては一般の考慮を望むものなり。
- 二、意匠にのみ拘束せられ工作上相當の無理を伴ひ實際の使用に不便なるものあり。
- 三、家具セットに於て寸法の標準を無視したるものありこの點は充分の考慮を望むものなり。
- 四、材料の配合を誤り色調混亂したるものあり。
- 五、塗裝に於て拙劣なるものあり折角の努力をして之が爲めに水泡に歸

せしめたるものあり。

木工品に比して竹工品の僅少なりしは遺憾なり。木竹小工藝品に見るべきものを認めたるのみなり。

第二類 金工品

金工品の出品は僅少にして品評の域に達せず。

- 一、鑄造技術の改良
- 二、意匠上の工夫を望むものなり

第三類 漆工品

漆工品は木工品に比し不振にして見るべきもの一二を數ふるに過ぎず、出品中内面技術の優秀なるに反し外面仕上之に伴はざるものあり、技法色調に於て漸次改善し、此種出品の賑盛ならむことを望む。

第四類 革工品

革工品は木工品に次ぐ盛況なり、技術概ね伯仲し向上の域にあるも價格に於て一考の餘地あるを認む。

第五類 雜工品

雜工品中には玩具、農具、運動具、編

組工藝品、日用品、印刷製品、紙類繡詰、縫工品等あり。

その主なるものに就き概評すれば軍艦模型に優秀なる技術を認めたるもその容器の改良に一段の工夫を加ふることに依り價値の更に向上するやう留意すべきなり。

劍道防具に技術の可なるものを認めたるもその價値に於て考慮の餘地を存す、縫工品中洋服裁縫に優秀なるものあり、尙ほ向上の途にあるを認む。

右出品を通觀し技術と着想に進歩の跡顯著なるものを認むれども、尙意匠の改善及材料品種の撰擇に一段の注意を喚起し刑務作業に對する世人の認識を確保し以て商品價値の向上に一段の努力を切望して止まざるものなり。

川越少年刑務所

秋季大運動會模擬戰の狀況

川越少年刑務所にては、國民精神作興詔書煥發の記念日十一月十日を卜し秋季

運動會を開催せるが特に最近の國情に鑑み少年受刑者に國民精神の徹底を期する目的を以て、大規模の模擬戰團教練を實施せり。

先づ運動場西端に奉天城を模せる城廓を造り、前面の陣地には樹枝を以て偽裝を施し、赤白青黃のテープを張れる鐵條網を假設し、之に仕掛爆藥を吊す、其他模型飛行機、鐵條網破壊筒、赤白黃の發煙筒、カーバイト利用の擬製機關銃等を準備せり。

愈々定刻午後一時演習開始ラッパが鳴り渡るや、武裝姿も甲斐なくしき受刑者三十名は城廓に據る敵を一擧に撃破すべく東端に現出、直に散開火線構成す。

之を見るや敵は一齋に射撃を開始し、機關銃は豆をいる如き猛火を浴せ一擧に迎撃せんとす、其の中を攻撃軍はデリヂリと敵陣に迫る、と突如敵機爆音立て襲來縦横に飛翔し盛に爆撃を加へ敵は空陸相呼應して反撃に出んとし彼我の交戰將に酣なり。かくて攻撃軍は遂次前進し

敵陣に肉迫すれば戦況益々熾烈となり、愈々敵陣地突入の期は熟し發煙筒は點火され赤、白、黄の煙幕はモク／＼と立上り折柄の東風に三色の發煙入交りて一大美觀を呈す。

此の時煙幕を潜りて決死の三勇士は破壊筒を抱きて突進鐵條網中に投入すれば仕掛爆薬は物凄く砂塵を上げて爆發し鐵條網は木端微塵に破壊され、赤、白、黄のテープの片々空中に舞上り飛散す。その壯觀ながら實戦もかくやとばかりにて見學の職員、受刑者一齋に拍手を送る折柄起る勇壯なる突撃ラッパの音と共に「突撃進め」の號令一下天地も轟くウアツウアツの喊聲あげて敵陣地に突入り、一舉に城廓に肉迫しアハヤ白兵戦に入らんとせる刹那、紺碧の秋空高く休戦ラッパ鳴り響き此處に壯烈なる發火演習は終れり。

見學せる職員、受刑者共に手に汗を握り終始緊張裡に戦況を見守り非常時に相應しき試みとして所期の目的を達成せ

り。

■松江刑務所入佛式概況

松江刑務所の教誨堂は、從來一般收容者の禮拜堂としては稍莊嚴を缺くの觀ありしが今回本派本願寺より御本像並に御佛具の寄贈あり又本願寺山陰教區寺院よりは莊嚴設備の寄贈を受け尙地方特志家の懇志により茲に新裝全く成り、十一月二十三日、新嘗祭の佳日を卜して入佛式を勤修し伯耆大山の秀峰も千鳥城の紅葉も殊に麗はしく恰もこの日を祝福するものゝ如くであつた。

當日來賓として末松松江地方裁判所長、前田檢事正等數十名參集せられた。午前九時三十分、教誨堂に於て本願寺山陰教區管事務永俊良師導師の下に十二名の結衆によりいと厳肅裡に入佛の式典が舉行せられた。次で戸田所長の式辭、岩松行刑局長（代讀）、本願寺執行長（代讀）を始め來賓の祝辭、職員代表、受刑者總代の燒香あり、本願寺社會部長繼川

泥城師の肝銘深き教誨あり收容者一同端座合掌して傾聴し、心に深く期する所ある様見受けられた。斯くて午前十一時三十分滞りなく式を終つた。



「尙此日收容者には紅白の餅及本願寺山陰教區教務所より寄贈の御供物等が分與された。

因に式辭、左の如し。

式辭

本日茲ニ閣下竝ニ諸賢ノ貴臨ヲ忝フシ、教誨堂佛殿ノ莊嚴ヲ新ニ、佛像奉安ノ式典ヲ擧クルヲ得タルハ、當松江刑務所ノ無上ナル光榮ニシテ衷心感謝ニ堪ヘサル所ナリ。

惟フニ人生ハ他力ノ世界ニ生ヲ享ケ其ノ無限ナル恩寵ノ中ニ育クマル、コレ即チ個體ヲ成シ獨立セル人タル所以ナリ、斯ノ如キ見地ニ於テ各個人ハ常ニ自我ヲ自ラ修セサル可ラス。自我ヲ自ラ修スルニ由テ、初テ他力ノ世ニ報恩ノ萬一ヲ報ユルコトヲ得ン。而シテ自我ヲ自ラ修スルコトノ外ニ、自我ノ幸福安寧ヲ求ムルノ道アルナシ、況ンヤ行刑生活ニ於テハ層一層内面的心性ノ鍊磨、性情ノ肅正ニ俟チ以テ直ニ改過遷善ノ實ヲ收メ、再ヒ得難キ諸子ノ

人生ヲ安定セシメサル可ラス。就中絶對信仰ヲ基本トシ一ツハ以テ他力世界ニ覺メ他ハ以テ自我自ラヲ修スヘキナリ。今回本派本願寺ヨリ阿彌陀如來ノ尊像及佛具ノ寄贈セラルルアリ、竝ニ本派本願寺派山陰教區寺院ヨリ莊嚴設備ノ寄贈ヲ受ケ其ノ完備ヲ見ルニ至リタルハ蓋シ行刑生活ノ目的ヲ達スル上ニ於テ其ノ效果ノ著大ナルモノアルヲ信シテ疑ハス。

夙ニ開ク信ハ莊嚴ヨリ生ス、入當座一ト度佛陀ノ尊容ヲ瞻仰シテ其ノ靈光ニ觸レンカ、誰カ心境ノ自ラ釋然トシテ迷夢ヨリ醒メ肅然トシテ反省懺悔ノ念ヲ惹起セサルモノアラシヤ。諸子、希クハ本日此ノ盛典ニ眞遇セシ因縁ニ歡喜肝銘シ、眞ノ人生ヲ自ラ發見シ所謂改悛ノ實ヲ擧ケ、皇恩ト國恩ノ萬一ニ奉答センコトヲ期セラルヘシ。

聊カ人生ト行刑生活體ニ對スル所感ヲ述ヘ以テ式辭トナス。

昭和十年十一月二十三日

松江刑務所長 戸田作造

■函館刑務所に於ける

修養週間の新しき試み

函館刑務所に於ては去る十一月十八日より一週間修養週間を施行した。その行事中今回試みとして新しく加へられたものは左の二つである。

- 一、御製の拜讀並に謹解
- 二、書畫の展覽會

云ふ迄もなく、第一は皇道精神の涵養振起が目的であり、第二は高尚なる趣味の養成による情操教育が狙ひ所である。

御製は、明治天皇の御製中より七首を選定し毎朝六時二十分教誨師は教誨堂に備付けある「マイクrophon」の前に威儀を正し一首宛拜讀し簡單な解釋を試みたのであつた。早朝の清新な氣分に森嚴味を加へ一層精神の緊張するを覺えた。展覽會は廿三日新嘗祭當日施行、職員は此催に賛同して進んで秘藏の書畫を提供

してくれた。掛物、屏風、色紙、短冊等約百五十點を教誨堂の周圍に掛け、三、四級者並に除外者は着席のみ、觀覽せしめ一、二級者は教誨終了後午前午後に分ちて順次自由に觀覽せしめたのである。兩者共に教化的收穫が尠くなかつた。

■ 姫路少年刑務所の追弔法會

追弔法會

昭和十年十一月二十三日新嘗祭に當り姫路少年刑務所に於ては、開設以來の在所中死亡せる者、千三百十八名の靈を慰めんが爲に、教誨堂に於て特に、佛前を莊嚴し、燈明を献じ、香華を奠じ、本派本願寺連枝欣笑院大谷昭道師を聘し、左の式次に依り、懇懇なる追弔法會を執行したり。

追弔法會式次

- 一、 擧式の辭
- 一、 讀經（伽陀、獨吟、小經、獨吟）
- 一、 所長弔文
- 一、 教務主任追弔文

- 一、 所長訓辭
- 一、 導師教誨
- 一、 布教師數行講話
- 一、 閉會の辭

當日參列せる者、少年受刑者四百六十餘名並當所職員一同、午前九時三十分所長以下幹部職員並導師式場に入場、席定まるや、文書主任擧式の辭を述べ、導師以下佛前に至り嚴かに香を焚き、法文を讀誦し以て在天の諸靈を弔慰せらる。其の間、所長を始め職員並收容者總代の燒香あり、讀經終了導師以下佛前を退きたる後引續き所長は弔文を、教務主任は追弔文を誦せらる。次で、所長より受刑者一同へ追弔法會を營みたる次第と收容者の心得等に關し、懇々と訓授する處あり、更に大谷昭道師は一場の教誨を垂れ給ひ、藤谷布教師之を數行講話せらる。其の間、受刑者一同は、終始靜肅に頭を垂れて、在監死亡者の冥福を祈り、殊に、所長並導師の訓示、教誨の際は、一層緊張裡に聽聞し、感激の情、面に表れ

午前十一時最も嚴肅裡に、法會を終了せり。

當日所長の讀誦したる弔文左の如し。

弔詞

本日茲ニ本派本願寺連枝欣笑院大谷昭道師ノ貴臨ヲ仰キ、當所收容中死致セル者、一千三百十八名ノ爲ニ、追弔法會ヲ勤修スルニ當リ、一言以テ諸靈ニ告クル處アラントス、憶フニ諸子ハ、生前過ツテ法網ニ觸レ囚ハレテ當所ニ收容セラル、固圍ハ固ヨリ規律ノ府ナリ、朝ニ營々トシテ勞役ニ服シ、夕ニ孜々トシテ修養ニ勵ム、處遇亦素ヨリ自由ナル社會生活ニ比スヘキニ非サルハ言ヲ俟タサル處ナリト雖モ、而モ、諸子克ク國法ノ尊嚴ヲ認識シ、自重遍ニ改過ノ赤誠ヲ披瀝シ、謹慎切ニ遷善ニ精進ス。加フルニ、聖恩遍ヲ霑ヒ宏大無邊ノ慈光ハ諸子ヲシテ、克ク前非ヲ悔悟シ進ンテ、良民タルノ資質ヲ涵養スルヲ得ルニ至ラシメタリ。憾ムラクハ、晏天諸子ニ藉スニ壽ヲ以テ

セス、不幸偶々二豎ノ冒ス所トナリ、房裡萬斛ノ憾ヲ抱キテ不歸ノ客トナリ、甦生ノ驛足遂ニ之ヲ自由ナル天地ニ展フルニ至ラサリシコトヲ、嗟乎悼シイ哉、當ニ是レ人生ノ悲惨事ト謂フヘク、之レヲ聞ク者誰カ哀傷ノ涙ナキヲ得ンヤ、然リト雖モ諸子ノ死ヤ、亦以テ後人覆轍ノ箴誡タルヘク社會悟道ノ光明タルヘシ、諸子以テ瞑スヘキナリ、噫々予任ヲ當廳掌裡ノ職ニ奉シ、親シク想ヲ諸子生前ノ境地ニ馳セ、追悼ノ情禁スル能ハサルモノアリ。茲ニ佛前ヲ莊嚴シ燈明ヲ献シ香華ヲ奠シ、更ニ法音ヲ暢ヘ以テ在天ノ諸靈ヲ吊慰ス、希クハ髮髻トシテ來リ饗ケヨ。

昭和十年十一月二十三日
姫路少年刑務所長從六位勳六等
永田正之助

■ 海上刑務所の或る一日

遙か東、房總の山々がオレンジ色に明け初むる頃、菰浦賀灣頭に浮ぶ大和の甲

板上から朝のシジマを破つて、胸のスク様な起床喇叭が劉亮と響き、安らかな夢路を破る。と船内からハチ切れさうな元氣のいゝ顔色をした少年達が前部最上甲板に飛び上つて来る。彼等は互ひに姿勢服裝を正し合ひ一同揃つてから船尾に奉祭せられある大和神社に向つて禮拜黙禱する。東天次第に紫光色に輝き初めて雄大な東京灣の海上一杯に金波が躍る、この偉大な大自然の風光こそ俗惡な人間の魂を洗ひ清めて呉れるであらう。

少年達はこの莊嚴な景色を一望におさめ乍ら胸一杯に澄み切つた潮風を吸ひ元氣のいゝラヂオ體操をやる。

次は甲板掃除だ、喇叭の合圖に各々脛迄ズボン巻くり上げた、威勢のよい格好で、恰もリスの様に素早く甲板を洗ふ、見てゐる中に船内は限なく清掃されて塵一つ止めない様になる。掃除が終ると待ち兼ねた朝の食事喇叭が鳴る。食後の休みが終れば、今日出港する遠洋漁船快天丸と近海網作業船の出漁準備に懸命

で働く、纏て時計が午前八時五分前になると、銃を擔つた衛兵五名と喇叭手三名とが指揮官に従つて後部最上甲板上に整列する。國旗の揚げ方だ。八時が鳴つた。

氣ヲ付ケの喇叭が船内に響き渡る。今迄各種作業に騒々しかつた船内は一瞬の間に靜肅になりシワブキ一つだつて聞へない。職員も少年達も皆其の位置で船尾に向ひ直立不動の姿勢だ。劉亮として君が代吹奏の喇叭が響く。それと共に大日章旗が旭光を浴びながらシズ／＼と船尾旗竿に揚つて行く。この間の嚴肅にして壯嚴なシーンこそは我々凡筆のよく盡す處にあらず。見よ陸岸の道路を工場へ急ぐ職工さんも、通行中の女も男も皆歩みを止めて、君が代の吹奏が終る迄微動もせず日章旗に向つて敬意を表してゐる。神國日本の御威光又偉なるかな。

午前十時快天丸出漁準備終了の報告が来る。今日出港すれば約一ヶ月間は歸つて来ないのだ。乗組の職員並に少年達は打ち揃つて大和神社に參拜、神前に額づ

いて航海中の無事平安と大漁を心をこめて御祈りする。

次には残留員との暫しの別れを交し合ひ、残留員より激勵と無事平安を祈るとの言葉の雨を浴び乍ら一同元氣よく乗船出港用意の喇叭が鳴つた。錨がゲン／＼巻き揚げられる。エンヂンは物凄いいんりを立て、船體を震るはせてゐる。メインマストの尖端に出港を知らす信號が掲げられた。耳をツン裂くサイレン一聲サラバ、快天丸は除々たる航行を始める、取り舵一杯船首は灣内の方向を一轉して徐行し乍ら灣内を奥へ、浦賀の叫神社前で乗員一同最敬礼、再び取舵三十六度愈々船首は太平洋に向く。船は大和の左舷に近づいて来た。大和の甲板にも快天丸の甲板にも全員登舷、互ひに元氣よく浦賀支所の歌を合唱する。快天丸萬歳。天地を揺がす喚呼の嵐、大和よさらば、浦賀よさらば、互ひに手に持った手拭ひ破れよとばかり打ち振つて別れを惜む。快天丸は漸く船足を早め白波を蹴つて次第に

小さく遙かの水平線上に消へて行く。艦で夕陽西に傾く頃エイサ／＼の掛聲も勇ましく網船が歸つて来た。漁船には銀鱗が躍つてゐる。大漁だぞ、少年達の顔は朗らかで如何にも嬉しそうである。

斯くして朝からの漁撈に氣持よく疲れ、正に千金の値、一同舌鼓を打つ。夜のトバリ降りんとする時、氣ヲ付ケの喇叭、續いて莊嚴な君が代吹奏の喇叭。

國旗の降し方なのである。大和のメインマスト高く、明日の天氣豫報、東の風晴の旗が夕風に翻つてゐる。

恰も少年達の夢路を護るが如く。斯して少年達は毎日この雄大な大自然の大海原を道場として不斷の修養を續けてゐる。



讀者の頁

新春を迎へて

大分 江上干城

乾坤一轉して茲に非常時日本の彼方黎明の空に赫々とさし昇る太陽の輝に満てる昭和十一年の新春を迎へ劈頭先づ頓首再拜し謹みて聖壽の萬歳を祝し併せて皇室の御繁榮を祈り奉る次第であります。

顧みれば烏鬼勿々昨昭和十年の如きも今年こそはと切齒扼腕粉骨碎身の努力を傾けてと力むだが何の効果もない平々凡々で終つたやうだ。然し身に大過とてなく職務に忠實を盡したと思へば神佛の御加護と感謝し併せて皇恩の萬分の一だに報ずることが出来た事を喜ばねばならぬ。寔に昭和十年と云ふ歳は内外多事多端の

間にすぎ去つた一年でありました。

殊に茲に特筆大書すべきは我が南豊の地に生を享けたるものは千歳一週の陸軍特別大演習の行はれたことは永久忘るゝことの出来ない一事でございます。

畏くも客秋天皇陛下には親しく三州の野に互つて壯烈なる戦線を御統監遊ばさるべく御愛馬白雪に召させ賜ひ皇軍の演練を嚮はせられ聖駕西幸以來御還幸までの御業多は宵衣肝食も宮ならぬ御精勵は一億蒼生の只管恐懼に堪へざる次第であります。斯くして御恙もあらせられずなべての御豫定みななか／＼やかに穩かに終へさせられ天顔いと麗しく御還幸しましたことは我々は恐懼と感激とに堪へざるどころであります。

諺つて我國近年の犯罪者は逐年増加の傾向があつて殊に昨年の如き犯罪の大口に於ても帝都に於ける紅茶殺人の如き戦慄せざるを得ない新犯罪や現職検事の職權悪用事件や現職警察官がスリと共謀して其の助手となりたる醜悪事件や現職看守が贓品を賣捌きとなしたる事件や現職

稅務官吏が脱稅の瀆職事件等々實に救學に違がない何たる不心得者ぞ何たる不信心者ぞと唾棄せざるを得ないものがある夫れを思ひ之れを思ふ時我々は前車の覆へるを知つて後車を戒めねばならぬ。

尙最近に於きましては我が行刑制度にも一改革が行はれ行刑累進處遇令並に假釋放審査規定などが實施されて今や滿二ヶ年を迎へ我々は幾多の教訓と收獲に接することが出来ました殊に釋放者の保護問題の如きも種々其の實行方針等も論議せらるゝやうになりました行刑界に於ても大に新陳代謝の時が到來したのであります。

この時に當りまして我々は此の新春を迎へると同時に心氣一轉して一途向上に邁進せねばならぬことを痛感してやまないであります。それは印ち職務に忠實にして上司の命令はたとへ火の中水の中も辭せず服従して上下心一つにして和衷協同以て行刑にいそしむことの出來得ることが肝要です。正直と辛抱と勉強とをモットーとして職務の重大なるを

考へ收容者の轉向（意思）即ち改過遷善につとめ我々自らも人を正しうせんと欲すれば己を正しうせよの命言に基き國家社會へ善良なる人として送り出すことと造次順沛も忘れてはなりません。新春の陽光を浴びて心から光輝ある非常時皇國の隆運を希ふと共に新しい昭和の十一年を有意義に一大活動して幸大からん事を希望する次第であります。

Bと云ふ百姓の話

練習生 梅村春汀

Bと云ふ百姓があつた。祖先傳來の畠を守つてつゝましく耕鋤の勤勞にいそしんでゐた。然し新しい時代の流れはこの平和な村にも押しよせた。經濟問題とか社會問題とかの風が吹いてきてBの心をいろ／＼に揺がせた。畑の耕鋤に付ても傳統的な因循さを守つてゐては社會との調和が執れなくなつた。畑の耕作法に付て或は其の作物を賣出すに付ても姑息な方法では其の收穫其の成績が危まれるようにさへなつた。丁度その時村の地主

の息が都から新しい農耕學を修めて歸つて來た。そして村の人々に新しい組織による農耕を説いた。Bも其の説を強要して、現代に即するには現代に適した耕鋤の方法を執らなければ駄目だ。畑を開墾するにしろ、使用する農具にしろ土に撒く肥料にしろ收穫の方法にしろ、科學化と組織化が必要だと説いた。そして自己の畑を提供して試作をすゝめた。Bは始めて眼醒めたように希望と期待に燃へて地主から與へられた畑の開墾耕鋤に従つた。地主の息子の新しい農耕法とこの農耕法を唯一の信條として新畑の開墾にいそしむBと、これを半ば好奇半ば非難の眼を以て眺めてゐる周囲の人々との上に、日が流れ月が訪れやがて二年近い時が無事に経過した。Bの畑は着々と開墾され耕鋤され相當の收穫が上つて行つた。周囲の人達もまだ半ば非難しながらもこの新しい農耕法に『成る程なあ』といふ半ばの是認をするやうになつた。二年目の秋收穫近い畑に思ひもかけぬ異變が出來た。大根が、Bが熱と努力と愛

の結晶即ち精神を傾倒して、今年の農會品評會に出品して一等賞を取る見込を充分抱いて培養して居た大根が六本も七本も腐つて仕舞つた。驚ろいて大根畑を見廻つて行くとあそこにもこゝにも腐りかけた大根が見える。Bは愕然とした。周囲の人々はそれ見たかとはかりに非難攻撃をBとBの地主に投げた。Bが驚いて地主のところへ馳け込んで相談に行く。地主は、『それは君の管理と培養法が悪いのだ、僕の與へた畑が悪いのでもなく教授した農耕法も間違つては居ない。要するに君の農耕の手段が悪いのだ努力が足りないのだ。一本や二本の腐り大根に氣を落さずに全體的の收穫をあげる事を考へてしつかりやり給へ』と激勵された。Bは困つた。地主さんの與へて呉れた畑に與へられた農具與へられた種子肥料、耕鋤法を忠實に守つたのにこんな不作を見たのだ。要するにこれは新しいやり方が悪いのだ。周囲の人々の考へてゐるやうな昔のやり方の方が間違がなくていゝとさへ思つた。がまた考へ直し

た。自分が新しい畑に鋤を下してからの日々の仕事の跡を農具の取扱ひ方を土の耕し方肥料の施し方を。果然Bのやつて居た培養にも見逃し得ない缺點が發見された。促成栽培にあせる餘り肥料を施し過ぎたり外形をつくる事にばかり氣を用ゐて温室式の手段を執つたりした結果市場價値の渺いつまり内容のがつちりとしてゐない品物を作つてゐた事に氣が付いた。再検討をせねばならぬことを悟つた。新しい畑によき收穫をもたらすには自分の努力が熱が研究が、與へられた農具を肥料を耕鋤法を最も有効に合理的に生かしてゆくことにあるのだ、とそして新しい意氣で研鑽がはじめられた。Bのこの覺悟俺のこの腕と知識で畑を耕し種を精選し培養に管理に最善の注意を拂つて收穫をあげて見せる。收穫をあげるの畑ではなくして、畑に注ぐ俺の熱誠と愛育と努力が畑の土とピタリと一致したときよき結果をあげるのだ。と今度こそ市場價値のある立派な作物を培養せうとする希望と忍耐は、やがてよき實を

結んで世の中の人々を成程と首肯させる日が必ず訪れるであらう、否必らず訪れるべきであると筆者はその期待を微笑ましく眺めてゐる。（果進處遇令に與ふ）



八十八日。昨日の朝、雨降つた。...

山に上つて、...

練習生見學記

眞哉會見學記

奈良 大和生

小菅刑務所に別れを告げて荒川放水路を渡る。近代科學の粹を誇りて架せられたる、東武鐵道鐵橋、省線鐵橋を右に眺めつゝ、之は又、時伏の流れから獨り取り残されたる古風な、敗残者の思ひがする渡し舟に乗る。年老ひたる渡守なり。何かしら憐なる感じを抱く。

漸くにして、目的地眞哉會に着く。一同茶菓の接待を受けて、横田主事殿より一應の御話を承はる。練習生の中よりも種々なる質問も出で、一一明答して下さつた。文は意を盡し難きも兩者を合して見學記とする。

眞哉會は、明治三十八年八月小菅刑務所より釋放さるゝ刑餘者を保護する目的を以て創立せられたるものにして、其の

後幾多の變遷と苦難を経て現在に到つたのである。其の長き月日の間に於て眞哉會の最も誇とするところは、大

正三年六月宮内省より、「佐々木葬場殿及附屬建物」一切を御下付されるの光榮に浴したる事にして、同建物一切を其の儘現在の地に歸したるに、彼の大正十二年の關東大震災に際會して、附近の人家の殆んど倒潰せる中に、只此の棟のみ破懷を免れて残在したるものなり。聖恩の廣大無邊なるは自然力と雖も及ぼし得ざりしものならん。昭和六年十二月、組織を財團法人と改められたるものである。

當日の收容保護人員は二十八名、間接保護人員は三百五十七名として、本年四月一日より當日迄の保護件数は八百八十八件なりと。收容保護者の中二十七名は小菅刑務所の釋放者として、一名は他よりの委託收容者なり。

收容保護者の職業は雜多なものに別れてゐて、それ／＼相當の收益を得てゐる由なり。先程我々が荒川放水路を横切り

たる舟夫が、當會の收容者なりと聞かされて、さては、と思つた。その舟夫には三名が毎日從事してゐるのである。最も多き職業は、大工、籠職、日傭、舟夫等にして、收益の最も多いのは鑄掛屋であると。

收容期間は何等の制限なく、規定も設けてなく、凡そ一ヶ年位として獨立して行く者が普通で、中には其れ以上に亘る者もある。收容期間中は、秩序ある自治的生活を爲し、一種の累進制度とも見做される方法を採用してゐるものにして、即ち、最初收容されし者は階上の雜居の部屋に入り、漸時日の經つにつれ、各自の協議の結果、成績の良好なる者より階下の獨居の部屋に進むものにして、會の方からは一切嘴を入れず、其の方法や人選に就ては任しきりであるも、一度の苦情も耳にしないと云はれる。

食事の事に就ては、刑餘者は免角苦情の多いものなるも、當所に於ては一切自由にしてあるもので、彼等の中に於て一

定數の炊事當番を選び、交伏して當番に當り、食料品の一切は炊事當番が好みに應じて買求めて料理し、月末費用を徵集して支拂を爲し居るもので、會は只食堂を貸與するのみなりと。非常に良成績にして一言の異議も出たる事を知らぬ模様なり。

外出も自由に許し、歸舎時間に制限はなく、入口に名札を掲げて在者は表、外出は裏をのみ定めおき、最も遅く歸り來たる者が戸締をなす事にしてあるも、一人の外泊する者も無ければ、逃走したる例もないと。

作業賞與金も一千圓以上も所持し居る者は決して少くなく、全部貯金せしめて帳簿のみ會に保管し印鑑は各自に於て携帶せしめ、使用金額等に就ては。使用方法に就き相談を受けたる場合の外、一切干渉をなくとも、之を亂費費消したる者一人として出でざるとは、驚くの外なかりき。

次は警察署との關係である。當所の收

容者にして犯罪の嫌疑者ある場合と雖も警察署は決して會に無斷にて手入は絶対にしない。必ず相談を爲す。該當者が居る時は、會より之を突き出すのである。

此處迄警察署の信用を得るに迄の主事殿の苦衷を察すると共に、其誠意に敬服するの外なかつた。斯かる者は今日迄一人として出た例がないやうである。然し此處で注意すべき事は、短期の刑を終へて他より紹介されてる一時保護者の中には往々にして犯罪後の逃走途中の者があつて、之には全く困らせられる、と嘆いておられた。假釋者を收容しても決して本人を警察署に出頭せしめる事はなく證書の認印は會より毎月之を受けに行くのである。

其の他、あらゆる方法に種々の特色を有しておられる事は實に羨ましい限りである。が、我々の最も注意して聞かざるを得なかつた事は、午前小菅刑務所長の話された、長期の刑を要望された其の事を保護の實績より徴して之を裏書きさ

れたる事であつた。即ち、小菅刑務所の釋放者にして收容保護を加へる者は、(此の言葉は長期の刑を受けて釋放される者と解したのは誤であらうか?)相當年も經てゐる爲か、眞實に自己の將來と言ふものを凝視する爲か決して犯罪を繰り返した者がないに係らず、(收容保護者の中で)、二年三年の短い刑期の者で保護する時は、例外なしに犯罪をなすが矢張り刑期は長くして、もつともつと深く社會と、自分を見つめる様になつてから釋放せなければ駄目です。と、最後に語られた一言であつた。

之は要するに、刑餘者保護の、行刑の結果から見た、不定期要望の聲でなくて何であらうか。多く啓蒙されたる事を深く感謝しなくてはならない。 終り

川越少年刑務所見學記

梅村春江

人間路や芋畑つき秋の空

豁然と開く車窓の景、右、左、武蔵野の黒土を覆ふて秋風に波打つ紫紺納戸の芋の葉蔓。池袋を發車して五十分。大東京の鷗翼を逃れてまつしぐらに北西へ走る私達の見學電車は、街衢から住宅地へ住宅地から野へ畑へ、武蔵野の土の香をふくむ爽風を窓に受けつゝ、道程三十餘キロ今川越に近づいたことは、眞二つに切り進んでゆく左右の芋畑にそれと知られる。桑と芋と大根畑にかこまれた田舎驛川越西町驛に降車したのが午前九時半。點々と蘆葦屋根も風情ある靜かな街道筋を西へ三町。昔の郡役所の支關といつた感じのする少年刑務所の表門を這入る。さきに在京の最新設備の刑務所を見學して刺戟と明るさに陶醉した私の心は此處の支關を潛る時ハット我に返つた。物静けさと云つた感じ、その物静けさの底に何かしら將來の活動を思はせる胎動があるような感じ、果して其の私の第一

印象は一同を控室に招ぜられて後親しく御挨拶に出られた泉所長殿の刑務御解説と御抱負を披瀝せらるゝに及んで明確に肯定せられた。以下泉所長殿の御解説。『沿革當初幕府より引繼を受けし時は人間縣熊谷囚獄と稱し明治六年人間縣廢止に依り熊谷縣の所管に移り更に明治九年の熊谷縣廢止に依り明治十年より埼玉縣川越監獄支署と改稱す。當時其の所在地は町の中央に位し監獄の位置として適せざるのみならず狹隘にして建造物も腐朽せるを以て明治十年十二月之を川越城趾の一隅に新築移轉し更に明治四十二年現在の地に移築し以て現今に及ぶ。集禁制度も時に依つて幾變遷を重ねたるも傳統的に主として幼少年集禁の歴史を存し大正十一年監獄官制改正に依り川越少年刑務所として獨立の少年刑務所となり、十八歳未満の不定期刑適用者の集禁場となる目下の收囚二五八名(全部受刑者)日夜

を之が教育に盡瘁する全職員八十二名而して本所の特色の一つは各工場舎房の出入口に鎖鑰を施さず殆んど開放の状態にて或る程度迄彼等に出入の自由を許す。是は少年行刑の本質を廣義に明朗に解釋して、彼等少年に不快な束縛の念と牢獄氣分を除去せしめて自由闊達の裡に彼等を伸々と訓育せんとする手段である。而して斯る開放状態は反つて彼等に自制心を養はしむるか未だ嘗つて逃走等の事犯を誘發したことがない。猶この點は本所作業の特質として遠距離構外作業主として一里を距つる入間川の砂利採取であるが、時には五里十里の遠方の開墾作業等に出役する事があつてもこの場合に於ても、聯鎖を使用せず且戒護者の如き少年十人に對して一人の割にて、嘗つて無事故の良成績である。惟ふに行刑教育及び戒護の重點は人に在る。愛と努力と熱と誠によつて渾然融和せられた人道的抱擁は數丈の墻壁鐵扉に勝ること幾十倍なる

を信ずる』とこの御言葉は私達の胸をヒシと衝つた。

御話終つて卓上に並べられた茶と蒸芋の御馳走になる。芋、芋、此處の耕耘地で採取せられた丸々とした蒸芋を茶菓子として出された所長殿の眞意を私達にはゝゝあましく感じた。味もつけず香りもつけず見た眼には無雜作な形態をした蒸芋もジツと味へば其處に湧き出てくる無限の味、純朴な飾り氣のない土の味、行刑の殊に少年の教化のそれは之を味へば味ふ程噛めば噛む程希望とらまみと滋味がある。丁度この川越芋のうま味のように……と教へられるような氣がした。小憩の後全員七十四名二班に別れて所内を案内して頂く。所長殿御抱負の實現化、其は工場に於ける秩序の整備眞剣味溢るゝ就業振り、見た眼に感じの良い職員と收容者との融合に遺憾なく之が發揮せられてゐる。少年行刑の發程點はこれ有る哉と痛感した。建物は成程古い設備は不完全だ。が其處ら中に漲つてゐる潑刺たる

人的戒護の氣魄を見よ。蝕つた古い柱凸凹になつた床板それが光るように磨かれてゐるのだ。作業に依る修養、訓育に因つて湧く勞作意欲其がピタリと合致して人格が出来上り其の發現がこの整備だ。徒らに設備の新らしき建築の完整のみを憧れてゐた自分の淺薄さが悔ひられた。行刑は精神だ人格の問題だ。見學を終つて再び控室に歸つた私の頭には豁然として所内に漲ざる當所の人格的な迫力と之によつて強く誘起せられた自分達の職務の聖さを思ふ念とに興奮して今日の見學の精神的收穫の尊さを深く感謝した。拘禁の状態作業の成績釋放保護の關係其の他の統計等を詳しく承りつゝ御好意の晝食を頂く。寸蛇の傷はやがて大蛇の尺傷とならんと或る哲人が云つたとか、少年行刑の重要性もまさにこれだ人の性に胚胎する惡の芽も双葉にして矯め若木にして直さずば將來に繁る犯罪の樹林をどうせよう少年の行刑は行刑の中の行刑である。年

若くして將來の長い彼等の行手に明るい希望と、しつかりと人間生活の大道を踏みしめてゆく健脚とを培ひ養はしめてゆくことは少年行刑の根本使命である。若木を蝕む害虫を、ともすれば横に曲り易い自らの性情を愛と努力の人間愛で矯正しつゝ、其の正しい伸張に力を添へてゆくところに少年行刑の嚴肅さと希望がある。北武蔵野の土は豊かである。みはるかす空の廣さ。日夜を其の聖職に努められつゝある全職員の方々に敬虔な謝意を表して門を辭す時に零時半。更に文書戒護兩主任殿の御案内にて川越喜多院(天海僧正在管で有名な寺)に參拜貴重な寶物を拜觀して二時川越發歸路につく。印象深い見學の一日であつた。十月二十六日

刑 政 雜 記

第八回全國社會事業大會 第六部會概況

中央社會事業協會主催第八回全國社會事業大會が、總裁高松宮宣仁親王殿下御臺臨の下に、十月二十三日より二十六日迄四日間に互り開催せられたことについては、既に前々號を以て報道した處である。同大會は二十四、二十五の兩日、全會員を八部に分ち、各部會を單位として協議會を開いたのであるが、その中より第六部會（司法保護關係）の分を採りてその概況を紹介することゝしたい。

第六部會は二十四日より芝公會堂に於て開催せられた。午前九時、部長小原新三氏缺席の爲め、谷内庄太郎、杉野喜祐兩副部長の挨拶により開會、先づ谷内副部

長議長席について協議題毎に熱心なる協議を開始し、午後は杉野副部長議長となつてなほも協議を續けたが、午後四時に至り協議題の第一より第五まで並に第十二を議了して第一日を閉ぢる。翌二十五日は午前九時より大審院部長泉二博士の「司法保護事業の最終目的」と題する講演あり、一時間の豫定は二時間の熱辯となつて聴衆を感激させる。十一時部會の協議を開き、午後も續行。午後三時には五つの委員會の報告その他協議事項全部を議了し、谷内議長の挨拶あり、こゝに満場拍手のうちに目出度く閉會となつた。出席者實に一七七名。その決議事項を紹介すれば次の通りである。

- 一、司法保護制度制定促進の件
- 二、全國に少年審判所並に矯正院を設置すること
- 三、少年保護施設に鑑別機關を特設するの件
- 四、少年保護施設に對する租税免除に關する件
- 五、思想犯釋放者の保護に關する件
- 六、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 七、思想犯釋放者の保護に關する件
- 八、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 九、思想犯釋放者の保護に關する件
- 十、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 十一、思想犯釋放者の保護に關する件
- 十二、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず

- 一、思想犯釋放者の保護に關する件
- 二、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 三、思想犯釋放者の保護に關する件
- 四、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 五、思想犯釋放者の保護に關する件
- 六、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 七、思想犯釋放者の保護に關する件
- 八、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 九、思想犯釋放者の保護に關する件
- 十、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず
- 十一、思想犯釋放者の保護に關する件
- 十二、思想犯釋放者の保護に付てはなるべく特殊機關の設置を可とするも止むを得ず

ざる場合は各地の聯合會に思想部を設け保護上の研究並に指導に任じ一般保護會は此等と相協力して其の指導に助力するを適當と認む

六、司法保護事業の普及徹底方策如何意見聴取に止む

七、各府縣廳と司法保護事業との連絡に關する件

各府縣に於て適宜工作して事業の達成を期するやう取計ふこと

八、假釋放者の行狀職業及生活狀況に關する調査通報（假出獄取締細則第十四條）は保護團體よりなさしむるやう改正せられんことを其の筋に建議すること

九、法人組織の司法保護團體を褒章條例の内規第二條に該當する公益團體に認定せらるゝ様其筋に建議の件

法人組織の社會事業團體を褒章條例の

内規第二條に該當する公共團體に認定せらるゝやう賞勳局に交渉せられんことを其筋に建議すること

十、釋放者の生活に支障を來すべき各省の法令を緩和せられたき件

權威ある繼續實行委員を設置し本案の趣旨を達成せらるゝやう中央社會事業協會に於て盡力せられんことを望む

十一、公私立職業紹介所に對し刑餘者の就業方に付尙一段の考慮を煩はし度き件

各府縣に於て適當交渉連絡を遂げ刑餘者の就業方につき一段の開拓をなすこと

十二、犯罪者に關する國立調査研究機關を速に設置せらるゝやう其筋に建議の件

速に國民精神衛生の見地より犯罪者に關する國立調査研究機關を設置せらるゝやう其筋に建議すること

明春の總選挙を目前に控へて内務省の取締対策は着々と進められつゝあるが、明春の總選挙及びその事前に適用さるべき取締改善方法も愈々決定したので、内務省は十六日午前九時から省内會議室に刑事課長會議を開き本省から唐澤警保局長、相川保安課長、清水防犯課長はじめ關係各課長、地方側からは各府縣刑事課長、選舉事務主任警察官全部出席、まづ唐澤局長から一場の訓示あつて左の指示事項の議事に入り、清水防犯課長からその趣旨を逐一説明し、これに對する質問應答並に地方側の意見開陳があつて正午一旦休憩、内相官邸における内相主催の午餐會に臨み後藤内相の激勵的訓示があり、午後一時半から再び議事を續行し、注意事項並に諮問事項の審議に入り午後五時内務省關係の議事を終了した。よつて直に會場を司法省に移し光行檢事總長の訓示があり、六時小原法相の招待宴があつてその席上、小原法相の訓示があり會議は一日を以て終り、十七日から引續

き取締法規適用に關する講習に入つた。

指示事項

- 一、選舉の取締に關する件
- 一、選舉法令の運用に關する件
- 一、潜行的惡質の選舉犯罪者取締に關する件
- 一、選舉犯罪防止運動に關する件
- 一、選舉犯罪被害者の取調に關する件
- 一、選舉運動費用の取締に關する件

注意事項

- 一、檢事と司法警察官との聯絡協調に關する件

諮問事項

- 一、過般行はれたる府縣會議員選舉の取締の實績に鑑みるべき衆議院議員總選舉に際し一層之が取締を徹底するの方策如何

横濱刑務所逃走事件に對する社會の反響追録

日本弘道會の機關誌『弘道』はその第五百二十三號に於て『時論』中に『現行刑罰偶感』なる一文を掲げてゐる。曰く、

罰、刑役の輕くなることは無論である。けれども、人智が如何に向上しても道徳が振興せざる時は、單に文明の聲にのみよつて、刑課の輕減されることは一面危険でなければならぬ。即ち國民にして是非善惡識別の能力はあつても、道徳的良心を尊重し、此の實行が隆んでなければ犯罪は決して減じないからである。

刑罰は勿論人心を只懲すことを以て目的としない。それは人心を反省せしめ、懺悔せしめ之を善人たらしむる爲め的手段とするものである。されば人間を良心的に導くを以て足るといへる。所が今日の實際を見ると、人間の道徳は頗る振つてゐない傾きにあるにも拘らず刑罰は著しく輕減されてゐるとすれば、到底惡人を變じて善人たらしむるを得ない結果にならなければならぬと思ふ。されば吾々の感ずる所を以てすれば、道徳振興を一意念とする

と共に、其の發達を見る迄の方便としては、何としても刑罰を恐怖せしむるに足る苦痛を與へるとによつて、反省へ導くの重要さを信ずるものである。

我國に於ては、一方にはデモクラシーの思想、自由思想の影響等によつて、他の一般と共に、刑罰の上にも著しく人權尊重の風を見るに至つたが、他の反面に於ては、良心の尊重と其の實行が輕視減退しつゝある爲めに、刑罰は恐怖とならず、人心を反省させるに甚だ効果が乏しい憾みを感じるのである。されば到底犯罪は増すとも減ずることは望めない現状にある。「何！一寸行つて來ればよいんだ」とか、「今日の刑務所は優遇で何んでもない」といふ如き非反省的意識が犯人彼等の頭にあるのは、道徳が衰へて居る所に刑罰が輕減されて居る矛盾の一面を語るものでなければならぬ。

今日の刑務所は堂々たる建物であり、内にあつての生活も貧民階級の生

去日横濱刑務所の三囚人が脱獄し帝都を騒がした事件から刑務所の囚人取締に付て問題を生んだ。此の事も確に一考が煩はされて然るべきかと思ふ。刑法は幾度か改正されて來た。又服役上からも監獄は刑務所と改稱さるゝと共に、其の内容も幾多の改正が加へられて居るのである。これは素より文化の向上、思想の變遷、實驗實際による考究等々に基いて、改善されつゝあることであつて、時代に適應すべく深き考慮が拂はれて居ることは何人も認むる所である。

併し問題は、從來に比して現今は大體に刑が輕くなり、服役が樂になり自由になつて來た此の事である。尤も此の事は、野蠻から文化へ、未開から人智の發達へと向ふ自然の道程で、理論上當然ではある。野蠻時代には人間の自由や權利は著しく無視されるが、此の自由や權利は文化人には認められねばならぬから、隨て人權尊重の上から刑

活以上である所から、生活難にある一部の馬鹿者は、刑務所入り志願を申出る者さへあると云ふ。何と非良心的であり、非反省的であらう。此の如き道徳心の缺如を以てしては、今日の刑罰は善人に導く爲めに何等の役立つ所とならない、良心的恥辱の觀念なきものをそれに導く方便には、刑罰の苦痛による恐怖心を持たせることが或る程度迄必要である。今日犯罪は増加の一方であり、又前科者等を代議士等に選舉して國民も恥辱としない有様である。前科ありとも、眞に改心あらば結構なり、改心なき前科を自身恥辱ともせず、人も亦憎まぬといふ如き風習が多量なり世に横行して居る時、刑罰のみ輕減して行く事は一考を要する問題ではあるまいか。敢へて吾々は此の事を提出する。



海外異聞録

泥棒除け標語と強盗囚

ニューヨーク市内に、強盗盗事件が頻発して市當局が苦慮の末、何とか泥棒除けになるものをと、懸賞付きで標語の大募集をした。その時集つた何十萬といふ応募者の中で「戸締りを嚴重に！強盗には弱からず、強からず」と云ふのが一等に當選した。そして當選者の感想を求めると、その住所を調べ、身許を調べてみたところが、その一等當選者が名標語を吐く筈である。それは現在監獄の中にゐる強盗囚なのであつた。

新手のギャンク

ドルの國アメリカではドロ的も金に掛けては駈引が強い。日本の強盗などは金の有るなしと捕縛の場合の罪の輕重などに拘らず嚇して行くがアメリカのギャンクはそんな野暮臭いことはしない、と云つても貧乏人には金を與へて行く程慈悲深くもない。ギャンクの本場は近頃ではニューヨークでなく、カリフォルニアのサン・ジョイスであるとのことだが、ニューヨーク邊りでは、「子供の映画狂」みたいな矢鱈に射殺するギャンクもソロ／＼「ドロ的は儲けが薄いもの」とその改

ガラス喰ひ博士 裁判に勝つ

リンチブール市衛生課長 M.G.ベロウ博士はガラスの小片を食べても身體に危険ではない事を證明した。同博士は裁判所で或る事件の證人として實際にやつたことなのだ。その裁判といふのは、ベルデイ・C.コレトといふ婦人が或る胡桃屋を相手取つて五萬弗の損害賠償請求訴訟を提起した。同夫人の言ひ分によればコレト夫人が或る胡桃屋で買った落花生を喰べると落花生に混入してゐたガラスの小片を飲んだ。その爲めに内臓を怪我したからその損害賠償を出せといふのである。ところがベロウ博士は胡桃屋の證人として法廷に立ち、化學研究用器具を作る硬質ガラスを噛むことはいふまでもなく嚙込んだならば大怪我するが、普通のガラスは害をするものではないと顔としてはねつけた。そして自らガラスを喰べたから堪らない。陪審官は到當被告側の胡桃屋に有利な判

決を下した。

未成年者の犯罪と年齢

竊盜罪その他未成年の犯罪は幾歳頃が一番多いか？英國政府統計局の調査報告によれば男子未成年では十四歳から十六歳まで、女子未成年は十六歳から二十一歳が一番多い。同報告は更に之等未成年者の犯罪動機として左の如く述べてゐる。

「少年少女に過ちの多いのは何と云つても世界的不況から来る失業者の増加が第一の原因である。之は統計上明らかで證明出来るので失業者の数が減少するに比例して犯罪の数も少くなつてゐる。家庭の經濟状態が思はしくなければ勢ひ子供達の小遣錢も不足勝ちになり、結局罪を犯すことにもなるのである。」

牛の執行猶豫

米國のウエストフィールド

地方でのこと、牛に二週間の執行猶豫が下された。理由は牛が夜鳴をして安眠を妨害したといふのである。治安判事は飼主を召喚して牛のゐない法廷で刑の言渡をなした。飼主が罰せられないで、牛に刑を言渡したりするところは、どこまでも米國式である。

ニューヨークの騒音防止ミルク罐を割つても罰金

ニューヨークでは市民の騒音防止が一向徹底しないので去る十月一日市長ラガーディア氏が七百萬市民に騒音退治の宣戰布告を發し全市の警官一萬八千人を動員し、各種公共團體の應援を得て猛烈な防止運動をはじめた。これは九月三十日午後十一時からはじまり向ふ一ヶ月間ニューヨークにノイズレス・ナイトを現出せしめようといふのであつたがまづ第一夜に警官から警告を受けた者は全市で五千人に及

び、そのうち大部分は自動車のドライブアであった。また處罰を受けた者も多數あつたが、そのうち早朝ミルクの空罐を破つて不必要な音を立てたといふので五ドルの罰金を課せられた者、また朝の十時にトラックにタンクを載んで騒音を立てたといふので十ドルの罰金を拂つた運轉手もあつた。この一ヶ月間の騒音防止運動の結果色々の新取締令が發せられたが、最もきびしく取締られたものは自動車の運轉手で、不必要にホーンを鳴らしたり、ブレイキの音を立てたりすると直ぐ警官に捕まる。大きな貨物自動車は空気が入りタイヤを付けることを命ぜられた。消防自動車、病院自動車などでも無遠慮にサイレンを鳴らすことが出来なくなつた。それがため病院自動車がおくられて病人が死亡したといふ悲喜劇さへ演ぜられた。

ニューヨークにはリーグ・オブ

オア・レス・ノイズといふ騒音防止聯盟といふものがあるが、この種の團體はヨーロッパにもある。この聯盟の調査によると、ニューヨークでは騒音の部類に入るものは五十種以上あるが、そのうち最も大きい騒音は高架鐵道の三十三パーセント、貨物自動車の二十五パーセント、市内電車の二十パーセント、一般自動車のホーンが十パーセント、残り十五パーセントはブレイキ、サイレン、建築工事の金槌、ラヂオ廣告、音楽家、子供の遊戯等が原因する騒音である。去る八月十一日から約二ヶ月の間にニューヨーク市長宛の騒音抗議書が二萬五千通に達したといふが、それには隣家の犬や猫がうるさいとか、赤ん坊の泣聲を何とかしろとか、隣室の夫婦者がどうだとかいふやうな苦情なども多數あつたとのことだ。

選句所感

彩月君の句、これこそ將に海國日本の姿である。一讀意氣の高きを感じしめるものがある。東の空よりほのほのと白んで来る朝の光だが海上は全體に暗い。そして港に碇泊してゐる船の檣上旗が海の風に打たれて暗い中に絶えずはためいて高い音をさせてゐる。見てゐるうちに朝の光りは刻一刻とその明るさを増して、次第に海上一面に明けて来る、船體も見えるやうになり、檣上旗の動くのも見えるやうになつて来る。新しき年の夜が明け離れやうとして、天地に滿つる静寂と微光との崇嚴さの中に、たゞ一つきこゆる旗風の音の、何か心をそよる勇壯さをふくんでゐる。旗風といふものは何時見ても氣持のよいものであり、そのまたはためく音もおのづから爽かに聞えるものであるが、心も新まつて初光の中に立つ時に、近く見ゆる旗影とそのはためきは一層に爽快の感を興へずには措かないのである。雄大なる景を旗の音を中心に捉へた手際も中々に要領を得てゐるものである。本年初頭の句として第一位に推す。一體大

きな景はその捉へどころの中心に困るものだ。それをある一點に集中して、そこから展開させて全體を思はしめるのは最も効果的な方法である。

冷月生君の句は、冬の日の平和な一情景である。ふだんは風が荒くそして寒いので雀も水邊にまでは遊びには来ない。今日は珍しく穩かに静まつてゐるところから、その雀がやつて来て、そこにある舟の上を遊んでゐるのである。その情景は日本畫にみる小品の味ひである。すでに全體が寒く寂しい冬の海の水邊に置き忘れられたやうな舟、その舟に數羽来てひそかにあそぶ雀、そして、穩かなしかし寒々しい冬の日光が愛撫するやうにそこには照つてゐるのである。幽かなる情景が持つ味はひは決して強いものは與へないが、そこには好ましい閑寂さがある。東洋藝術に共通した「寂び」の世界である。

すいき君の句は、歳末街頭風景であるが

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
用紙官私製葉書
切毎月十五日限

編輯部選

橋上旗はためく音や初明り	天	室蘭	彩	月
冬風や雀來あそぶ舟の上	地	岡崎	冷	月生
人まばらみぞれに濡るゝ慈善鍋	人	新潟	すゝ	き
椋鳥の木に騒ぎゐて陽の落つる	秀逸	練習生	春	汀
冬空や河口廣く海に入る		名古屋	双	葉
菊の花や通り少なき寺の裏		三重	一	拜
靴音の空へひびくや寒の月		哈爾濱	景	介
石積んで人なき舟や冬の川		福岡	鬼	將
音高き霜夜の人の足音かな	佳作	盛岡	覺	治
福壽草砂をはなれし蕾かな		大曲	華	白

寄せ書の賀狀一枚まじりけり
彈初めや母も小聲にうたふなり
鶴や枯木にひそむ今朝の雪
馬飾る旗や初荷の店せまし
白塔の一入高し冬木立
萬歳の庭一杯に舞ひにけり
飛石にかたよる庭の落葉かな
さむざむと裸木にさす冬日かな
枯運にたばしる霰さわがしき
川とざす氷の音や冬の月
雪晴れの庭に掃き出す埃かな
金屏に影うつりけり嫁が君
老松の一本黒き枯野かな
正月の書くこと多き日記かな
健かに父と母あり松の内
雪の夜の室に匂ふや寒牡丹
訪れて泊りとなりぬ夜の雪
温突を焚きに起きたり夜半の雪
山寺や右に左に梅の花
野にあそぶ鳥騒ぐなり村時雨
百舌鳥鳴くや寒く澄みたる朝の空

三重	岡山	釜山	市谷	遼陽	三重	静岡	新潟	名古屋	大曲	西大門	名古屋	巢鴨	釜山	名古屋	群山	市谷	岐卓	小倉
總	秀	豊	亂	稠	ほがら	卓	時	筑	船	霧	築	凸	華	旅	青	雀	數	常
來	水	陽	風	黄	か	月	雨	聲	笛	風	洋	坊	水	水	照	路	甫	風

取材に複雑味を持つてゐる。そしてそれを表現するに無理がなく、情景を讀者に傳へてゐる。いつも十二月の末になると街頭に出る救世軍の年中行事の一つで、これが出るといよ／＼押し詰つた感じがする。鍋の附近には救世軍の人が二三人ゐて、頻りに行人の喜捨をすゝめてゐるのである。この句はみぞれの降る日の慈善鍋であつて、寒さと冷たさに街上の通行人もまことに少い。またそこにある慈善鍋を見かけても皆な急ぎ足であるから喜捨するものも殆どない。で折角立てた鍋は冷たいみぞれにひとり濡れてゐるのである。傍にゐる救世軍の人も、急ぎ足の通行人を見送つてゐるに止まる。歳末のあわただしい街上市もみぞれのために人足が減つて、慈善鍋のみ目立つてゐる情景が活寫されてゐると云ふべきである。上五で「人まばら」と切つて先づ街上の光景を出したこの表現は中々に大膽であるが、この場合成功してゐるとみてよい。全景を描いて更に「みぞれ」を持つて來て上下に響かせたのは巧智であつた。これで人のまばらなわけも分るのである。

辻々の防火標語や冬に入る
雨の夜の草にひそむや虫の聲
風邪にねてよなべの妻を立たせけり
多枯やとところ／＼に光る水
元朝や門開け放ち大國旗
初霜の落葉に白く見えにけり
庭に舞ふ落葉に小猫かまへけり
穀穀のひねもす燻ゆる冬田かな
若水を汲む灯に見えてこぼれ雪
門札の半ばかくれぬ松飾
寒晴れや軒にふくるる朝雀
晝過ぎや雀ひそまる時雨空
戸を叩く木枯や夜の更けてより
ひとしきり斜陽まぶしき紅葉かな
雪の夜や遠くなりゆく川の音
神棚の灯影に出でぬ嫁が君
街の灯に寒く垂れたり冬の雲
籠灰に汚るゝ猫や冬の朝
短日を薪割る音や隣りより
貝焼や廊通りに古りし店
草枯や日毎に募る風の中

香川 日州 小倉 汀月 臺南 素川 小倉 愛山 熊本 秀水 岡山 仁海 廣島 望一 大坂 里花 大坂 重谷 市谷 三重 大曲 高知 廣島 春生 福岡 煤生 青森 秋郊 大曲 紫淵 金澤 綠峯 豐多摩 朗生 哈爾濱 星水 銅路 紫陽

訓令通牒

衛生材料取扱規則中改正ノ件

(司法省 行刑局 行甲第一、四七〇號ノ一)

刑務所 少年刑務所

衛生材料取扱規則別表中左ノ通り改ム
右訓令ス

昭和十年十月三十一日

司法大臣 小原直

別表

衛生材料

一、器械

(一) 保健衛生器械中

「呼吸保護器」ヲ「マスク」ニ名稱ヲ改正シ「食器消毒器」ヲ加フ

(二) 検査器械中

「ヘモタイプ」ヲ除キ「貯尿器」ヲ加フ

(三) 診療器械中

「ルーペ」一「脱衣籠」ヲ加ヘ

外科用具ニ

「上肢手術臺」一「結紮絲輸送器」一「手術用ゴム手袋」一「瓦斯ヒター」ヲ加ヘ

眼科用具ニ

「異物抽出針及鑿」一「双眼ルーペ」一「遮眼子」ヲ加ヘ

耳鼻咽喉科用具ニ

「補聴器」一「鏡匙狀鉗子」ヲ加ヘ

泌尿器科用具ニ

「弾力性ゴム誘導ブージー」一「カテーテルブージー」消毒貯藏器」ヲ加フ

二、藥物

(一) 保健衛生藥品中

「ハルク」ヲ加フ

(二) 検査藥品中

「フイギザナル」ヲ除キ「血液型液體標準血清」一「ハイドロキノン」一「プロムカリ」一「メトール」一「クロウム明礬」一「鹽化石灰」一「クロム酸」ヲ加フ

(三) 診療藥品中

「バンカイン」ヲ「鹽酸プロカイン」ニ「ボスミン」ヲ「鹽酸エビレナミン液」ニ夫々名稱ヲ變更シ「ニトログリセリン」一「ロイシヨソ」一「丁字油」一「ヨード亜鉛」一「ネオイマミコ」

ル「ネオヒポトニン」「クリサロビン」「アリヘミン」「ア
ンチホルミン」「メチレンクレオソート」「キナチンキ」「ヲ
除キ「ロデアリン」「ボム」「ヘパトゼ」「チムイトリン」
毒「ルエスチン」「ワギン」「カルブンケン」「カマフエトン」
「ゾールキナ」劇「ツシアスト」劇「ネオヒポアポ」 毒
「ネブロスタン」「ラキサトール」劇「ノバボン」フスト
ル「エビオス」局「安息香酸」「サロミン」「ピカルシン」
ヲ加フ

(四) 製劑中

「マーキクローム水」「ピチロール軟膏」ヲ加フ

(四) 製劑ノ次ニ (五) 常備試薬ヲ加ヘ

(五) 常備試薬中

「尿試薬」「糞便試薬」「胃液試薬」「腎臟機能試薬」「肝臟
機能試薬」「腦脊髄液試液」「血液試薬」「細菌試薬」ヲ加フ

三、療養品中

「ソマトーゼ」ヲ除キ「ブルトローゼ」ヲ加フ

四、其ノ他ノ物品中

「繻帶留」「眼帶」「レントゲン寫眞現像用具」ヲ加フ

改正選舉法施行後ニ於ケル假釋放ニ關スル件

司法省 行刑局 行甲第一、五四五號
昭和十年十一月十三日

今回ノ府縣會議員ノ選舉ニ際スル取締並檢舉、裁判ハ曩ニ改
正セラレタル衆議院議員選舉法ノ趣旨ニ則リ選舉肅正ヲ期シ選
舉界ノ廓清ヲ圖ルコトニ重點ヲ置カレ居ルモノト思料候條選舉
法違反受刑者ニ對スル假釋放ニ付テモ右趣旨ヲ充分考慮スルコ
トヲ要スベキ義ニ候就テハ此ノ種受刑者ノ假釋放上申ニ際シテ
ハ所謂選舉「ブローカー」ナルモノヲ驅逐スル意味ニ於テ假釋
放審査規程第十七條ニ依リ檢事ノ意見ヲ求メ其完璧ヲ期セラレ
度候

刑務所事務分掌又刑務官會議ニ關スル規定中改

正ノ件

司法省 行刑局 行秘甲第二〇五號

刑務所 少年刑務所

刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定ヲ左ノ通改正シ昭
和十一年一月四日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十年十一月二十一日

司法大臣 小 原 直

刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定

第一條 刑務所ニ庶務課、戒護課、作業課、教務課及醫務課
ヲ置ク

第二條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第六條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、收容者ノ衣食住ニ關スル衛生事項

二、健康診査ニ關スル事項

三、防疫、醫療ニ關スル事項

四、調劑ニ關スル事項

五、其ノ他刑務所一般衛生ニ關スル事項

第七條 司法大臣必要アリト認ムルトキハ第五條ノ規定ニ拘
ラス或刑務所ニ付キ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第八條 收容者ノ個性審査ハ各課ニ於テ之ヲ分擔ス

第九條 各課ニ課長ヲ置ク
課長ハ刑務所長ノ指揮ヲ受ケ其ノ課ニ屬スル事務ヲ
掌理シ兼テ其ノ事務ヲ分掌ス

第十條 刑務所長ハ課長ヲ命免シ其ノ旨ヲ司法大臣ニ報告ス
ヘシ

第十一條 庶務課長及戒護課長ハ典獄補又ハ看守長、作業課長
ハ典獄補、作業技師又ハ看守長、教務課長ハ教誨
師、醫務課長ハ保健技師中ヨリ之ヲ命スルコトヲ要
ス

第十二條 庶務課長、戒護課及作業課長ハ互ニ之ヲ兼ネシムル
コトヲ得 但シ作業技師タル作業課長ハ此ノ限ニ在
ラス

第十三條 刑務所ハ每週三回以上刑務官會議ヲ開クヘシ
前項ノ會議ニハ各課長及必要ト認ムル職員ヲ召集ス

一、職員ノ進退身分ニ關スル事項
二、文書、記録、統計、指紋、入所及釋放ニ關スル事
項
三、豫算、決算及金錢ノ出納ニ關スル事項
四、領置、自辨品又ハ差入金品ニ關スル事項
五、物品ノ出納、保管、建築、修繕及國有財産ノ管理
ニ關スル事項
六、其ノ他他課ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 戒護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、看守ノ教養訓練ニ關スル事項
二、刑務所ノ秩序維持ニ關スル事項
三、拘禁及賞罰ニ關スル事項
四、書信及接見ニ關スル事項

第四條 作業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、作業ノ企劃、經營ニ關スル事項
二、作業統制ニ關スル事項
三、發明、考案ニ關スル事項
四、作業賞與金ニ關スル事項

第五條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、教誨及教育ニ關スル事項
二、看讀書簿ニ關スル事項
三、釋放者ノ保護ニ關スル事項
四、其ノ他收容者ノ教化ニ關スル事項

第十四條 重要事項ニ付テハ會議ノ經過ヲ議事録ニ記録スヘシ
刑務官會議ニ諮問スヘキ事項左ノ如シ

- 一、特赦、假釋放、刑ノ執行停止ニ關スルコト
 - 二、收容者ノ行狀査定ニ關スルコト
 - 三、作業ノ新設、改廢、就業時間ニ關スルコト
 - 四、衣類、臥具及雜具ノ増減ニ關スルコト
 - 五、糧食ノ種類及分量ニ關スルコト
 - 六、賞遇及重大ナル微罰ニ關スルコト
 - 七、刑務所ノ經費及重要ナル工事ニ關スルコト
 - 八、刑務所内ニ於ケル拘禁區分ニ關スルコト
 - 九、重要ナル規定ノ改廢ニ關スルコト
 - 十、累進準備會ノ組織ニ關スルコト
 - 十一、行刑累進處遇令所定ノ事項
 - 十二、其ノ他刑務所長ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第十五條 左ノ事項ハ關係課長ニ諮問スヘシ
- 一、少年法第九條第二項ノ適用ニ關スルコト
 - 二、收容者ノ舍房及工場ノ指定ニ關スルコト
 - 三、獨居拘禁及其ノ期間ノ更新ニ關スルコト
 - 四、作業ノ指定、作業科程、作業賞與金ニ關スルコト
 - 五、手當金ノ給與ニ關スルコト
 - 六、教育ノ時間及學科ニ關スルコト
 - 七、收容者ノ病院移送ニ關スルコト
 - 八、其ノ他刑務所長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十六條 支所ニ於ケル事務ノ分掌及刑務官會議ハ刑務所長ノ
定ムル所ニ依ル

附 則
大正十年十月司法省訓令行秘甲第一八一號ハ之
ヲ廢止ス

刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定改正

（司法省 行秘甲第二〇五號ノ二）
（行刑局 昭和十年十一月二十一日）

司法省行刑局長 岩 松 玄 十

今回標記ノ件ニ關シ別紙ノ通訓令相成候處右ハ行刑制度ノ向
上發展ニ件ヒ複雑トナリタル行刑事務ヲ統制化シ一面對外的折
衝ヲ圓滑ニシテ猶一層向上發展セシムル爲メ改正相成候次第ニ
付右趣旨ヲ體セラレ典獄補配置アル刑務所ニ於テハ庶務課長又
ハ戒護課長トシテ可成典獄補ヲ任命セラレ看守長ヲ以テ課長ト
爲ストキハ適材適所主義ヲ基本トセラレ且順位ヲ重ンジテ事務
ヲ分掌セシメラレ度往年經驗セルカ如キ課長ヲ以テ中間監督者
ノ派生ト爲シ其ノ結果事務ヲ澁滞セシムルニ至ルガ如キコトハ
嚴ニ避ケラレ左記事項ニヨリ課長自ラヲ事務遂行ニ專念セシメ
ラル、様御留意相成度候

記

一、經理事務ノ適正ヲ期スル爲メ刑務所長ハ庶務課ニ會計主任
ヲ置クコト

其ノ他必要アルトキハ文書主任、領置主任、用度主任ヲ置

クコトヲ得ルコト

二、庶務課ニ主任ヲ置キタルトキハ課長各主任ハ之ヲ兼攝スル
コトヲ得ルモ會計主任ト用度主任トハ互ニ之ヲ兼攝スルヲ
得サルコト

三、前二號ノ主任ハ看守長ヲ以テ之ニ充テ命免シタルトキハ行
刑局長ニ報告スヘキコト

第一級受刑者ニ對シ冬期作業衣ヲ着用セシムル
場合自辨ノ拾チヨツキヲ使用セシメ得ルノ件

（司法省 行甲第一、六五四號）
（行刑局 昭和十年十二月九日）

司法省行刑局長 岩 松 玄 十

標記ノ件ニ關シ別紙甲號稟請ニ對シ乙號ノ通認可相成候處右
ハ從來指定セラレタル自辨襪衣ノ重着ニ依リ操業動作ノ敏活ヲ
缺キ作業能率ニ影響ヲ來スガ如キコトナカラシムル爲メ特ニ變
型襪衣トシテ自辨使用ヲ認許セラレタルモノニ有之候條之ニ準
シ御取扱相成差支無之候

追而普通衣中綿入常衣ノ綿量ハ一般衣常衣ノ綿量ニ比シ寡量
ノ減ヲ有セラル、向有之候へ共元來普通衣ハ一般ニ地方民衆
ノ使用スル衣類ト著數懸隔ナカラシムルノ趣旨ニ依リ制定セ
ラレタルモノニ有之從ツテ綿量ノ如キモ特ニ地方民衆ノ使用
綿量ニ比シ特ニ寡量ナラサル限リ保溫上ニ付テハ必要ニ應ジ
襪衣襪袴等ニ依リ調節相成度爲念申添候

（甲號）

小刑發第一、三三一號

昭和十年十月十五日

小菅刑務所長 椎 名 通 藏

司法大臣 小 原 直 殿

第一級受刑者ノ自辨ノ衣類著用ニ關スル件稟申
行刑累進處遇令ニ依ル第一級受刑者ニ貸與スル冬期作業衣ノ制
式ハ表地ハ霜降小倉裏地ハ白雲齊ノ折返シ詰襟洋服型ニ有之從
前貸與シ來リルタ綿入短衣ニ比シ稍薄着ノ感アリ自辨ノ「シヤ
ツ」ニテ調節スヘキ管ノ處「シヤツ」ニ枚ヲ着用セシムル時ハ作
業中ノ動作敏捷ヲ缺キ從ツテ作業能率ニ影響ヲ及ホシ候ニ付別
紙圖面ノ如キ比較的輕快ナル拾チヨツキ（地質ハ片面練霜降小
倉地）ヲ自辨著用セシムル身體保溫上並ニ動作上ニ於テモ適當
ト被認候ニ付特ニ御認可相成度別紙圖面並見本等相添及稟申候

（別紙） 價格調

一金六拾錢也 但チヨツキ一個代
內 譯

品 目	數量	單 價	價 格
片面練霜降小倉地	一米五	〇三〇〇	〇四五〇
卸、糸	一個分	〇〇五〇	〇〇五〇
製 作 賃 同		〇一〇〇	〇一〇〇
計			〇六〇〇

行計統計

昭和十年十月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of October 1935

受刑者	越員	入監	出監	現員	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
					現在	末日現在	現在	末日現在	増減	増減		
50,726	4,786	4,689	50,823	50,726	48,178	97	2,645					
311	1,481	1,534	258	311	228	53	30					
刑事被告人	6,286	3,716	4,241	5,761	5,513	525	248					
勞役場留置者	618	842	858	602	687	16	65					
乳兒	14	5	6	13	8	1	5					
男	57,034	10,585	11,075	56,544	53,602	490	2,942					
女	921	245	253	913	992	8	79					
總計	57,955	10,830	11,328	57,457	54,594	498	2,863					
備考	受刑者現員中=朝鮮人		男	2,513人	女	4人						

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國男	59	—	6	—	71
露西亞男	3	—	—	—	3

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
總計男	68	—	6	—	74

法學協會雜誌

第五十四卷 第一號 東京帝大法學協會發行 昭和十一年一月一日發行

論說

法律學に於ける「學說」……………東京帝國大學校授 宮澤俊義
 フランク時代の家族共同……………東京帝國大學助手 久保正幡
 體と自由分權の發展……………
 大明律直解致……………京城帝國大學教授 花村美樹
 私法上の法律行為の要素……………東京帝國大學助教授 田中二郎
 としての公法行為の缺點……………
 三浦修三著・獨逸法律類語異同辨(小野清一郎)——米國國際

判例研究

民法に於ける二大收穫(江川英文)——最近に於ける手形法
 學の收穫(鈴木竹雄)
 民事訴訟法判例批評(六二)……………東京帝國大學名譽教授 加藤正治
 民事法判例研究錄(昭和一〇年度・八)
 川島武宜—齊藤秀夫—江川英文—菊井維大—山田晟—有泉
 享—內田力藏—戒能通孝—石井照久—兼子—吾妻光俊—
 東季彦—鈴木竹雄—加藤正治—小町谷操三—山中康雄

法學論叢

昭和十一年一月 發行所 京都帝國大學法學會 第三十四卷第一號 發賣所 東京 有斐閣

論說・資料

中華民國の破産法に就て(一)……………齊藤常三郎
 破産差押の拋棄と自由財産の委付……………小野木常
 將來の權利の處分(一)……………於保不二雄
 帝政露西亞帝國主義の研究……………立川文彦
 商法改正要綱概評(一)……………烏賀陽然良
 批評と紹介……………
 安平教授「團體主義の刑法理論」……………佐伴千仞
 ランゲン「改正手形法に於ける毛形義務」……………納富義光

判例研究

〔民事法〕 質物に對する返還請求權の競合……………石田文次郎
 後見人の行為と親族會の決議の取消……………近藤英吉
 自己の免責を目的とする清算人の株式讓渡……………大森忠夫
 〔刑事法〕 或る水喧嘩の不可罰性……………宮本英脩
 〔公法〕 道路の管理の瑕疵と損害賠償請求……………渡邊宗太郎
 雜報 研究會記事

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十六卷 第一號 昭和十一年一月

日本民法學に於ける富井と梅……………講師 岩田新
 指圖式保險證券に就いて……………教授 野津新
 天皇及國家を中心として憲法を論ず……………講師 高窪喜八郎
 刑事法雜題(一五)……………講師 平井彦三郎
 儒帝法學撮要邦譯(一)……………講師 矢田一郎

刑事判例研究(四五)……………講師 草野豹一郎
 反亂罪と軍人たる身分なき者の加功……………
 民事判例研究……………
 指圖式保險證券は有價證券なりや(升本重夫)——保險會
 社の代理店主の保證人の責任(椎津盛一)——共有物持分
 の假差押肯分割請求(吉田久)——會社が取締役に對して
 提起する訴(佐々穆)
 紹介及批評
 ハンス・フランク「法及び立法のためのナチス綱要」(一
 九三五年)(西村勉)——コウビンガー著死刑廢止論を讀
 む(櫻田忠美)
 近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十四卷 第一號
昭和十一年一月二日發行
定價 金五十錢

司法省構内法曹會
振替口座東京一五六七〇番

○準備手續の使命に就て……………
 ○讓渡命令について……………
 ○中世に於ける朝廷の民事裁判所……………
 ○一九一〇年乃至一九三五年の二十五年間に於ける英國刑事法の發達……………
 ○名判官物語(九)德川幕府の法制と裁判所構成(その一)……………
 ○司法沿革考(二)……………
 ○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令○雜報

廣島地方裁判所 植山 日二
 橫濱地方裁判所 五十嵐 太
 法政大學講師 細川 龜市
 司法省調査課 小松 吉
 瀧谷 質

犯罪學雜誌

第十卷 第一號
昭和十一年一月
定價 一部六十錢
參圓參拾錢

犯罪學雜誌發行所
振替口座金澤八三二八番

○足紋分類法に就て……………醫學博士 北條 春
 ○燒死々體肺臟の組織學的研究(上)……………醫學博士 松倉 豐
 ○血痕の血液型鑑別に關する知見……………醫學士 萩 小 松 勇
 ○我國に於ける血液型等位線に就て……………醫學士 伊 小 松 勇
 ○正常家兔血清中に於ける抗反凝集素に就て……………醫學士 深井 尾 立 尚
 ○行刑及司法保護雜感(續)(上)……………前長崎刑務所長 白 井 勇
 ○台灣の拳闘術……………湯 川 長 四
 ○拘摸行為の心理的考察……………安 田 平 松
 ○フエリの犯罪學說について……………元刑事部長 永 江 三
 ○犯罪捜査實話(二三)警察官は斯ふした危險に遭遇する……………辯護士 山 橋 活
 ○法醫學上から觀た「パスヤ殺事件」……………醫學博士 井 上 種
 ○硝子障子を破り其破片を以てせる殺人事件……………醫學博士 古 畑 剛
 ○第九講 毛髮の検査……………醫學博士 山 崎 基
 ○血合……………法醫學講座 佐 基

論 說
 醫學博士 北條 春
 醫學博士 松倉 豐
 醫學士 萩 小 松 勇
 醫學士 伊 小 松 勇
 醫學士 深井 尾 立 尚
 前長崎刑務所長 白 井 勇
 湯 川 長 四
 安 田 平 松
 元刑事部長 永 江 三
 辯護士 山 橋 活
 醫學博士 井 上 種
 醫學博士 古 畑 剛
 醫學博士 山 崎 基

抄 錄
雜 報

東京帝國大學 教授法學博士 小野一郎先生著

全訂刑事訴訟法講義

訴訟法學の理論的構成の困難と其の政策的的重要性には、實體法のそれに優るとも劣らぬものがある。本書の高き學問的地位については更めて収々を要しない。「全訂第三版」に於ては新刑事訴訟法施行後の判例學說を参照せられたるは勿論、最近の訴訟法學殊にドイツ訴訟法學に於ける理論的及政策的方面の發展を充分に瀟過せられつゝ、益々其の理論的構成の完成と實踐への指導性を高むるに至つた。學徒、法曹、學生は勿論、法律實務家の見逃すべからざる斯學の好著である。

好評
刑 法 講 義
法 理 學 及 「 文 化 」 の 概 念
刑 の 執 行 猶 豫 と 有 罪 判 決 の 宣 告
刑 法 に 於 け る 名 譽 の 保 護

菊判總布裝 頁六二四	定價 四・〇〇	送料内地 二・二〇
菊判總布裝 頁四一〇	定價 三・八〇	送料内地 一・四〇
菊判總布裝 頁三六〇	定價 二・五〇	送料内地 一・四〇
菊判總布裝 頁五四四	定價 三・八〇	送料内地 二・二〇

菊判總布裝
總頁六七八
定價金四圓
送料廿二錢

東京 有斐閣
神田 神保町
振替東京三七〇番

編輯餘録

□ アメリカのペンシルヴェニアは行刑學とは切つても切れぬ縁のあるかのペンシルヴェニアの發祥地であるが、今日ではそこにあるペンシルヴェニア・プリズン・ソサイチイが世界的に有名な刑務協會とされて居る。

□ その刑務協會から刑政と同じやうにプリズン・ジャーナルといふ行刑雜誌が年四回宛發刊されて編輯子の如き行刑趣味者流に知識を培かつて呉れて居たのであるが、何れも同じ秋の夕暮れのやうに淋しい財界の風がこの協會に吹き込んで来て折角の雜誌が又財政困難といふ理由から年二回に減らされたさうだ。それに比べると日本の刑務協會や刑政は誠に幸である。

□ 一兩年前にドイツではかのブレター・フエア・ゲフエングニステンデといふ行刑雜誌がナチス風に吹か

れて一時絶刊してゐたが行刑の特に必要な所以をさつた今日のナチスでは昨年来むしろその以前よりも堂々と發刊することになった。

□ 日本ではそれに反して刑政を始めとしてあちらにもこちらにも小さい行刑誌が出来て大に行刑論をやつて居る筈だが、しかし筆者諸君折角の行刑論をやる以上、もう少し研究的態度に出て貰ひ度いものである。

□ 一箇刑務所の經驗を模範的なモデルにしたり自己流の行刑經驗談が雑誌の中心となるやうな行刑誌ならプリズン・ジャーナルのやうに縮少された方がよいのではないかと編輯子は思ふ。

□ ある刑務所で囚人と看守とが通謀したなどと新聞紙が報じてゐるが刑務官諸君昭和十一年からはこんなはづかしい事故は大概に切り上げて造物主に返上しようではありませんか。

昭和十年十二月八日夜
あき羅

定規文注	料告廣	表價定
●御注文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱に拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと、従つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし	一 一頁 二 一頁 普 通 一 頁	一 冊 (稅共) 金二圓五十錢 六 冊 (稅共) 金一圓五十錢 十二冊 (稅共) 金三圓

編輯 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一八四番地

印刷 竹田益平
東京市葛飾區小菅町一八四番地

印刷 刑務協會印刷部
東京市葛飾區西日比谷町一番地

發行所 刑務協會
東京市葛飾區西日比谷町一番地

電話銀座 二三四四・三八二五番
振替口座 東京 二五〇五九番

49^e Année N^o 1

Janvier 1936

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Kimuia, K. Le passé et l'avenir de la science,
pénitentiare.

Yoshimasu, M. Le problème de la volonté et la
pédagogie criminelle (*fin*)

Mouvements des idées à l'étranger :

Nathaniel Canton ; The New Prison Program in Italy

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice